



# 第3次 伊勢原市 環境基本計画

令和5年～令和14年

令和5年3月  
伊勢原市

## <目次>

<b>第 1 章 計画策定の背景</b> .....	<b>1</b>
1-1 市の環境政策のあゆみ .....	1
1-2 地球環境を取り巻く動向 .....	3
1-3 市の概況 .....	11
<b>第 2 章 計画の基本的事項</b> .....	<b>13</b>
2-1 計画の位置付け.....	13
2-2 計画の期間 .....	14
2-3 計画の対象範囲 .....	14
<b>第 3 章 目指す環境像</b> .....	<b>16</b>
3-1 目指す環境像 .....	16
3-2 市民意識 .....	18
3-3 前計画における具体的な目標の達成状況 .....	22
3-4 環境像の実現に向けた課題と見直しの方向性 .....	29
3-5 環境像の実現に向けた取組について.....	33
3-6 大目標ごとの基本方針 .....	34
3-7 SDGs のゴールから見た本計画の目指す内容 .....	35
<b>第 4 章 施策体系</b> .....	<b>36</b>
4-1 大目標 1(重点取組事項) カーボンニュートラルの推進の構成について.....	37
大目標 1(重点取組事項) カーボンニュートラルの推進 .....	38
4-2 大目標 2～5 の構成について .....	72
大目標 2 循環型社会の構築 .....	73
大目標 3 快適な生活環境の保全 .....	81
大目標 4 豊かな自然環境との共生 .....	97
大目標 5 次世代を担う人づくり .....	106
<b>第 5 章 計画の推進</b> .....	<b>114</b>
5-1 進行管理 .....	114
5-2 推進体制 .....	116
<b>用語集ほか</b> .....	<b>117</b>

## 第1章 計画策定の背景

### 第1章

#### 計画策定の背景

### 1-1. 市の環境政策のあゆみ

#### (1) 伊勢原市環境基本計画の策定

平成16（2004）年4月に、環境保全等のための施策を総合的・計画的に進めるため、伊勢原市環境基本計画（以下、「計画」といいます。）が策定されました。

#### (2) 伊勢原市環境基本条例の施行

平成22（2010）年4月に、市民、市民団体、事業者などと行政が積極的な参画と協働により、豊かな環境と共生するすみよいまちづくりを推進することを目的に、伊勢原市環境基本条例（以下、「条例」といいます。）が施行されました。

#### (参考) 条例の基本理念

- ・良好な環境の保全等は、将来の世代へ継承していかなければならない。
- ・良好な環境の保全等は、恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷が少ない健全な社会が構築されることを旨とし、豊かな自然環境を保全し、環境と市民の共生が実現されるように行わなければならない。
- ・良好な環境の保全等は、市、市民、市民団体、事業者及び旅行者その他の滞在者の日常生活又は事業活動において行わなければならない。

#### (3) 第二次伊勢原市環境基本計画について

平成25（2013）年に策定した、第二次伊勢原市環境基本計画（以下、「前計画」といいます。）は、条例で掲げる基本理念に基づき、「みんなでつなぐ豊かな環境」を目指すべき環境像とし、「①環境教育・学習 ②生活環境 ③循環型社会 ④エネルギー・地球温暖化 ⑤自然環境 ⑥都市環境」の分野で、環境保全等の取組を進めています。

また、前計画は、平成30（2018）年度に中間改定を行い、具体的な目標25項目を20項目に見直す等の改定を行いました。

令和4（2022）年度で、前計画が計画目標年次を迎えることから、国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の改定、新型コロナウイルスによる社会の意識変化等を踏まえ、令和5（2023）年度を開始年度とする新たな計画である第3次伊勢原市環境基本計画（以下、「本計画」といいます。）を策定するものです。

#### (4) 「ゼロカーボンシティいせはら」の表明について

令和3（2021）年10月、令和32（2050）年における二酸化炭素排出量実質ゼロと、気候変動に強いまちの実現を目指す「ゼロカーボンシティいせはら」を表明しました。

地球温暖化対策のため、令和32（2050）年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のことを「ゼロカーボンシティ」といいます。

令和4（2022）年11月末現在、全国で804自治体、神奈川県内では県を含め26自治体（1県19市6町）が表明をしています。

本市は、丹沢大山を始めとした豊かな自然の恵みを受けながら、歴史と文化を守り発展を続けてきました。

私たちの財産ともいえる豊かな自然との共生を未来の世代へと引き継いでいくため、今の時代を生きる我々が、地球温暖化の問題に向き合っていく必要があることを訴えかけています。

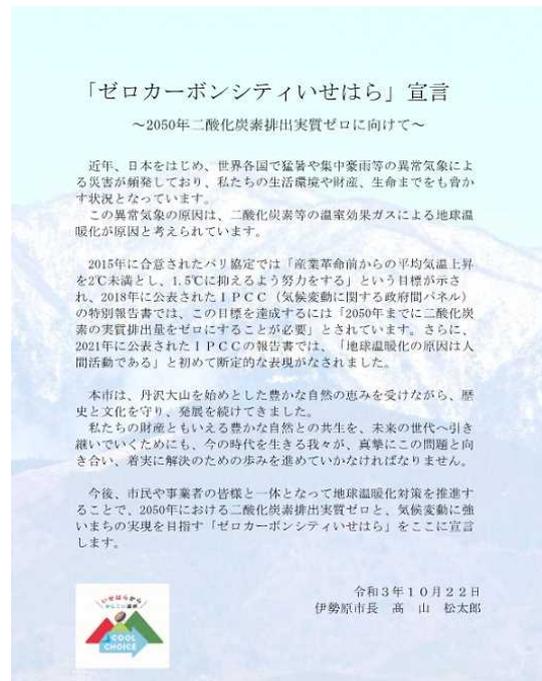


図1-1：ゼロカーボンシティいせはら

## 1-2. 地球環境を取り巻く動向

### (1) 国際社会の動き

#### ア 世界の地球温暖化対策

平成27(2015)年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書以降の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、令和2年以降の温室効果ガス排出削減のための目標が示されました。パリ協定では、「途上国を含む全ての参加国に努力義務」を求める初めての枠組みとなったことから、歴史上最も画期的といわれています。パリ協定の締約国は、令和2年以降の「温室効果ガス削減・抑制目標」を定め、「長期低排出発展戦略」の提出が求められています。

令和3(2021)年11月にイギリスのグラスゴーで開催されたCOP26では、気温上昇幅を1.5℃に抑えることが公式文書(グラスゴー気候合意)に明記されました。また、石炭を巡っては、排出抑制対策を講じていない石炭火力発電について、「段階的な削減に向けた努力を加速する」ことが合意に盛り込まれました。また、パリ協定で唯一合意できていなかった、先進国が途上国の脱炭素化を支援した場合に、削減量の一部を先進国側に計上できる国際取引ルールについても合意されました。



図1-2: COP26(出展:外務省HP)

#### イ 持続可能な開発目標(SDGs)

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称で、平成29(2017)年に国連で採択されました。令和12(2030)年までに全世界(先進国、途上国)が目指す国際目標のことで、17項目のゴールと169項目のターゲットで構成されています。



図1-3: SDGs 17の目標

持続可能な開発は、将来の世代が受ける恩恵を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発と定義されています。人間、豊かさ、平和、パートナーシップという極めて重要な分野で、2030年までの行動を促します。

本市では、令和元(2019)年3月に、県及び県内市町と共に「SDGs 日本モデル宣言」を採択し、賛意を表明しています。

### ウ 脱炭素社会とグリーンリカバリー

グリーンリカバリーとは、新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策で、環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法です。

特に、パリ協定の達成に貢献すること、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与することがポイントとなります。

コロナ禍からの経済回復に向けて強力な経済政策が実施されることを大きな機会として、一気に「持続可能な社会」を実現し、コロナ禍以前とは異なる、新たな未来の創造につながる復興を目指すものです。

気候変動への対応や、生物多様性の維持といった課題の解決に重点的に資金を投じることを通じ、そこから雇用や業績の拡大で成果を引き出すことを狙います。

例えばEUでは、「次世代EU」と名付けた90兆円規模の経済復興策を打ち出し、再生可能エネルギーの普及や電気自動車への転換のための巨額のインフラ支援などが盛り込んでいます。フランス政府は、経営難に陥ったエールフランスに資金を融資するにあたって、列車など代替手段がある2時間半以内の国内路線を縮小することを条件にするなど、脱炭素化を促す方向性を明確にしています。

また、経済活動において、環境面の配慮を判断材料として考えるESG投資が欧米を中心に拡大しています。気候変動対応や脱炭素の取組を経営戦略に取り入れ、開示する動きが日本でも進展しており、脱炭素経営がビジネスチャンスと捉えられています。

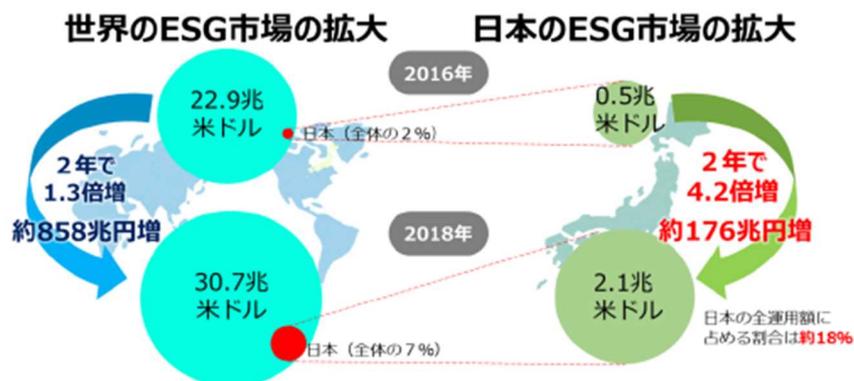


図1-4：ESG投資の拡大（出典：環境省 地球温暖化対策の推進に関する制度検討会第1回資料）

### Ⅰ RE100とEV100

RE100とは、イギリスの国際環境NPO「The Climate Group」によって、事業活動による環境負荷を低減させるために平成26（2014）年に設立された国際的な企業集団です。必要なエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄うことを目標に、世界の影響力のある大企業が参加しています。

また、自動車は移動や輸送の手段として欠かせませんが、地球温暖化の原因にもなっており、この課題の解決に向けて、電気自動車（EV）への転換が求められています。EV100とは、この流れを受けて、同じ「The Climate Group」によって平成29（2017）年に設立された国際的な企業集団です。参加する企業は令和12（2030）年までに事業活動の移動を100%EVにすることを目指しています。

# RE100

図1-5：RE100のロゴ

## 第1章

### 計画策定の背景

## （2）国の動き

### ア 第五次環境基本計画

平成30（2018）年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、「地域循環共生圏」の創造に向けた施策の展開として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。



図1-6：地域循環共生圏（出典：環境省 第五次環境基本計画の概要）

## イ 2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップの策定

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けての地球温暖化対策として、国は令和2（2020）年10月、「令和32（2050）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち令和32（2050）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。これを受け、脱炭素社会の実現に向けて、令和32（2050）年までに二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むこととする「ゼロカーボンシティ」の表明をする全国の地方公共団体が増えてきています。

温室効果ガスは、経済活動、日常生活においても排出されており、国民一人ひとりのライフスタイルに起因する温室効果ガスが消費ベースで全体の排出量の約6割を占めるという分析もあります。脱炭素社会の実現は、国や自治体、事業者だけが取り組むべきものではなく、個人の生活レベルでも意識の变革が必要です。

令和3（2021）年6月に国が公表した「地域脱炭素ロードマップ」では、今後の5年間を重点取組期間とし、人材・技術・情報・資金の面で各地域を積極支援する姿勢を示しました。

また、国は令和12（2030）年までに、少なくとも100カ所の脱炭素先行地域を選定し、そのモデルを全国に伝播させることで、「脱炭素ドミノ」を狙うとしています。

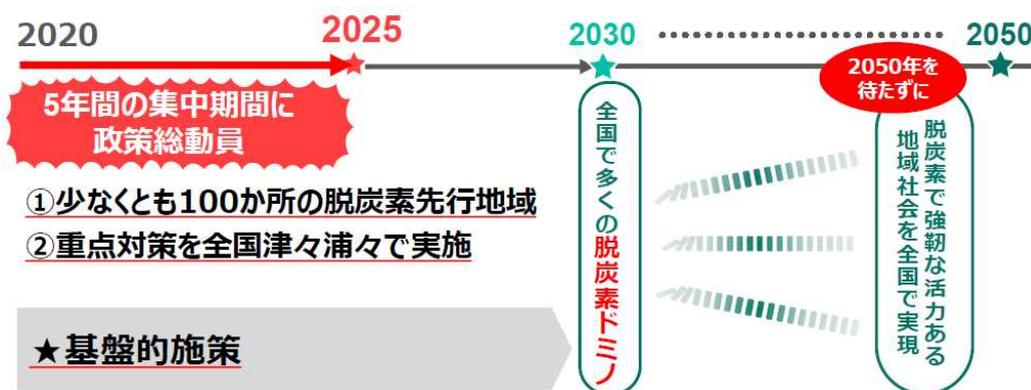


図1-7：脱炭素ドミノのイメージ（出典：地域脱炭素ロードマップより抜粋）

## ウ 地球温暖化対策の推進に関する法律と地球温暖化対策計画

令和3（2021）年6月に、「令和32（2050）年までの脱炭素社会の実現」を基本理念に規定した改正地球温暖化対策の推進に関する法律（改正温対法）が公布されました。改正温対法では、区域の温室効果ガス削減のための施策として、①再生可能エネルギーの利用促進、②住民・事業者の温室効果ガス削減に係る活動促進、③脱炭素型まちづくり、④循環型社会の形成があげられており、これらに対する施策の実施目標を定めることが求められています。

また、「地球温暖化対策計画」は、改正温対法に基づき、国の温室効果ガス排出量の目標等を定めた計画で、令和3（2021）年10月に閣議決定されました。

国は、令和3（2021）年4月に、令和12（2030）年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しており、この新たな目標の実現に向けた計画となっています。

## Ⅰ 気候変動適応計画

地球温暖化が日々深刻化している中、気候変動の影響により、国内においても気温の上昇、作物への影響、動植物の分布の変化等が起こっています。個々の現象のすべてが地球温暖化による影響とは言い切れないものの、今後も地球温暖化の進行に伴い、さまざまな気候への影響が発生すると予測されています。

地球温暖化の抑制にむけて、国内では様々な主体が二酸化炭素排出量の削減目標を掲げており、削減目標達成に向けた取組(緩和策)が行われているものの、緩和策を着実に達成したとしても回避できない気候変動のリスクが存在すると考えられています。

そういった気候変動のリスクを踏まえ、国では気候変動リスクの適応に向けた「気候変動適応計画」が平成30（2018）年11月に策定されました。

「気候変動適応計画」では、各分野において気候変動リスクへの適応に向けて7つの基本戦略が示されています。特に基本戦略4には、地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進について定められており、その中で「地域循環共生圏」の創造による強靱で持続可能な地域社会の実現につなげていく視点が重要であると指摘しています。

## オ 第6次エネルギー基本計画

エネルギー基本計画は、エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき国が策定をするものです。

平成30（2018）年の第5次エネルギー基本計画策定時からのエネルギーを巡る情勢変化や、日本のエネルギー需要構造、脱炭素社会に向けた世界的な潮流等を踏まえ、令和3（2021）年10月に第6次エネルギー基本計画が閣議決定されました。

この計画では、国のエネルギー政策の基本的視点（安全性(Safety)、自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment))を前提とし、令和32（2050）年カーボンニュートラル及び令和12（2030）年の新たな温室効果ガス排出量削減目標（2013年度比46%削減）に向けたエネルギー政策の道筋を示しています。

また、令和12（2030）年における野心的なエネルギーミックス（電源構成）の見通しも示しており、石炭などの化石電源の割合を緩やかに減少させつつ、再エネの割合を36%～38%、状況に応じて38%以上にすることが明記されました。

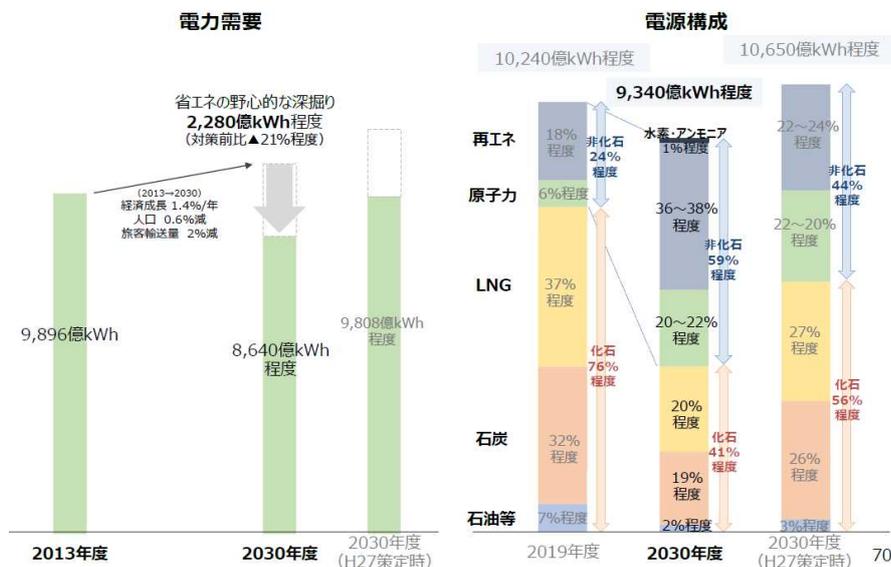


図 1 - 8 : 電力需要・電源構成の見込み (出典 : 資源エネルギー庁 2030 年度におけるエネルギー需給の見直し)

### カ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和 4 (2022) 年 4 月、プラスチックごみ削減とリサイクル促進を目的とした「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環法)」が施行されました。この法律は、マイクロプラスチックによる海洋汚染や、プラごみの燃焼による温室効果ガス排出等を減らすため、プラスチック使用製品の設計・製造から販売・提供、排出・回収・リサイクルまでの段階ごとに対策が明記されています。

その上で、プラスチックのライフサイクル全般に関わる事業者・自治体・消費者で、リデュース、リユース、リサイクルの 3 R と、持続可能な資源化を進めることでプラスチックの「資源循環」を促進し、サーキュラーエコノミーへの移行を加速させるとしています。その移行措置として「3R + Renewable (※)」を重点戦略として掲げています。

※ Reduce ごみの発生を減らす、Reuse 繰り返し使う、Recycle 資源として再生利用 + Renewable 再生可能な資源に替える

### キ 生物多様性

国は、生物多様性を効果的に保全するため令和 12 (2030) 年自然協約の実現に向け、自然保護区以外の効果的な地域をベースとする「手段」により、生物多様性に貢献する地域を保全するための、OECM の制度設計を進めています。OECM とは、Other Effective area-based Conservation Measure (他の効果的な地域ベースの保全手段) のことで、従来の保

護地域以外の地域をベースとする生物多様性の効果的な保全手段のことです。特に民間が管理する土地を活用した生物多様性保全の取組に期待が集まっています。

国は、令和3（2021）年にG7サミットで日本が約束した、令和12（2030）年までに陸域・海域の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30」の実現のため、日本版 OECM 認定の仕組みを検討しています。

日本版 OECM の特徴は、民間企業や自治体、活動団体等が有する様々な区域による参画を促進することにより、保護地域を核とした連携性を強化し、広域的で強靱な生態系のネットワーク化を図るというものです。国は、令和5（2023）年中に、陸域において、100地域の自然共生サイトを先行認定することを目標としています。

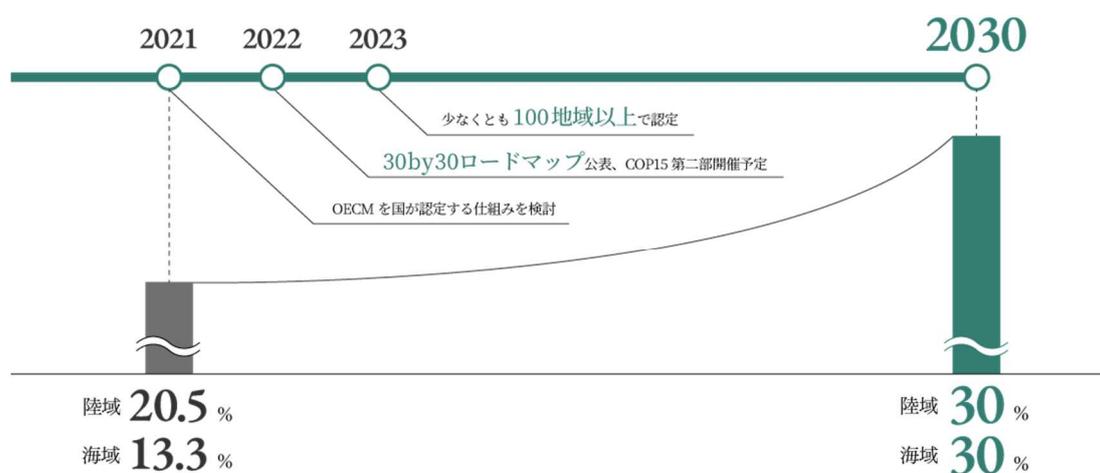


図1-9：30by30ロードマップ（出典：環境省 HP）

### (3) 神奈川県動き

#### ア 神奈川県環境基本計画

神奈川県では、平成28（2016）年3月に平成28（2016）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする「神奈川県環境基本計画」を策定し、「次世代につながる、いのち輝く環境づくり」を基本目標に掲げています。

また、基本目標を達成するために、「持続可能な社会の形成」、「豊かな地域環境の保全」、「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの分野を設定し、10年後のめざす姿等や施策の方向を明らかにして、計画の実現に向けて取り組みを推進しています。

#### イ 2050年かながわ脱炭素ロードマップ

神奈川県でも令和32（2050）年脱炭素社会の実現に向けて、令和3（2021）年11月に「かながわ脱炭素ビジョン2050」を策定しました。

このビジョンでは、脱炭素社会を実現する重要なキーワードとして、「再生可能エネルギー」、「電化」、「DX（デジタルトランスフォーメーション）」を挙げています。

本市を含めた湘南地域圏の脱炭素社会における将来像も示しており、「自然と調和したライフスタイルの一環として、再エネ電力量の変動に対応した需給調整等を活用したVPPを取り入れた暮らしを発信していく」としています。

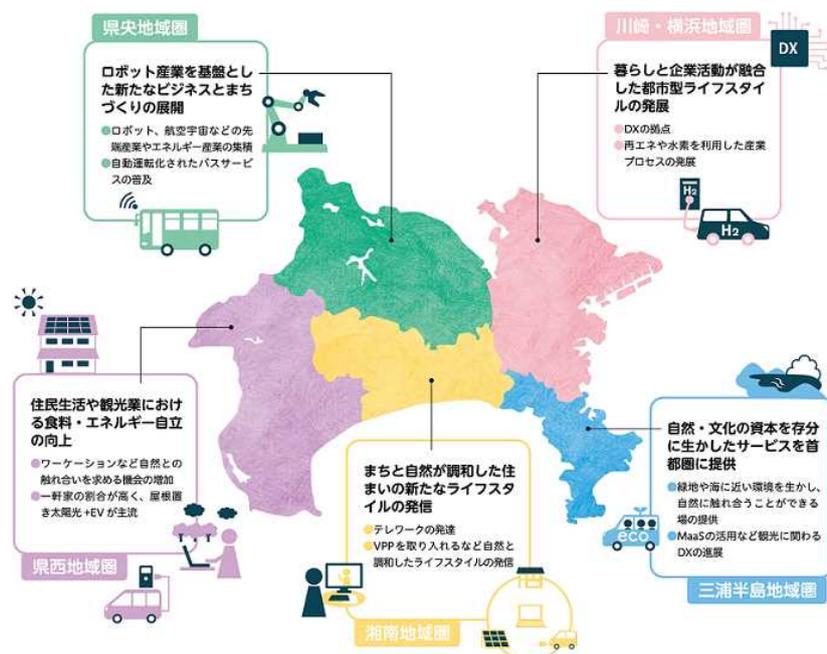


図1-10：各地域圏の将来像のイメージ図（出典：かながわ脱炭素ロードマップ）

※VPP・・・太陽光発電や蓄電池、電気自動車や住宅設備などをまとめて管理し、地域の発電・蓄電・需要を、まるで一つの発電所のようにコントロールする仕組み

### 1-3. 本市の概況

#### (1) 人口

本市の総人口は、令和2年（2020）年1月現在で約10万2千人となっており、平成7年から約4千人増加しています。市全体の人口は今後減少に転じ、令和42（2060）年には約7万3千人になると推計されます。



図1-11：伊勢原市の人口推移（出典：経営企画課資料）

#### (2) 土地利用

本市は、東西間に東名高速道路、国道246号、小田急線が走っており、距離にして東京から50キロメートル、横浜から45キロメートルの位置にあり、神奈川県ほぼ中央に位置しています。

総面積55.56平方キロメートルのうち森林が約1/3を占め、丹沢大山国定公園の一角に位置するシンボルでもある標高1251.7mの大山を頂点として、東部には豊かな平野部が広がり、鈴川、日向川といった10河川が市内を流れています。



(参考) 現在の土地利用構想図

### (3) 広域幹線道路の整備と産業

本市では、新東名高速道路を始めとした広域幹線道路の整備が進んでいます。令和2（2020）年3月に、伊勢原JCT～伊勢原大山ICが開通したことで、首都圏等からのアクセスが更に短縮され、観光客の更なる増加も見込まれます。

令和3（2021）年11月に伊勢原駅北口地区再開発準備組合が設立され、再開発事業の早期事業化に向けた取組を推進しています。

新東名高速道路などの広域交通ネットワークの利便性を生かし、令和3（2021）年に伊勢原大山インター土地区画整理事業が開始され、企業立地に向けて基盤整備が進んでいます。

平成27（2015）年から伊勢原市東部第二土地区画整理事業が開始され、令和2（2020）年から立地企業が操業を開始しています。



NEXECO 中日本提供 2022年7月30日撮影

## 第 2 章 計画の基本的事項

### 2 - 1. 計画の位置付け

#### (1) 条例における計画の位置付け

条例第 10 条において、「基本施策を総合的かつ計画的に実施するために、伊勢原市環境基本計画を策定しなければならない」とされています。

#### (2) 伊勢原市総合計画及び他の個別計画との関係

伊勢原市総合計画（以下、「総合計画」といいます。）とは、本市の目指すべき将来像を描き、その実現に向けて総合的かつ計画的に行政運営を図る本市の最上位に位置する計画です。現行の総合計画の目標年次も令和 4（2022）年度であることから、次期総合計画との整合を図ります。

また、関係計画として伊勢原市緑の基本計画、伊勢原市ごみ処理基本計画など地域環境や生活環境に関連する諸計画と整合を図るとともに、国の環境基本計画などの整合にも配慮します。

#### (3) 計画の構成

本市は、令和 3（2021）年 10 月に「ゼロカーボンシティいせはら」を表明し、長期的な地球温暖化対策の目標を示しました。

本計画においては、気候変動緩和策・適応策を両輪で推進する構成とするため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」で定める「気候変動適応計画」を含めた計画とします。

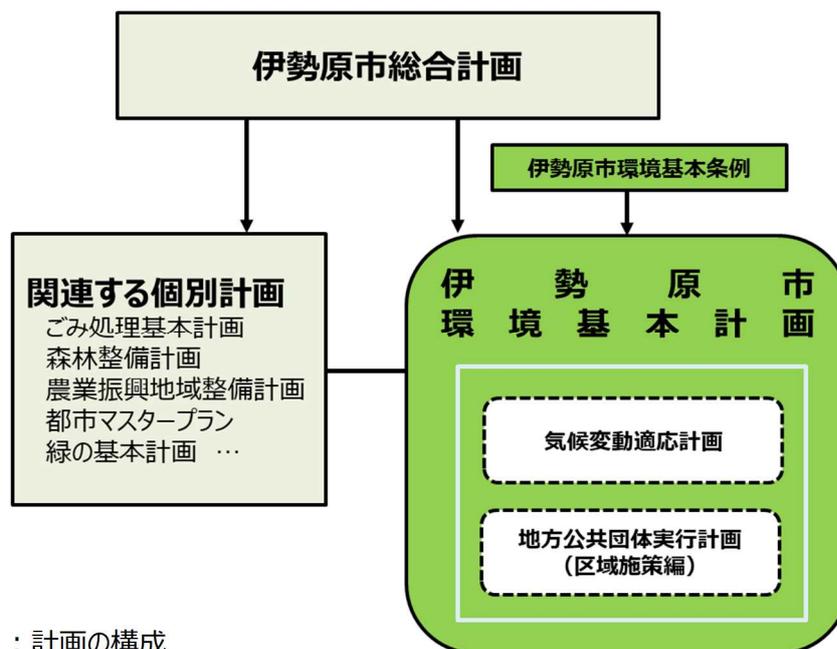


図 2 - 1：計画の構成

## 2-2. 計画の期間

本計画の期間は、令和32（2050）年を見据えた長期的な展望を持ちつつ、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とし、概ね5年で計画の見直しを行います。

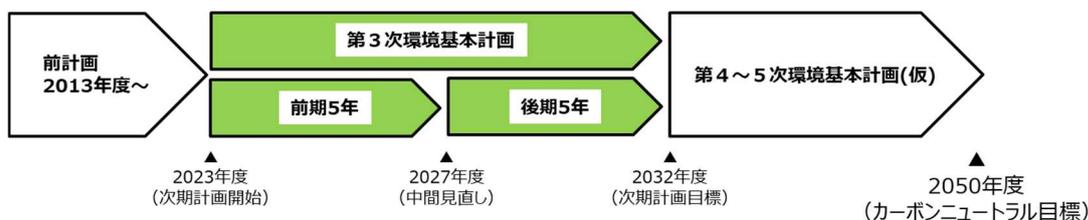


図2-2：本計画の期間

## 2-3. 計画の対象範囲

本計画の対象は、本市全域とします。また、条例第9条では、「基本理念にのっとり、次に掲げる事項に基づき、良好な環境の保全等に関する施策を推進するものとする。」とされていることから、条例で掲げる基本理念及び基本施策の範囲で、具体的な目標や施策を検討します。

表2-1：計画の対象範囲

対象分野	想定される内容
地球温暖化	省エネルギー、再生可能エネルギー、気候変動、減災等
循環型社会	ごみ、資源循環、適正処理、環境美化等
生活環境	公害対策、大気水質等
都市環境	緑化、公共交通、広域幹線等
自然環境	森林、農地、生物等
環境教育	環境教育、学習、普及啓発等

参考：条例で定める基本施策

**(基本施策)**

**条例第9条**

- (1) 生態系の多様性を確保するため、動植物の生育環境等に配慮し、森林、農地、河川等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めること。
- (2) 公害その他の環境保全上の支障を未然に防止するとともに、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれた生活空間の形成、地域の特性をいかした良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産が保存される良好な都市環境の形成を図ること。
- (4) 循環型社会の構築を図るため、廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- (5) 公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- (6) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずること。
- (7) 地球環境の保全において、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識の下に、市民、市民団体、事業者及び旅行者その他の滞在者と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進すること。
- (8) 前号の場合において、市は、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制を図ること。

**(環境教育の充実及び環境教育の振興)**

**条例第13条**

市は、市民及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深め環境に配慮した生活又は行動が促進されるよう環境教育の充実及び環境教育の振興に努めるものとする。

第3章 目指す環境像

第3章

3-1. 目指す環境像

(1) 本計画で目指す環境像

それぞれの主体が共通の認識を持って、条例の基本理念に基づき、環境の保全に取り組むため、「目指す環境像」を次のとおり設定します。

目指す環境像

自然の恵みをみんなでつなぐ 持続可能なまち いせはら

くらしの基盤となる生活環境が保全され  
エネルギーと資源が有効に活用されることで  
気候変動の影響が最小限に抑えられた  
豊かな自然と共生する快適な生活ができるまちを目指します。



図3-1：「目指す環境像」のイメージ - 16 -

## (2) 環境像の考え方

前計画では、大山山麓の豊かな自然を誇る魅力あるまちを、各主体の参画、協働により将来世代へ継承していくことを示す環境像を「みんなでつなぐ豊かな環境」と設定しています。

本計画の環境像は、前計画の環境像である「豊かな自然の継承」に加え、水や大気、木材等の「自然の恵み」が私たちの生活の基盤であることを意識した表現としています。

また、令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現を目指すことで、エネルギーコストの域外流出を最小限にするとともに、本市の地域課題を同時解決し、将来に渡って市民が住み続けたいと思う「持続可能な発展」が可能なまちにしたいという考えを盛り込んだものです。

## (3) 主体別の役割

条例に基づき、それぞれの主体が計画を推進し、良好な環境の保全等に取り組めます。

参考：条例で定める主体別の役割

### (市の責務)

第4条 市は前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないようお互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギー等の使用並びに廃棄物等の排出による環境への負荷の低減に積極的に取り組まなければならない。

### (市民団体の役割)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、市民の先導的な役割を担うよう市民が参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等を図るよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

### (旅行者その他の滞在者の責務)

第8条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、本市への滞在等に伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全等に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全等に関わる活動に努めなければならない。

## 3-2. 市民意識

### (1) 環境に関する意識調査

令和4（2022）年に、環境に関する意識調査をWEBアンケートの形式で実施しました（以下、「環境意識アンケート」といいます。）。

実施方法：WEB アンケート

周知方法：くらし安心メール、市公式ホームページ

実施期間：令和4（2022）年8月30日～9月30日

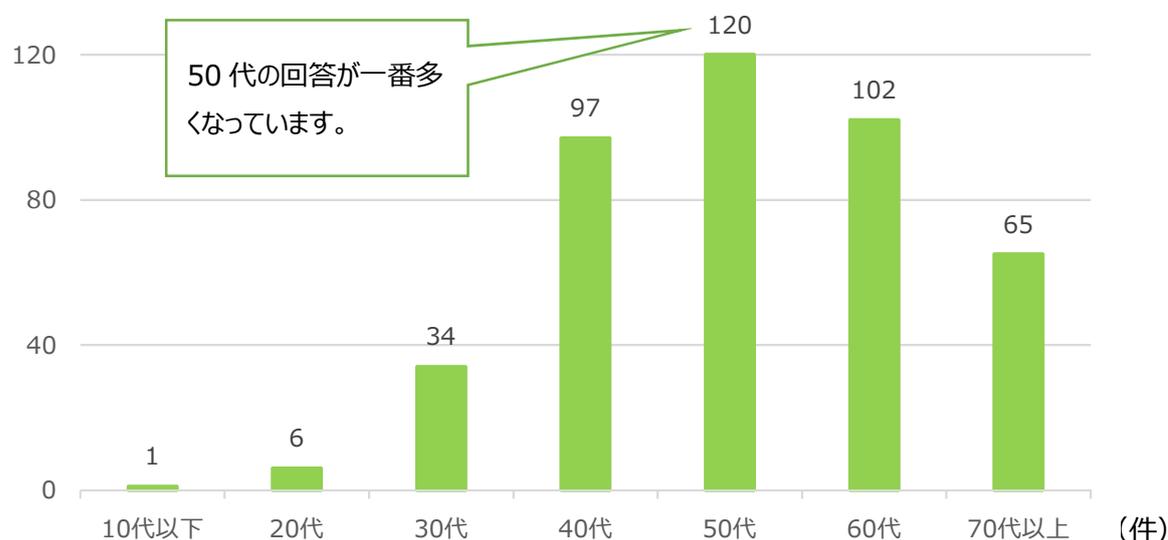
回答結果：425件

質問項目：120ページに記載

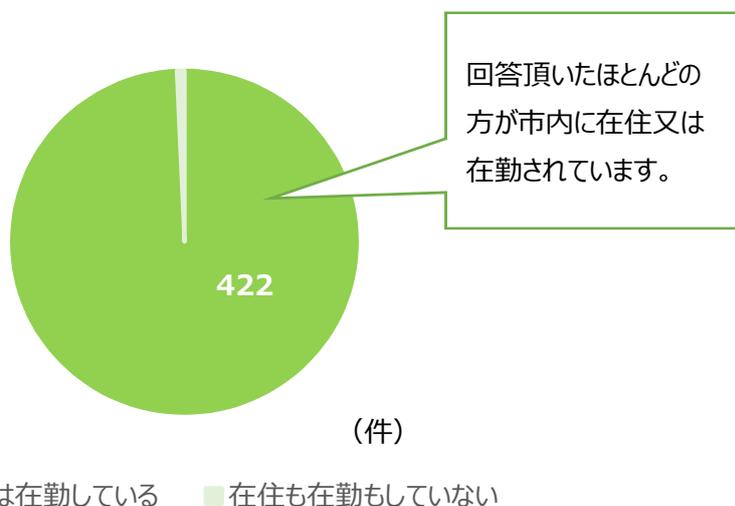
## 第3章

## 目指す環境像

### ■年代を教えてください。

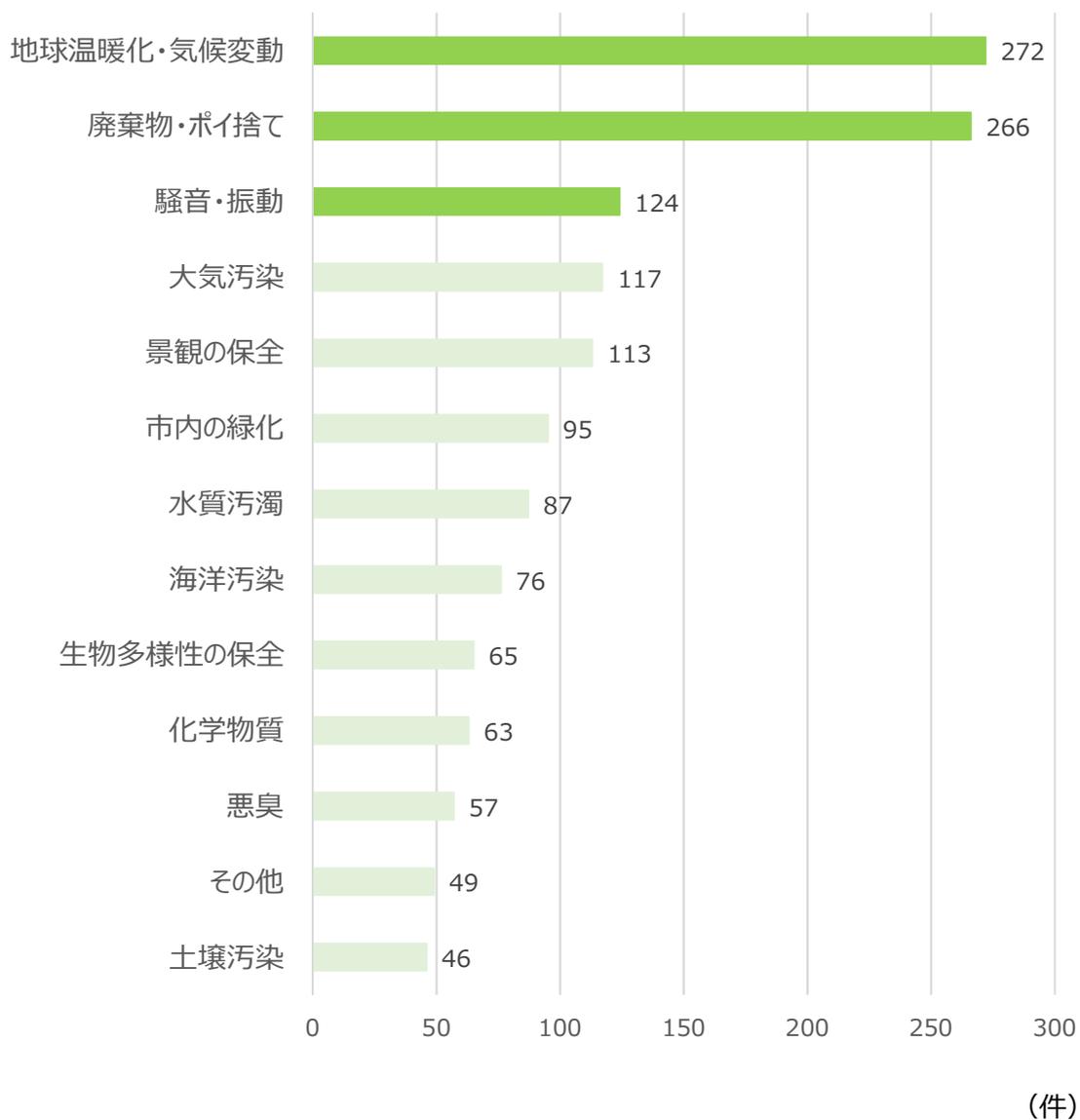


### ■伊勢原市内に在住又は在勤されていますか。



■あなたが普段の生活で感じている環境問題は何ですか。(複数回答可)

普段の生活で1番感じている環境問題は、「地球温暖化・気候変動」となりました。  
「廃棄物・ポイ捨て」が2番、「騒音・振動」が3番と続きます。



## 第3章

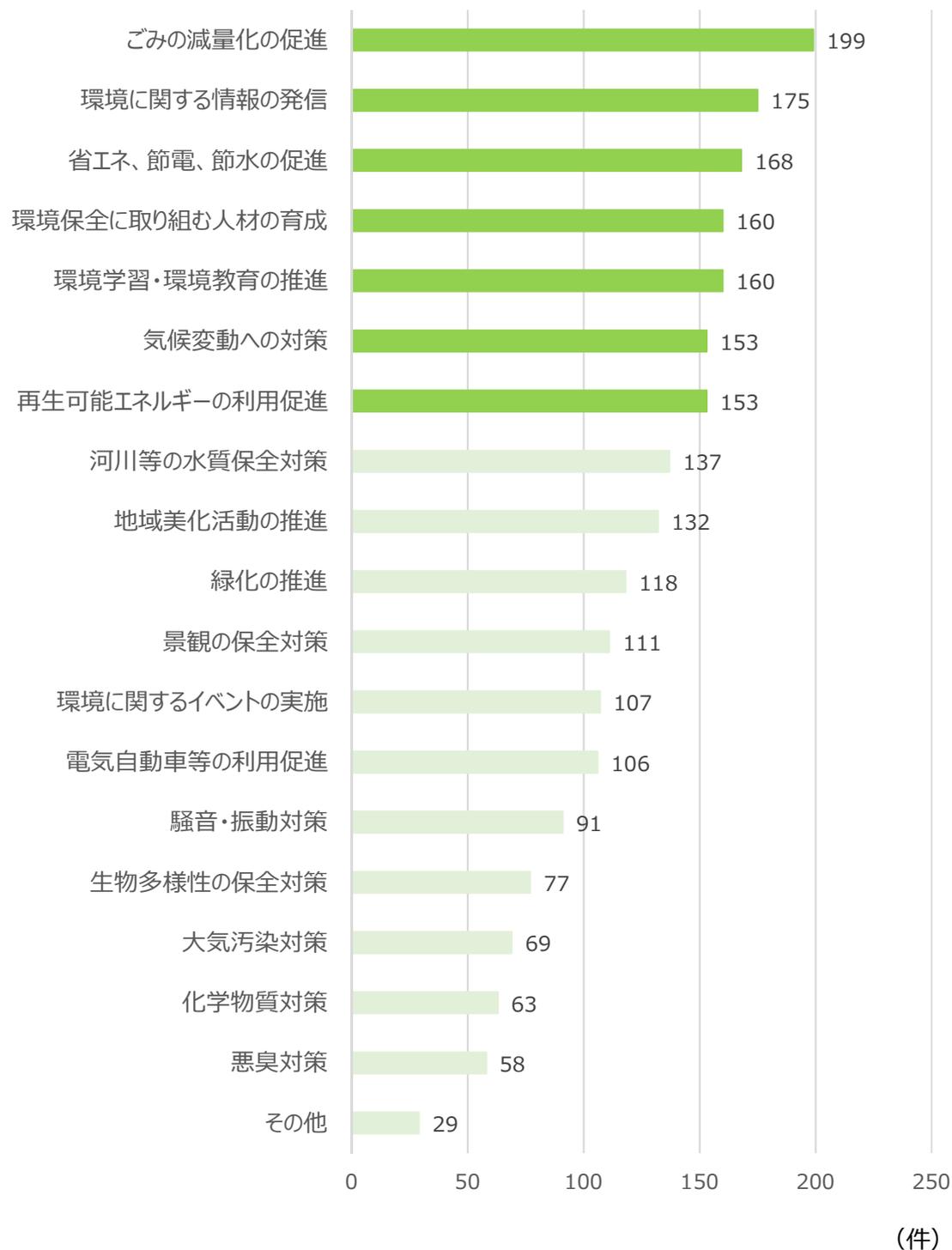
## 目指す環境像

■伊勢原市の環境をより良くするためにどのような取組が必要だと思いますか。(複数回答可)

本市の環境をより良くする取組として、「ごみの減量化の促進」の関心が一番高くなっています。続いて、環境情報の発信、環境学習、気候変動、省エネ等についての関心が高い結果となりました。

## 第3章

## 目指す環境像



## (2) 環境イベント（COOL CHOICE 事業）でのアンケート

令和 3（2021）年 10 月から令和 4（2022）年 1 月まで、地球温暖化対策の国民運動「COOL CHOICE」の各種イベントを実施し、その参加者に対してアンケートを実施しました。

地球温暖化問題・気候変動問題に「関心がある」、気候変動の影響を「心配している」割合が 90% 近くになっており、気候変動の影響に対する関心が高くなっていることが分かります。

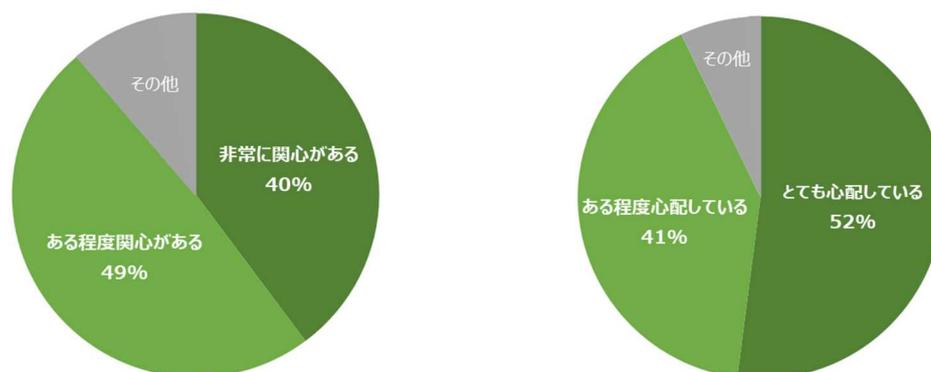


図 3-2 : COOL CHOICE アンケート結果 (N=98) 「地球温暖化問題・気候変動問題に関心があるか、または心配しているか。」

## (3) まちづくりワークショップ

次期総合計画の策定において、令和 3 年（2021）年 7 月に実施した「まちづくりワークショップ」では、参加者から「自然共生・低炭素分野」において表 3-1 の意見を頂いています。

本市においても「脱炭素社会」への意識が高まっており、人と自然が調和した、環境負荷の少ない持続可能な社会の形成が求められています。

表 3-1 : まちづくりワークショップの意見

参加者が考える市の課題	課題を解決するために必要な方策	10年後のあるべき姿
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 脱炭素社会が注目されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境に対する個人の取組み方の情報発信が必要</li> <li>● 豊かな自然の保全および次世代への引継ぎが必要</li> <li>● 市が率先的に環境対策に取り組むこと必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊かな自然が守られ、次世代に引き継がれている</li> <li>● 市民や市役所により環境負荷を軽減する取組みが進められている</li> </ul>

### 3-3. 前計画における具体的な目標の達成状況

前計画では、20 項目の具体的な目標を設定しています。

#### (1) 具体的な目標の達成状況（令和 3 年度末時点）

前計画の具体的な目標は 5 項目が達成、5 項目が達成見込みとなり、半数の項目が目標達成の見込みです（表 3-2）。

表 3-2：前計画の目標達成状況

長期目標の達成状況	項目数
<u>目標達成（◎）</u>	<u>5 項目</u>
<u>目標達成見込み（○）</u>	<u>5 項目</u>
目標未達成（△）	10 項目

※達成率 85%以上を「目標達成見込み」としています。

#### (2) 分野ごとの達成状況（令和 3 年度末時点）

分野ごとの達成状況と達成率の推移（平成 30（2018）～令和 3（2021）年度は次のとおりです。

#### ①「環境教育、学習」の達成状況

- 近年は新型コロナウイルスの影響を受け、環境学習等の開催数が減少しています。
- 市民活動サポートセンター登録団体数（環境分野）は、近年登録団体数が横ばいとなっています。

取り組む項目	長期目標 <令和4年度>	令和3年度実績	達成率	H30	R1	R2	R3	達成状況
環境学習年間実施回数の増加	112回	40回		96%	79%	28%	36%	△
環境に関する啓発イベント来場者数の増加	3,000人	862人		121%	114%	0%	29%	△
市民活動サポートセンター登録団体数（環境分野）の増加	15団体	13団体		100%	87%	87%	87%	○

## 「環境教育、学習」の現状と課題

環境問題に対する市民の意識向上のため、環境学習指導員の派遣や、小中学生に向けた「環境行動の手引き」等により環境学習を行ってきました。新たな取組として、市の職員を講師とした学習会や、神奈川県と連携した体験学習等を行い、実施回数の増加に取り組んでいます。

イベントについては、これまで環境展、いせはらストップ温暖化展等の環境啓発イベントで、市民や事業者と連携しながら取組を紹介する機会を設け、環境情報の発信の機会向上に取り組んできました。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、イベント等の実施が困難となっていますが、開催内容を精査し縮小開催するほか、動画やオンラインによる開催も行い、参加者の確保に取り組んでいます。

今後は、多様化・複雑化する環境問題に対応する学習メニューの充実を図るとともに、学習会やイベントについては、アフターコロナの社会意識の変化に対応した開催方法を検討していく必要があります。



図 3 - 3 : いせはらストップ温暖化展

## ②「生活環境」の達成状況

- 大気、河川水質、公共下水道に係る目標については、目標達成に向けて順調に推移しています。
- 電気自動車の普及台数は、目標達成が難しい状況です。
- 空間放射線は、県の定点測定において、除染対象とされる数値を上回ることはありませんでした。
- 公害苦情の件数は、在宅時間の増加等により、今まで認識されていなかった騒音や悪臭が顕在化したことで、令和2年度以降増加に転じています。

取り組み項目	長期目標 <令和4年度>	令和3年度実績	達成率	H30	R1	R2	R3	達成状況
大気汚染に係る3物質の環境基準達成	達成維持	<b>全項目達成</b>	100%	100%	100%	100%	100%	◎
電気自動車の市内普及台数の増加	473台	<b>296台</b>	100%	48%	56%	58%	63%	△
河川BOD環境基準の達成	10河川	<b>10河川</b>	100%	100%	100%	100%	100%	◎
公共下水道普及率の向上	82%	<b>80.6%</b>	100%	96%	96%	97%	98%	○
公害苦情件数の低減	30件	<b>53件</b>	100%	59%	71%	48%	57%	△
放射能汚染の監視体制整備	状況の変化に応じた監視体制整備	<b>監視体制維持</b>	100%	100%	100%	100%	100%	◎

## 「生活環境」の現状と課題

大気汚染、市内河川の環境基準、公共下水道普及率は概ね目標どおり推移しています。

公害苦情は、事業者への監視・指導等により減少傾向にありましたが、近年は、法律で規制されない「野焼き」や「生活騒音」の苦情が増加しており、市民及び事業者への相互理解の働きかけによる対応が必要です。



図3-4：河川水質検査

### ③「循環型社会」の達成状況

- 焼却対象量と資源化率は、目標達成に向けて順調に推移しています。

取り組み項目	長期目標 <令和4年度>	令和3年度実績	達成率	H30	R1	R2	R3	達成状況
焼却対象量の減少	24,151t/年	<b>23,286t/年</b>	100%	93%	93%	98%	104%	○
資源化率の向上	26%	<b>24.3%</b>	100%	70%	77%	83%	93%	○

### 「循環型社会」の現状と課題

本市のごみの総排出量は緩やかに減少し、市民 1 人当たりのごみの排出量は、神奈川県 averages よりも少なくなっています。一方で、事業系の排出量は、平成 30（2018）年度まで増加し、依然高い水準にあります。

施設面では、伊勢原清掃工場の 90 t / 日焼却炉は老朽化が進行し、焼却施設の維持管理費が増加傾向にあります。令和 5（2023）年度末までに施設の稼働を停止し、はだのクリーンセンター 1 施設体制へ移行することに向けて、更なるごみ減量化・資源化を推進する必要があります。

ごみの資源化率は、平成 25（2013）年から減少傾向にありましたが、剪定枝や草葉類、木質系粗大ごみの資源化や、シルバー人材センターと連携したリユース事業等により、令和元（2019）年には再び増加し、焼却対象量の減少と資源化率は概ね目標通り推移しています。



図 3 - 5 : 資源リサイクルセンター

#### ④「エネルギー、地球温暖化」の達成状況

- 市民1人当たりの年間電気使用量の減少は、目標達成に近づいていますが、今後より精緻な推計方法が必要です。
- 太陽光発電市内総出力は、目標達成に向けて順調に推移しています。

取り組み項目	長期目標 <令和4年度>	令和3年度実績	達成率	H30	R1	R2	R3	達成状況
市民1人当たりの年間電気使用量の減少	1,400kWh	<b>1,510kWh</b>	100% 50% 0%	89%	92%	93%	93%	△
太陽光発電市内総出力の増加	13MW	<b>16.2MW</b>	100% 50% 0%	106%	113%	118%	125%	◎

#### 「エネルギー、地球温暖化」の現状と課題

平成29（2017）年に地球温暖化対策の国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、「製品への買換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中であらゆる「賢い選択」を促す地球温暖化対策のための啓発事業を実施してきました。

温室効果ガスを削減するには、それぞれの主体が自分事としてとらえ、日ごろの心がけや行動を変えていく必要があります。

前計画の目標は概ね目標達成の水準にありますが、ゼロカーボンシティの表明等を踏まえ、より高い目標設定をする必要があります。

（※市内の二酸化炭素排出量や再エネポテンシャルについての詳細は、第4章カーボンニュートラルの推進に記載）



図3-6：COOL CHOICE事業

### ⑤「自然環境」の達成状況

- 森林施業面積は、目標達成に向けて順調に推移しています。
- 荒廃農地の整備面積は、毎年改善しているものの、目標達成は難しい状況です。

取り組み項目	長期目標 <令和4年度>	令和3年度実績	達成率	H30	R1	R2	R3	達成状況
森林施業面積の増加	538ha	<b>533ha</b>	100%	90%	93%	96%	99%	○
荒廃農地整備面積の増加	6.1ha	<b>4.6ha</b>	100%	67%	72%	72%	75%	△

### 「自然環境」の現状と課題

#### (1) 森林について

森林の管理、保全是、自然環境や生態系の保全にとって不可欠です。

本市の森林は良好で快適な自然環境とのふれあいの場を提供し、また、流域の貴重な水源地として下流域に飲料水や農業用水等の水資源を供給しています。

森林施業においては、水源林管理道作業路の整備を計画的に行い、森林整備の支援を進めたことで、森林施業面積は概ね目標どおり推移しています。

今後は、農地や森林の有する多面的機能（水源涵養機能や災害防止機能）を確保するため、森林整備や間伐材の搬出に必要な作業路の整備を推進し、継続的な森林環境の適切な維持管理を行う必要があります。そのほか近年の課題として、令和元（2019）年にナラ枯れを初めて確認し、被害が増加するため対策が必要になっています。

#### (2) 農業について

本市の農業経営体数は減少傾向にあり、農業者の平均年齢は年々上がっています。また、後継者が決まらない農家も増加しています。また、水路や取水施設などの農業用施設は、築造から年数が経過しているため、老朽化による損傷が懸念されます。

農地の担い手への集積状況は、平成27（2015）年から開始した農地中間管理事業などにより、増加傾向にあります。

農地の保全の一環として取り組んでいる荒廃農地整備面積の増加については、立地や水利条件不利地であること、借り手確保が難航していることから、目標達成が難しい状況です。

農地保全に向けた重要な取組として、地域農業の担い手の育成が必要です。

## ⑥「都市環境」の達成状況

- 歩行空間に関する道路整備は、毎年延長が進められているものの、目標達成は難しい状況です。
- 自転車に関係する交通事故の割合は、年度により達成状況にばらつきがあります。
- 市街化区域内の緑被率と、市民1人あたりの公園面積は横ばいの状況です。
- 不法投棄回収量は、目標達成に向けて順調に推移しています。

取り組み項目	長期目標 <令和4年度>	令和3年度実績	達成率	H30	R1	R2	R3	達成状況
歩行空間に関する道路整備の延長	12,910m	<b>10,639m</b>	100% 50% 0%	51%	61%	72%	82%	△
自転車に関係する交通事故の割合の低減	17%	<b>20.5%</b>	100% 50% 0%	84%	95%	72%	83%	△
市街化区域内の緑被率の増加	15%	<b>7.2%</b>	100% 50% 0%	47%	47%	47%	48%	△
市民1人当たりの公園面積の増加	8㎡	<b>5.1㎡</b>	100% 50% 0%	61%	61%	64%	64%	△
不法投棄回収量の減少	6.0t	<b>6.1t</b>	100% 50% 0%	80%	85%	92%	98%	○

## 「都市環境」の現状と課題

緑化推進基準の運用による事業者の開発行為に伴う緑化推進の指導、市内の保存樹木・樹林の推奨や、緑化意識の啓発事業を推進し、緑地面積自体は増加していますが、目標達成は難しい状況です。

緑化推進基準等の適切な運用と啓発活動の実施を継続するとともに、整備予定の広域幹線道路やインターチェンジ周辺の土地利用に関し、緑地や公園整備の確保等を検討していく必要があります。

### 3 - 4. 環境像の実現に向けた課題と見直しの方向性

社会情勢、市民意識及び前計画の達成状況を踏まえた、それぞれの分野における課題をまとめました。

また、課題を踏まえた見直しの方向性は次のとおりです。

#### 第 3 章

#### 【環境教育、学習】

内容	視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能な開発目標（SDG s）の視点も取り入れ、環境教育、環境学習を推進していく必要があります。</li> </ul>	社会情勢
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境意識アンケートによると、市の環境をより良くするための取組として「環境に関する情報の発信」が 2 番目、「環境保全に取り組む人材の育成」が 4 番目と上位となっていることから、一人ひとりの自発的な行動を支援していくため、環境に関する情報提供を行っていく必要があります。</li> </ul>	市民意識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年は新型コロナウイルスの影響を受け、環境学習等の開催数が減少していることから、アフターコロナに合わせた開催方法を検討していく必要があります。</li> <li>● 「市民活動サポートセンター登録団体数（環境分野）の増加」は、環境分野の市民活動が活発に行われていることを図る指標としていましたが、近年登録団体数が横ばいとなっていることから、別の指標を検討します。</li> </ul>	前計画の達成状況

見直しの方向性：SDG s の視点を取り入れながら、幅広い世代に持続可能なライフスタイルを提案できるよう、様々な手法で環境問題等に関する発信を行っていきます。

## 【生活環境】

内容	視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気自動車の普及は、運輸部門における二酸化炭素排出量削減の視点でも重要な取組です。「電気自動車の市内普及台数の増加」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組として継続する必要があります。</li> </ul>	社会情勢
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境意識アンケートによると、普段から気にしている環境問題の3番目が「騒音・振動」、4番目が「大気汚染」と、公害関連が上位になっています。公害対策も、目標数値を見直した上で、継続して行っていく必要があります。</li> </ul>	市民意識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大気、水質に係る目標については、前計画で目標達成の水準にありますが、くらしの基盤としても重要な位置づけであることから、引き続き現在の水準を維持していくことが必要です。</li> <li>● 「放射能汚染の監視体制の整備」は、県の定点測定において、前計画期間で除染対象とされる水準を上回ることがなかったことから、目標設定を見直します。</li> </ul>	前計画の達成状況

見直しの方向性：継続して生活環境の保全に係る取組を推進していきます。

## 【循環型社会】

内容	視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチック資源循環法、食品ロス削減推進法が施行され、新しい課題の解決に向けた対応が必要です。</li> </ul>	社会情勢
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 普段の生活で感じている環境問題として、「廃棄物・ポイ捨て」が2番目となっています。また、市の環境を良くするための取組として「ごみの減量化の促進」が1番目となっており、関心の高い項目であると考えられることから、継続して実施していくことが必要です。</li> </ul>	市民意識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼却対象量と資源化率は、目標達成に向けて順調に推移しています。</li> </ul>	前計画の達成状況

見直しの方向性：個別計画であるごみ処理基本計画と整合し、社会情勢の変化も見据えながら継続して取組を推進していきます。

## 【エネルギー、地球温暖化】

内容	視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済活動において、気候変動対応や脱炭素の取組を経営戦略に取り入れる動きが広まってきており、自治体における脱炭素の取組は、地域間の産業の立地競争力にも影響する可能性があります。</li> <li>● 地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けての地球温暖化対策として、国は令和32（2050）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。これを受け、本市においても、令和32（2050）年までに二酸化炭素実質排出量ゼロと気候変動に強いまちを目指す「ゼロカーボンシティいせはら」を表明しました。</li> <li>● 国が公表した「地域脱炭素ロードマップ」では、今後の5年間を重点取組期間とし、人材・技術・情報・資金の面で各地域を積極支援する姿勢を示しています。また、国は令和12（2030）年までに、少なくとも100カ所の脱炭素先行地域を選定し、そのモデルを全国に伝播させることで、「脱炭素ドミノ」を狙うとしています。</li> <li>● 「低炭素社会」から「脱炭素社会」の構築に向けて、中長期的な視点で、市民、事業者と協業・連携する必要があります。</li> </ul>	社会情勢
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境意識アンケートによると、普段から気にしている環境問題の1番目が「地球温暖化・気候変動」となっています。また、市の環境をより良くするための取組として、「省エネ、節電、節水の促進」と「太陽光等の再生可能エネルギーの利用促進」が上位に来ています。</li> <li>● まちづくりワークショップによると、「脱炭素社会の構築」について市民の意識が高まっています。</li> </ul>	市民意識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現に向け、施策及び目標数値を設定する必要があります。特に、再生可能エネルギーの導入量については、高い目標設定が必要です。</li> <li>● 二酸化炭素排出量を削減する気候変動緩和策だけでなく、将来の気候変動に対応する気候変動適応策の両輪で地球温暖化対策を推進していく必要があります。</li> </ul>	前計画の達成状況

見直しの方向性：温室効果ガスの排出抑制は、地球温暖化対策だけでなく、防災、自然環境、健康等の多様な課題の解決に貢献する可能性を秘めていることから、社会情勢の変化も踏まえ、重点的に取り組んでいきます。

## 【自然環境】

内容	視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国は、令和 12（2030）年までに国土の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30 by 30」の実現のため、日本版 OECD 認定の仕組みを検討しています。</li> </ul>	社会情勢
<ul style="list-style-type: none"> <li>● まちづくりワークショップでは、「豊かな自然が守られ、次世代に引き継がれている」状態をあるべき姿としています。</li> <li>● 私たちの日常生活や事業活動は、木材や水など、自然の恵みによって支えられていることを改めて認識し、伊勢原市の豊かな自然を次世代に継承していくことが必要です。</li> </ul>	市民意識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「荒廃農地整備面積の増加」は、農地の活用・保全の度合いを示す新たな目標に見直します。</li> </ul>	前計画の達成状況

見直しの方向性：自然環境の保全等に取り組むとともに、自然と触れ合う機会を提供し、地域資源として活用していきます。

## 【都市環境】

内容	視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「歩行空間に関する道路整備の延長」と「自転車に関係する交通事故の割合の低減」は、より環境への負荷軽減を重視した移動手段を推進する目標として見直す必要があります。</li> <li>● 「市街化区域内の緑被率の増加」と「市民 1 人当たりの公園面積の増加」は、緑化のあり方を検討した上で、目標を見直す必要があります。</li> <li>● 「不法投棄回収量の減少」は目標達成の見込みですが、生活環境美化の観点から取組を継続していく必要があります。</li> </ul>	前計画の達成状況

見直しの方向性：より環境負荷を軽減した都市環境が実現できるよう目標を見直します。

### 3-5. 環境像の実現に向けた取組について

#### (1) 本計画の分野（大目標）

目指すべき環境像を実現するために、条例の基本施策、課題及び見直しの方向性を踏まえ、本計画で取組むべき5つの分野（1. カーボンニュートラルの推進、2. 循環型社会の構築、3. 快適な生活環境の保全、4. 豊かな自然環境との共生、5. 次世代を担う人づくり）を「大目標」として位置付けます。

前計画との比較を図3-7に示します。

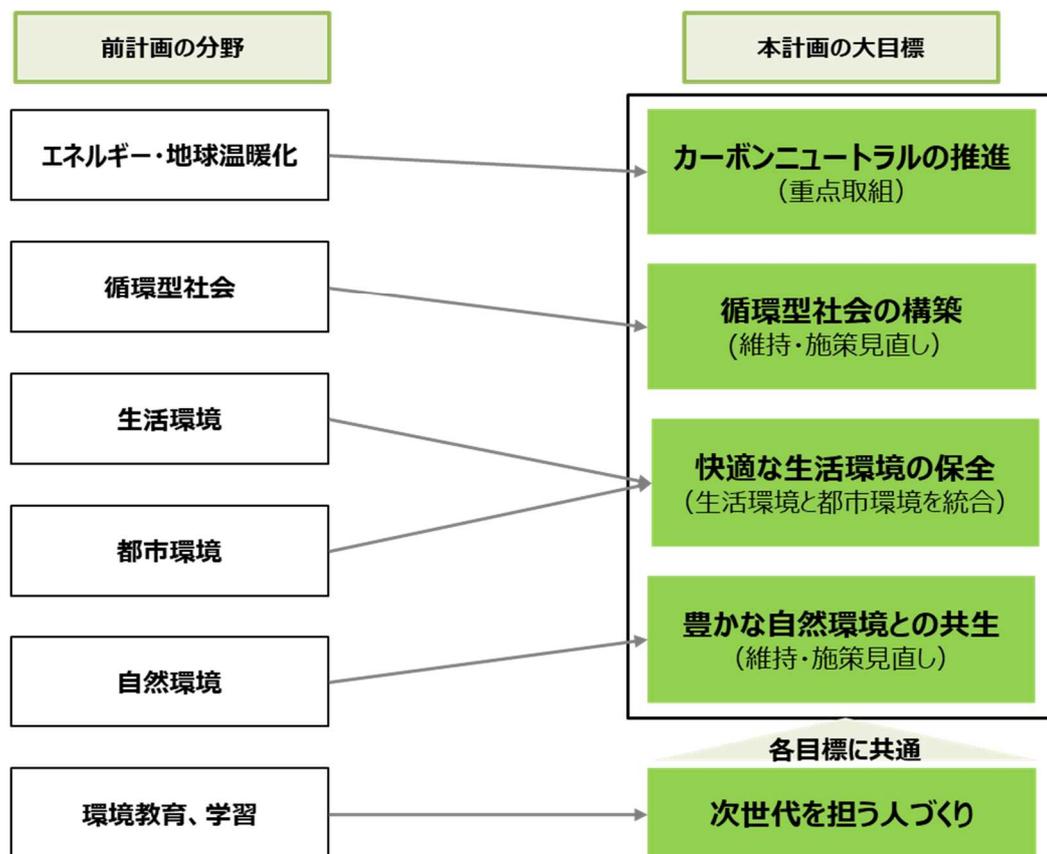


図3-7：前計画の分野との比較

#### (2) 大目標設定の考え方

- 本計画では、「カーボンニュートラルの推進」を重点取組とします。温室効果ガスの排出抑制は、地球温暖化対策だけでなく、防災、自然環境、健康等の多様な課題の解決に貢献する可能性を秘めていることから、その取組による効果を他の4分野にも波及させていきます。
- 前計画の都市環境は、「快適な生活環境の保全」の中で、生活環境と関連した施策を中心に取組みます。
- 前計画の環境学習は、「次世代を担う人づくり」とし、全ての分野に共通する取組として位置付けます。

### 3-6. 大目標ごとの基本方針

目指すべき環境像を実現するための5つの大目標ごとに、基本方針を設けます。

#### 「カーボンニュートラルの推進」の基本方針

本目標を本計画の重点取組事項として位置付けます。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び気候変動適応法に基づく気候変動適応計画として位置付けます。

施策では、カーボンニュートラルの実現に寄与するため、再生可能エネルギーの普及促進に重点的に取組むとともに、気候変動に適応していくための施策を講じていきます。

#### 「循環型社会の構築」の基本方針

「循環型社会」の構築を推進する目標として位置付けます。まずは、ごみの発生抑制により、総量の抑制に取り組めます。それでもなお発生するごみに対しては、資源化の推進により、環境負荷の低減を目指すとともに、適正処理の維持・向上と新しい課題への対応に継続的に取り組めます。

#### 「快適な生活環境の保全」の基本方針

前計画の分野である「都市環境」と「生活環境」を統合し、再構築します。

環境基準の遵守と適正対処を推進するため、公害対策を推進します。合わせて、水や土、大気等の環境を維持していくために、まちの生活環境の維持・向上とみどり創出に取り組めます。

また、現状の公共交通の利用維持に努め、人流による環境負荷の軽減を目指します。

#### 「豊かな自然環境との共生」の基本方針

自然環境や生態系の保全にとって不可欠な、森林の管理・保全を推進するとともに、生物多様性の持つ恵みや必要性について、周知啓発等を行います。

また、農地を保全し、環境に配慮した農業を促進する取組を進めます。

#### 「次世代を担う人づくり」の基本方針

全ての目標に共通する取組として、市民、事業者との連携・連動を創出する「次世代を担う人づくり」を位置付けます。

カーボンニュートラルの実現、また、複雑化、多様化する環境問題の解決に向け、次世代に向けた環境学習の充実に取り組めます。合わせて、全ての世代に対して、持続可能なライフスタイルへ転換するための意識啓発を行っていきます。

### 3-7. SDGsのゴールから見た本計画の目指す内容

各大目標で目指すSDGsのゴールは次のとおりです。

大目標	SDGs	目指す内容
カーボンニュートラルの推進	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クリーンな再生可能エネルギーを積極的に導入します。</li> </ul>
	 13 気候変動に 具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 温室効果ガスの排出抑制により、気温上昇を抑制します。</li> </ul>
循環型社会の構築	 12 つくる責任 つかう責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 限りある資源を有効に活用し、ごみを削減します。</li> </ul>
	 11 住み続けられる まちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみの少ない住み続けたいまちを実現します。</li> </ul>
快適な生活環境の保全	 6 安全な水とトイレ を世界中に	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排水や化学物質による汚染から水環境を守ります。</li> </ul>
	 11 住み続けられる まちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公害や大気汚染のない住み続けたいまちを実現します。</li> </ul>
豊かな自然環境との共生	 2 飢餓を ゼロに	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能な食料生産の仕組みをつくりま</li> </ul>
	 15 陸の豊かさも 守ろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林の持続可能な管理をすすめ、山と森を守ります。</li> </ul>
次世代を担う人づくり	 4 質の高い教育を みんなに	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境問題を自分事として取り組めるよう個人の意識を高めます。</li> </ul>
	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2050年脱炭素社会を担う人材を育成します。</li> </ul>

第4章

施策体系

目指す環境像	大目標	取組の柱	目標	指標	目標数値		主な施策	
					現状	目標値		
自然の恵みをみんなであつなぐ 持続可能なまち いせはら	<b>カーボンニュートラルの推進</b>  重点取組	気候変動の緩和	温室効果ガス排出量の削減	温室効果ガス排出量の削減率 ※()内はCO2排出量	6.9% (860.1t-CO2)	46% (469.4t-CO2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所、住宅のZEB/ZEH化</li> <li>EVカーシェアリング等による電動車の普及</li> </ul>	
		再生可能エネルギーの活用	再エネ導入量の増加	市域に導入された再生可能エネルギーの量	18GWh	440GWh	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所、住宅への太陽光発電設備の設置</li> <li>再エネ環境価値の域内消費</li> </ul>	
		気候変動への適応	気候変動適応策の推進	気候変動適応策	(定性目標)	(定性目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>病害虫対策</li> <li>熱中症対策</li> <li>災害の予防及び応急対策</li> </ul>	
		<b>循環型社会の構築</b> 	廃棄物の発生抑制	可燃ごみ排出量の減少	可燃ごみ排出量	23,761 t	20,630 t	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの減量化を推進する人材育成</li> <li>3Rライフスタイルの啓発</li> </ul>
			資源の循環利用	資源化率の向上	ごみの資源化率	24.3%	33.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>草木類や木質系粗大ごみの資源化事業の推進</li> </ul>
			公害対策	公害対策の推進	公害苦情件数の低減	53件	毎年、前年度より減らす	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所等に対し法令に基づく規制遵守の指導</li> </ul>
		<b>快適な生活環境の保全</b> 	まちの生活環境の維持・向上	大気環境の保全・維持	大気汚染に係る3物質の環境基準の達成状況	全項目達成	全項目達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携した事業所への指導</li> </ul>
				河川の水質維持	きれいな河川数	10河川	10河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併処理浄化槽設置補助金制度の運用</li> </ul>
				公共下水道の普及	公共下水道の普及率	80.6%	83.4%	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道事業計画に基づく公共下水道の整備</li> </ul>
	まちのみどり創出		都市公園等の整備推進	都市公園の面積	5.3m <sup>2</sup> /人	5.7m <sup>2</sup> /人	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模開発に伴う新たな公園整備の推進</li> </ul>	
			都市公園等の利活用促進	都市公園等で清掃や花植え活動を行う団体数	77団体	110団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>花いっぱい運動の推進</li> </ul>	
	公共交通機関の利用促進等の環境にやさしい交通手段		公共交通の利用者数の維持	公共交通の利用者数	7,284,722人	8,450,000人	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通の維持・充実</li> <li>公共交通の利用促進</li> </ul>	
	<b>豊かな自然環境との共生</b> 	森林の管理・保全	森林施業面積の増加	森林施業面積	533ha	698ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備計画に基づく森林整備の推進</li> </ul>	
		農地の活用・保全	農地利用集積の促進	農地利用集積	145.96ha	182.29ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地中間管理事業の推進</li> </ul>	
			環境保全型農業の推進	環境保全型農業の取組	407a	480a	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付金の活用等による農業者の支援</li> </ul>	
		生物多様性	生物多様性の意識向上	「生物多様性」という言葉を知っている市民の割合	-	60%	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習等を通じた啓発の実施</li> </ul>	
	各目標に共通							
	<b>次世代を担う人づくり</b> 	環境学習の充実	環境学習の機会増加	環境学習の年間実施回数	40回	118回	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員を講師とした環境学習</li> <li>環境学習指導員派遣制度の活用</li> </ul>	
		市民、事業者との連携・連動	環境イベント参加人数の増加	環境イベントの年間参加人数	862人	1,200人	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境展、ストップ温暖化展の開催</li> </ul>	
		ライフスタイル転換の推進	脱炭素型のライフスタイルの定着	カーボンニュートラルに取り組んでいる市民の割合	31.7%	80%	<ul style="list-style-type: none"> <li>COOL CHOICE普及啓発事業の実施</li> </ul>	

## 4-1. 大目標1 (重点取組事項) カーボンニュートラルの推進の構成について

- 基本方針に基づき、「気候変動の緩和」、「再生可能エネルギーの活用」、「気候変動への適応」を取組の柱として設定します。
- 取組の柱ごとに、現状、課題及び市の取組等を記載しています。

**重点取組事項 大目標1 カーボンニュートラルの推進**

目指すまちの姿

- 事業者や他地域等との連携により再生エネルギーが増え、エネルギーの地産地消と温室効果ガスの削減が進んでいる。

取組の柱

① 気候変動の緩和

② 再生可能エネルギーの活用

③ 気候変動への適応

■ **大目標について**

大目標を構成する取組の柱とSDGsの達成について記載しています。

SDGsの達成

- 7 再生可能エネルギー
- 13 気候変動
- クリーンな再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- 温室効果ガスの排出抑制により、気温上昇を抑制します。

**温室効果ガスの排出状況**

(1) エネルギー起源 CO2 の対象部門

エネルギー起源 CO2 は、排出部門ごとの対策を推進していきます。各部門の内容は表 4-1 のとおりです。

表 4-1：エネルギー起源 CO2 排出の部門

部門	内容
産業	製造業、農業、水産業、鉱業、建築業
業務	オフィスビル、小売店、病院、学校
家庭	家庭
運輸	自家用車、貨物車等の自動車の利用
廃棄物	ごみ（プラスチック、合成繊維）の焼却等

(2) ■ **取組の柱①「気候変動の緩和」**

本市の温室効果ガス排出量の現状、今後の課題と施策について記載しています。

図 4-1：伊勢原市の部門別 CO2 排出状況 (出典：環境省自治体カルテ)

**令和 12 (2030) 年に向けた再生エネルギー導入目標**

(1) 令和 12 (2030) 年に向けた再生エネルギー導入目標

CO2 削減パラメータ設定に基づき、再生エネルギー導入目標を図 4-7 のとおり設定します。新規の再生エネルギー発電設備の導入、環境価値創出に伴う市内再生エネルギー開発等を通して、市内で 4.4 2 GWh の再生エネルギー導入を目指します。

■ **取組の柱②「再生可能エネルギーの活用」**

本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル、今後の課題と施策について記載しています。

図 4-7 2019年国内電力構成 2030年伊勢原市電力構成目標

**「気候変動への適応」に関する指標の考え方**

- 取組の柱③「気候変動への適応」は、気候変動適応法 1 2 条に基づき、本市の地域気候変動適応計画として位置付けます。
- 地球温暖化対策は、温室効果ガスの削減による「緩和」と、将来予測される気候変動に備える「適応」の両輪で進めていく必要があります。
- 本市においても、既に気候変動による影響が顕在化しており、今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。そこで、本市の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、「気候変動に強いまち」を実現することを目的に策定します。
- 気候変動影響の状況に合わせて取組を見直していきます。

■ **取組の柱③「気候変動への適応」**

本市の気候変動の状況と、気候変動適応策について記載しています。

緩和  
温室効果ガスの排出を抑制する

適応  
自然や人間社会のあり方を調整する

出典：環境省

## 大目標 1（重点取組事項）カーボンニュートラルの推進

### 目指すまちの姿

- 事業者や他地域等との連携により再エネ導入量が増え、エネルギーの地産地消と温室効果ガスの削減が進んでいる。

### 取組の柱

### 目標

#### ① 気候変動の緩和

1-①-1

温室効果ガス排出量の削減

#### ② 再生可能エネルギーの活用

1-②-1

再エネ導入量の増加

#### ③ 気候変動への適応

1-③-1

気候変動適応策の推進

### SDGs の達成

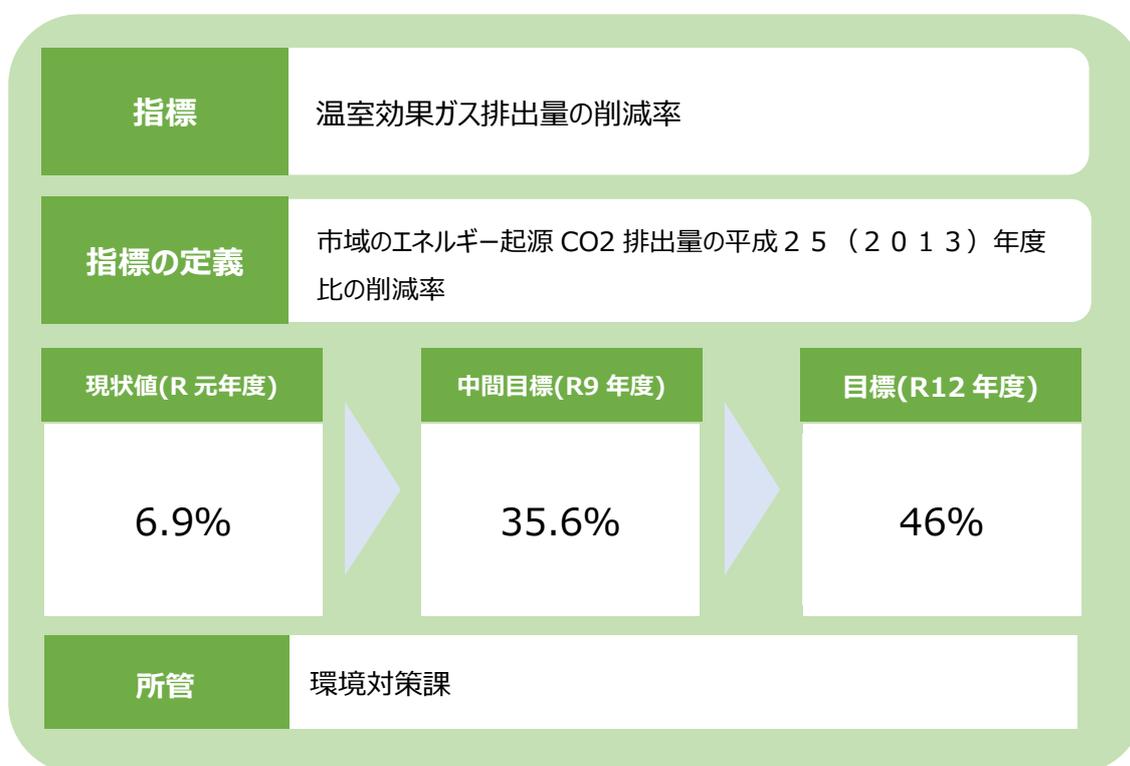


- クリーンな再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- 温室効果ガスの排出抑制により、気温上昇を抑制します。

### 「気候変動の緩和」に関する指標の考え方

- 地球温暖化の要因となる温室効果ガスのうち、そのほとんどを占めるのは二酸化炭素です。また、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき、削減対象とする温室効果ガスは、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門及び廃棄物部門における「エネルギー起源 CO2」とします。

#### 1-①-1 温室効果ガス排出量の削減



- CO2 排出量は、国が公表する「自治体排出量カルテ」の数値を用います。
- 自治体排出量カルテの元となる統計数値の確定が約 2 年遅れで公表されることから、温室効果ガス排出量の最新値の公表時期も約 2 年遅れとなります。
- 削減率は、国の算出方法に合わせ、算出対象年度の CO2 吸収量を考慮して算出します（基準年である平成 25（2013）年度の CO2 吸収量は考慮しません）。

### 4-1-1. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) エネルギー起源 CO2 の対象部門

エネルギー起源 CO2 は、排出部門ごとの対策を推進していきます。各部門の内容は表 4-1 のとおりです。

表 4-1 : エネルギー起源 CO2 排出の部門

部門	内容
産業	製造業、農業、水産業、鉱業、建築業
業務	オフィスビル、小売店、病院、学校
家庭	家庭
運輸	自家用車、貨物車等の自動車の利用
廃棄物	ごみ（プラスチック、合成繊維）の焼却等

#### (2) 温室効果ガス（CO2）の排出状況

本市の CO2 排出量は令和元（2019）年に806千 t-CO2 であり、平成25（2013）年度比で-6.9%※と減少傾向にあります。また、本市では、令和元（2019）年の産業部門の全体排出量に占める割合は50%であり、全国や神奈川県と比較して高く、平成25（2013）年比で+5%で増加傾向にあります（図 4-1）。

本市は、さがみロボット産業特区制度や、高次救急医療機関、大学施設等の立地・連携を活かした産業の誘致・充実を進めており、製造業を含めた産業部門からの CO2 排出の割合は、今後も高い割合で推移することが予想されます。※CO2 吸収量も考慮し算出。

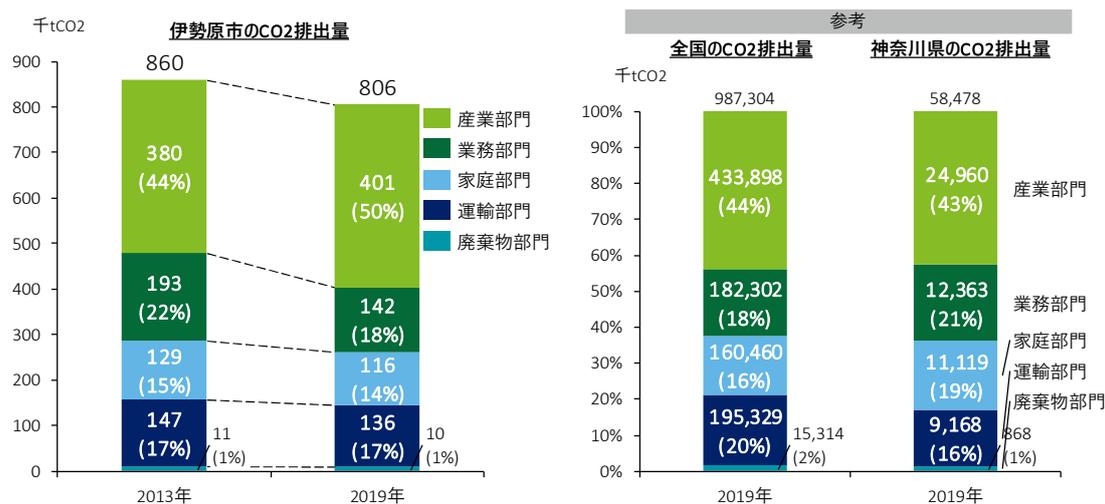


図 4-1 : 伊勢原市の部門別 CO2 排出状況（出典：環境省自治体カルテ）

### (3) 2030年CO2排出削減目標ロードマップ

国の目標と整合し、令和12（2030）年度の排出量を平成25（2013）年度比で46%削減することを目標とします。

令和12（2030）年の目標達成に必要となる削減量約400千t-CO<sub>2</sub>のうち、外部環境の変化で約200千t-CO<sub>2</sub>の削減が見込まれていますので、対策により残りの200千t-CO<sub>2</sub>を削減していく必要があります。

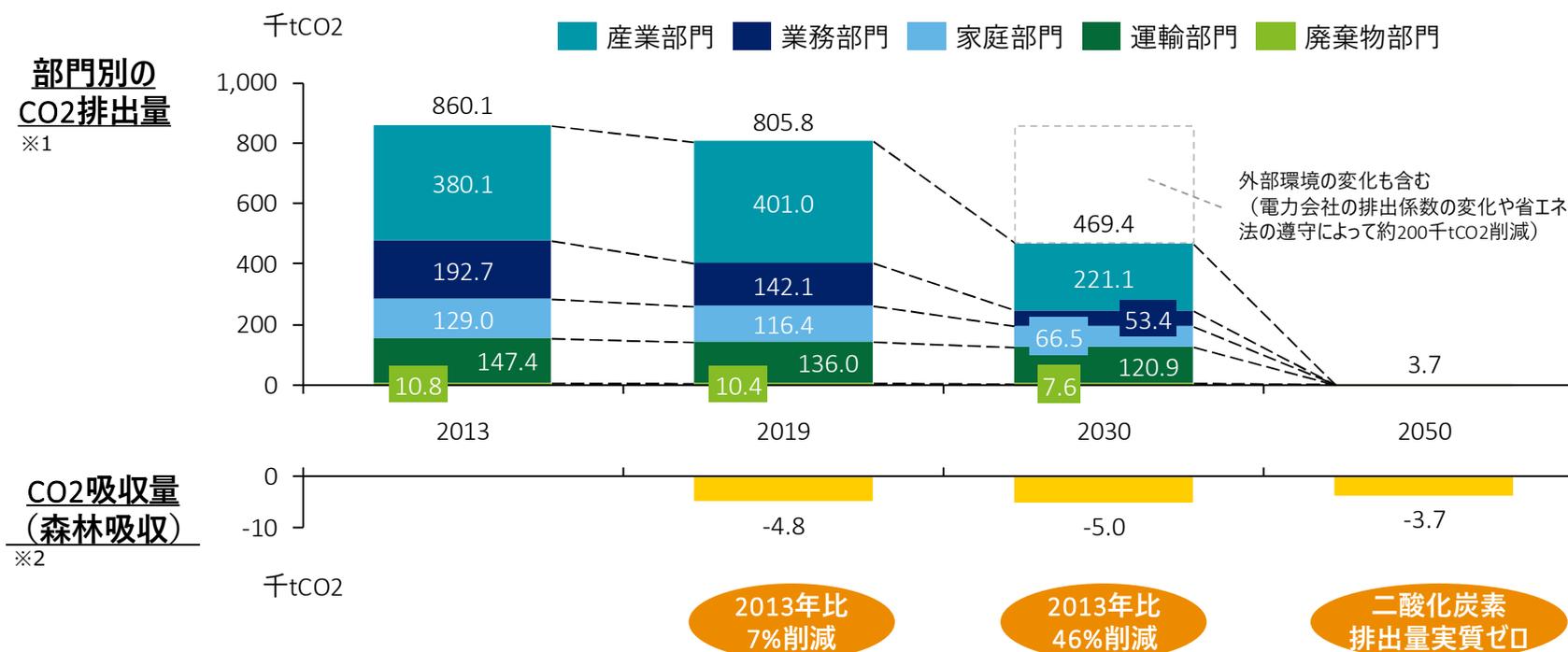


図4-2：排出量推計と目標値

※1 平成25（2013）年度比の削減率の算出において、平成25（2013）年度のCO<sub>2</sub>吸収量は考慮していない。 ※2 森林吸収の算出方法はP42の（5）に記載。

#### (4) 部門別の削減目標

令和12(2030)年におけるCO<sub>2</sub>排出量の現状すう勢値(BAU)は、933千tCO<sub>2</sub>と推計しており、カーボンニュートラルの達成に向けて、産業部門の脱炭素化を中心とした施策を実施していく必要があります。

表4-3: 部門別の削減目標

	2013年度CO <sub>2</sub> 排出量 (千tCO <sub>2</sub> )	2030年CO <sub>2</sub> 排出量 (千tCO <sub>2</sub> )	
		46%削減シナリオ	BAUシナリオ
合計	860	464.4 (▲46%) ※うち外部環境の変化 約200千tCO <sub>2</sub> 削減※3	933 (+8.5%)
産業部門	380	221 (▲42%) ※うち外部環境の変化 約115千tCO <sub>2</sub> 削減	
業務部門	193	53 (▲72%) ※うち外部環境の変化 約35千tCO <sub>2</sub> 削減	
家庭部門	129	67 (▲48%) ※うち外部環境の変化 約40千tCO <sub>2</sub> 削減	
運輸部門	147	121 (▲18%) ※うち外部環境の変化 約10千tCO <sub>2</sub> 削減	
廃棄物部門	10.8	7.6 (▲30%)	
吸収源	-	▲5	

#### (5) 森林吸収の算出方法

##### ア 現状の森林吸収について

本市の令和元(2019)年度の森林吸収量については、平成25(2013)-平成29(2017)年度の神奈川県の間年森林吸収量18.5万tCO<sub>2</sub>/年を、神奈川県における本市の森林面積の割合を基に按分し、本市では年間4.8千tCO<sub>2</sub>を吸収すると算出しました。

算出した平成25(2013)-平成28(2017)年度のCO<sub>2</sub>吸収量が、令和元(2019)年度まで続くと想定して設定しています。

県におけるCO <sub>2</sub> 吸収量	県の森林整備計画面積における本市の森林計画面積の割合	本市における2019年のCO <sub>2</sub> 吸収量
185.0千t-CO <sub>2</sub>	3%	4.8千t-CO <sub>2</sub>

##### イ 将来の森林吸収について

令和12(2030)年・令和32(2050)年の本市の森林吸収量については、平成28(2016)年時点の本市の森林面積に対して、神奈川県全体における樹齢別の面積割

合及び一般的な樹齢別 CO2 吸収量を乗じ、令和 1 2（2030）年及び令和 3 2（2050）年時点の CO2 吸収量を算出しています。

更に、神奈川県の前平成 3 0（2018）年から令和 1 0（2028）年までの地域森林計画の造林計画を基に、令和 1 0（2028）年までの年間造林面積を算出し、令和 3 2（2050）年まで年間同じペースで造林が続くと仮定し、平成 2 8（2016）年時点の既存の森林面積及び造林による追加の森林面積による CO2 吸収量を算出しています。

対象年度	既存の森林による CO2 吸収量	造林分の CO2 吸収量	CO2 吸収量の合計
令和 1 2（2030）年	4.8 千 tCO2	0.2 千 tCO2	5.0 千 tCO2
令和 3 2（2050）年	3.2 千 tCO2	0.5 千 tCO2	3.7 千 tCO2

### （6）産業部門の CO2 排出量内訳

産業部門では、鉄鋼・非鉄・金属製造業と機械製造業が部門全体の排出量の約 6 割を占めています（図 4 - 3）。

鉄鋼・非鉄・金属製造業は、高温熱需要の脱炭素化（エネルギー転換等）が必要です。

機械製造業は、他の製造業より電化率が比較的高いため、電力の再エネ化が必要です。

一方、水素を熱・原料として利用する化学工業の排出割合は比較的小さいため、水素の大規模確保に向けた施策の優先度は低くなります。

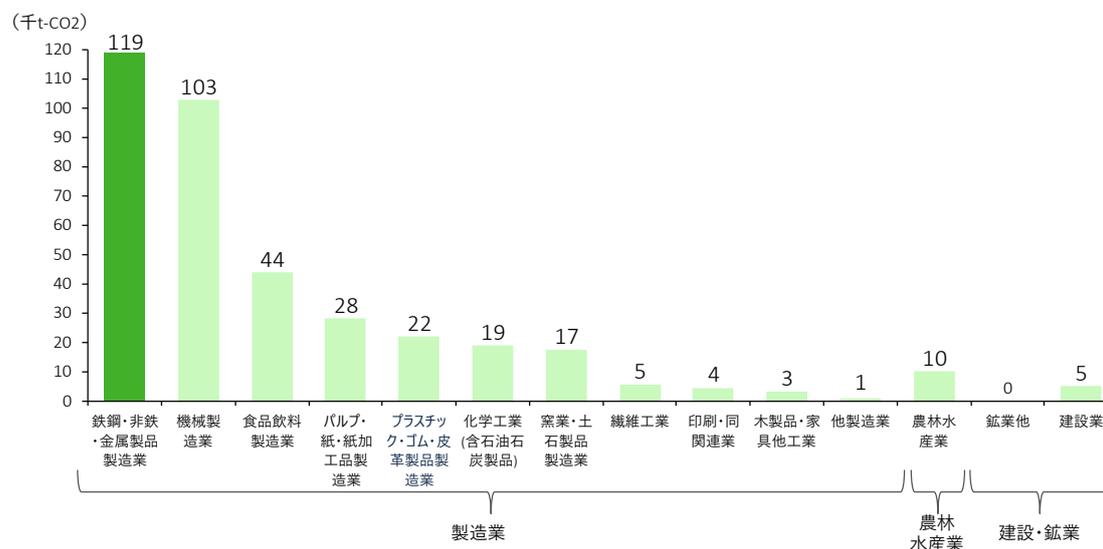


図 4 - 3：製造部門の排出量内訳

出典：自治体排出量カルテより抽出した平成 25（2013）年の部門別 CO2 排出量を各業種の業種別のエネルギー消費原単位×従業者数を基に按分して推計。

### (7) 業務部門のCO2排出量内訳

業務部門では、卸売業・小売業の排出量が最も多くなっています（図4-4）。脱炭素のためには、卸売・小売の店舗・ビルのゼロエミッション化や、医療・福祉施設や宿泊業での温水による熱需要の脱炭素化も必要となります。

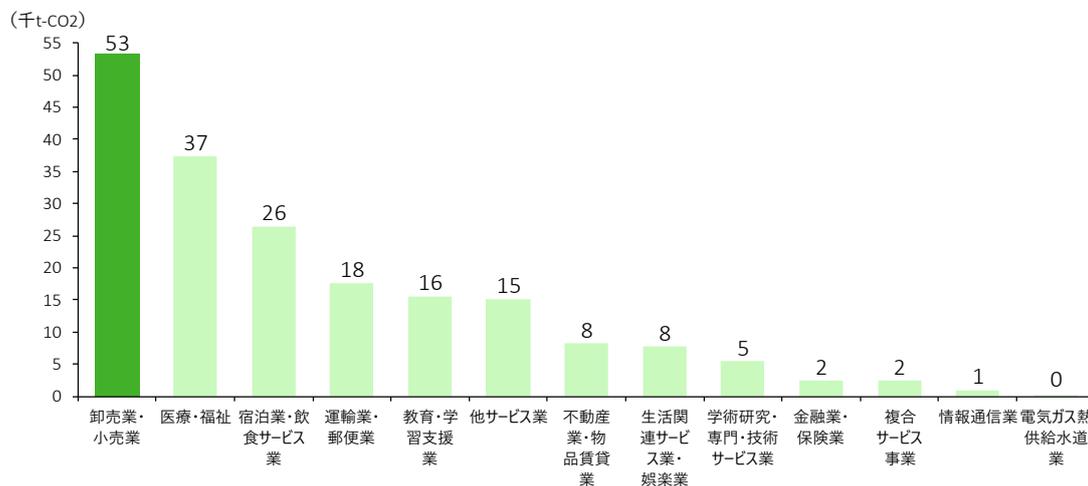


図4-4：業務部門の排出量内訳

出典：自治体排出量カルテより抽出した平成25（2013）年の部門別CO2排出量を業種別のエネルギー消費原単位×従業員数を基に按分して推計。

### (8) 家庭部門の排出量状況

家庭部門では、照明・家電製品がCO2排出量の約5割を占めています（図4-5）。

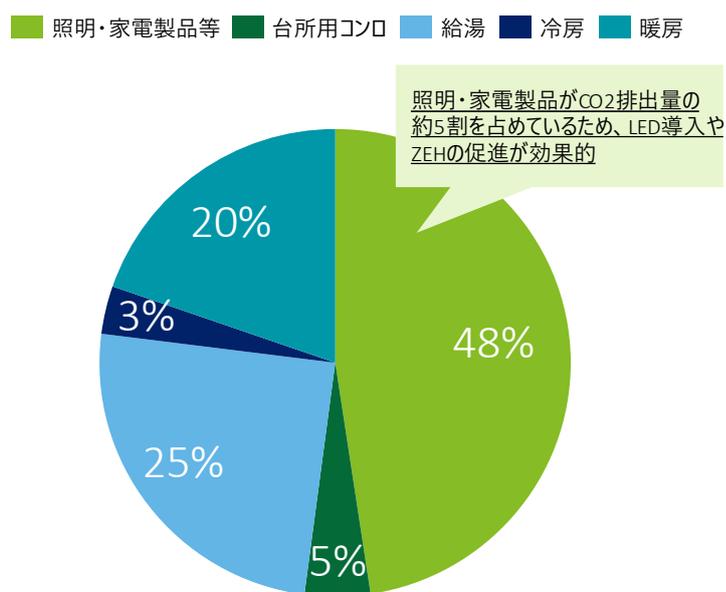


図4-5：環境省、「家庭からのCO2排出量を知る（全体概況）」

### (9) 運輸部門のCO2排出量内訳

統計いせはらによると、本市の自動車保有台数は約6万台となっています。運輸部門では、乗用車及び貨物用車両が部門排出量の大半を占めており（図4-6）、乗用車の脱炭素化を重点的に検討する必要があります

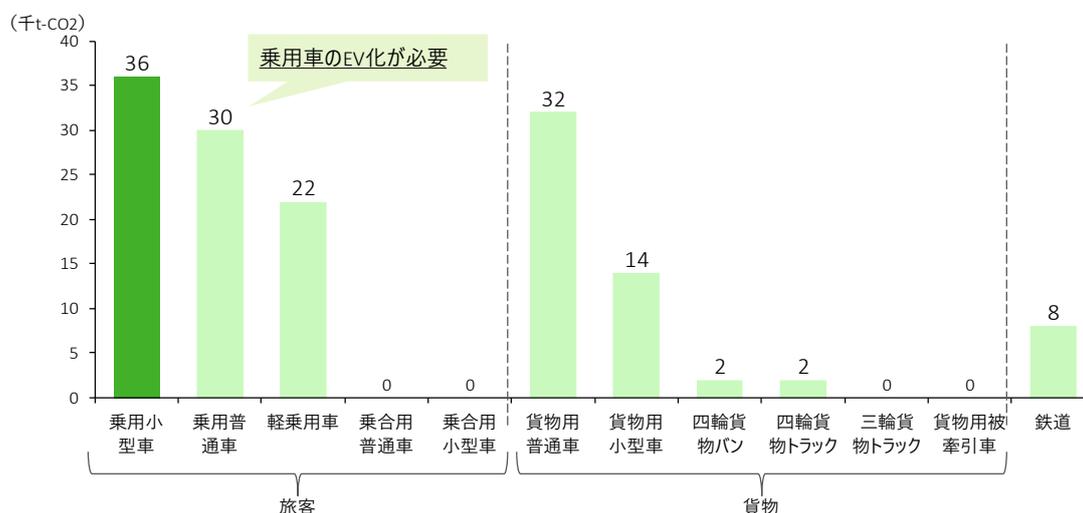


図4-6：運輸部門の排出量内訳

出典：自治体排出量カルテより抽出した平成25（2013）年の部門別CO2排出量を各業種の自動車・軽自動車保有台数を基に按分して推計。

### 目標達成に向けた各主体の取組

- 再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーを推進します。

#### 市の取組

事業内容	取組	所管課
産業部門対策	● 電化設備やFEMS導入、事業所等のZEB化等を促進します。	環境対策課
	● 電化の難しい熱需要の脱炭素化に向けてカーボンニュートラルガスの利用を促進します。	環境対策課
業務・家庭部門対策	● LED、HEMS、省エネ家電等の導入による住宅の省エネ化、ZEH化を促進します。	環境対策課
	● ナッジ手法等を活用し、脱炭素型ライフスタイルの転換に向けた行動変容を促進します。	環境対策課
運輸部門対策	● EVカーシェアリング等により、市内における電動車等の利用を促進します。	環境対策課

事業内容	取組	所管課
運輸部門対策	● 充電設備等のインフラ整備に向けた調査等を行います。	環境対策課

## 第4章

## 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地球温暖化を自分事としてとらえ、省エネに配慮し、電気、ガスなどの節約に努めます。</li> <li>● 省エネ家電への買い替えを行います。</li> <li>● エコドライブやエコ・クッキング等の環境に配慮したライフスタイルの定着に取り組みます。</li> <li>● 壁面などにつる性植物をはわせることで室温上昇を低減させるみどりのカーテンを実施します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気やガスの使用を効率化し、省エネに努めます。</li> <li>● 事業所や事務所で、省エネに配慮した設備の使用に努めます。</li> <li>● 社用車に電動車等を導入するよう努めます。</li> <li>● 物品等のグリーン購入に努めます。</li> </ul>

## 参考：各部門における令和12（2030）年46%削減の前提となるパラメーター設定

	2013年度CO2排出量の状況		2030年46%削減シナリオ	
	排出量	設定条件	排出量	設定条件
産業部門	380千tCO2	<ul style="list-style-type: none"> <li>電化率※1：27%</li> <li>FEMS普及率：0%</li> <li>地域外再エネ調達率：0%</li> <li>地域再エネ利用率：0%</li> <li>系統利用率：100%</li> </ul>	221千tCO2 (▲42%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電化率※1：60%</li> <li>FEMS普及率：25%</li> <li>地域外再エネ調達率：12.5%</li> <li>地域再エネ利用率：16%</li> <li>系統利用率：71.5%</li> </ul>
業務部門	193千tCO2	<ul style="list-style-type: none"> <li>電化率※1：34%</li> <li>ZEB普及率：0%</li> <li>地域外再エネ調達率：0%</li> <li>地域再エネ利用率：0%</li> <li>系統利用率：100%</li> </ul>	53千tCO2 (▲72%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電化率※1：82%</li> <li>ZEB普及率：50%</li> <li>地域外再エネ調達率：20%</li> <li>地域再エネ利用率：16%</li> <li>系統利用率：64%</li> </ul>
家庭部門	129千tCO2	<ul style="list-style-type: none"> <li>電化率※1：29%</li> <li>ZEH普及率：0%</li> <li>地域外再エネ調達率：0%</li> <li>地域再エネ利用率：0%</li> <li>系統利用率：100%</li> </ul>	67千tCO2 (▲48%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電化率※1：80%</li> <li>ZEH普及率：40%</li> <li>地域外再エネ調達率：0%</li> <li>地域再エネ利用率：10.5%</li> <li>系統利用率：89.5%</li> </ul>
運輸部門	147千tCO2	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅客自動車台数に占めるHV・EV・PHV・FCV：0%</li> <li>貨物自動車台数に占めるHV・EV・PHV・FCV：0%</li> <li>地域外再エネ調達率：0%</li> <li>地域再エネ利用率：0%</li> <li>系統利用率：100%</li> </ul>	121千tCO2 (▲18%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅客自動車台数に占めるHV・EV・PHV・FCV：56%</li> <li>貨物自動車台数に占めるHV・EV・PHV・FCV：56%</li> <li>地域外再エネ調達率：0%</li> <li>地域再エネ利用率：10%</li> <li>系統利用率：90%</li> </ul>

※1：電化率は電気・熱配分後のエネルギー消費量に占める電力消費量の比率を表す。

### 「再生可能エネルギーの活用」に関する指標の考え方

- 再生可能エネルギー（再エネ）の活用は、温室効果ガスの削減に資するとともに、エネルギー代金の域外流出の減少と災害時等のレジリエンス強化の面からも重要な取組です。地域内の再エネポテンシャルを最大活用するとともに、外部からの再エネ調達を検討することで、目標の再エネ導入量の確保を目指します。

#### 1-②-1 再エネ導入量の増加

指標	市域に導入された再生可能エネルギーの量		
指標の定義	市域に導入された再生可能エネルギーの量		
現状値(R元年度)	中間目標(R9年度)	目標(R12年度)	
18GWh	325GWh	440GWh	
所管	環境対策課		

#### 再生可能エネルギー（再エネ）とは？

- 再エネとは、「太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス」に由来するエネルギーです。「枯渇しない」、「どこにでも存在する」、「二酸化炭素を発生しない」という特徴があります。
- 再エネは、その利用によって二酸化炭素が発生しないことから、地球温暖化対策において有効な手法の一つとされています。

## 4-1-2. 令和12（2030）年に向けた再エネ導入目標

### （1）令和12（2030）年に向けた再エネ導入目標

CO2削減パラメーター設定に基づき、再エネ導入目標を図4-7のとおり設定します。

新規の再エネ発電設備の導入、再エネ環境価値の創出と市内消費等により、市内で440 GWhの再エネ導入を目指します。

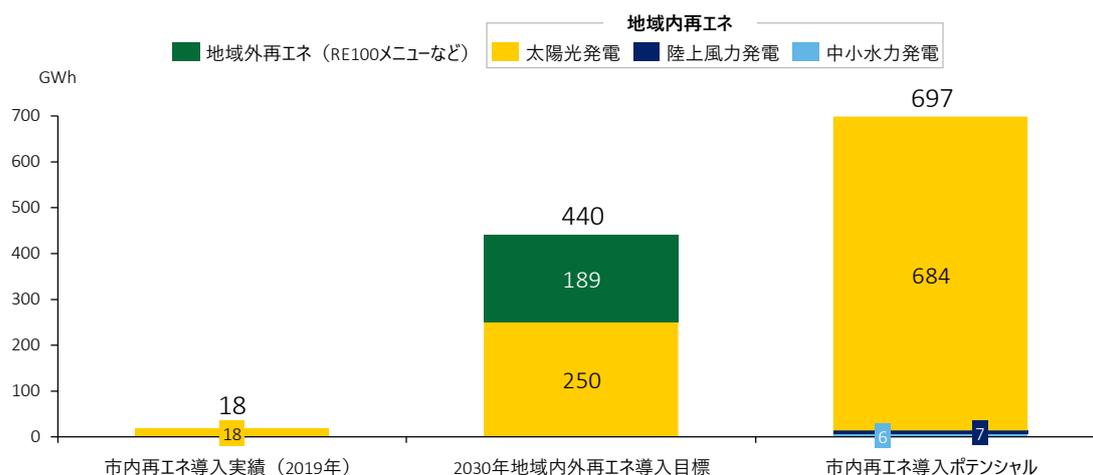


図4-7：令和12（2030）年に向けた再エネ導入目標

### （2）電力における再エネ構成目標

将来的に標準的な電力契約の排出係数は下がるものの、削減目標を達成するためには地域内再エネ導入や、RE100メニュー等他地域と連携した地域外再エネの活用も必要となります。

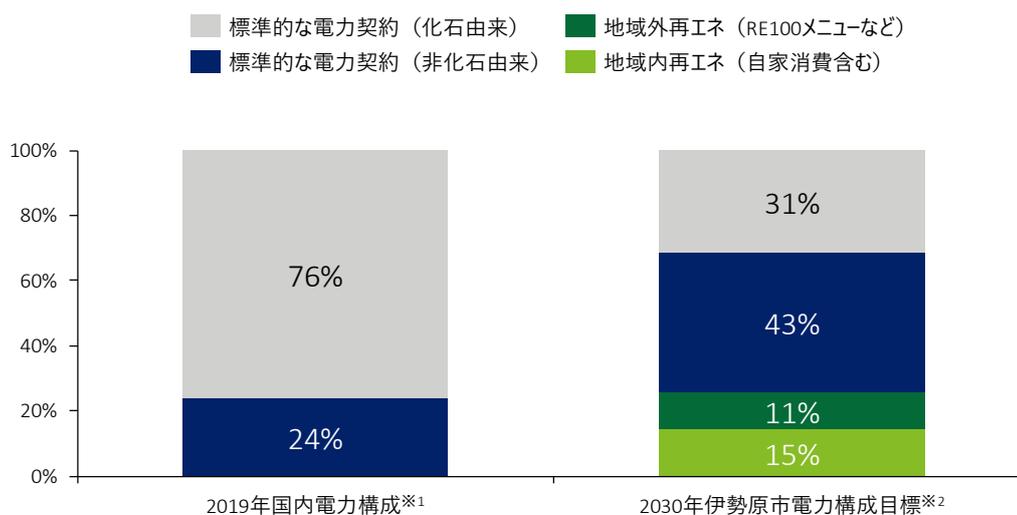


図4-8：令和12（2030）年の電力構成目標 ※1 2019年の国内の電源構成を元に作成

※2 第6次エネルギー基本計画の2030年電源構成目標を元に作成

### 4-1-3. 本市のエネルギーポテンシャル

#### (1) 本市の太陽光発電電力量

令和元（2019）年度における本市内の太陽光発電設備による発電電力量は18GWh/年で、導入ポテンシャルの約3%となっており、太陽光発電設備の導入の余地は十分あります。（図4-9：市内の太陽光発電設備の発電電力量と導入ポテンシャル（出典：導入ポテンシャルはR3年度REPOSを参照。市内の太陽光の発電電力量は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報公開用ウェブサイトB表から算出）

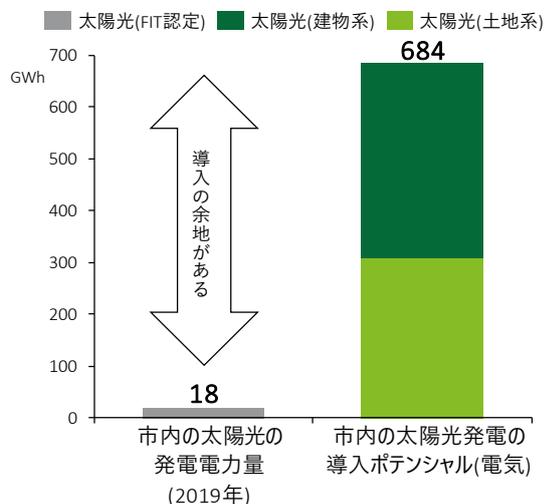


図4-9：市内の太陽光発電設備の発電電力量と導入ポテンシャル

#### (2) 太陽光発電設備(土地系)の導入ポテンシャル

土地系の太陽光発電設備の導入ポテンシャルは、県内で5番目の大きさとなっています（図4-10）。

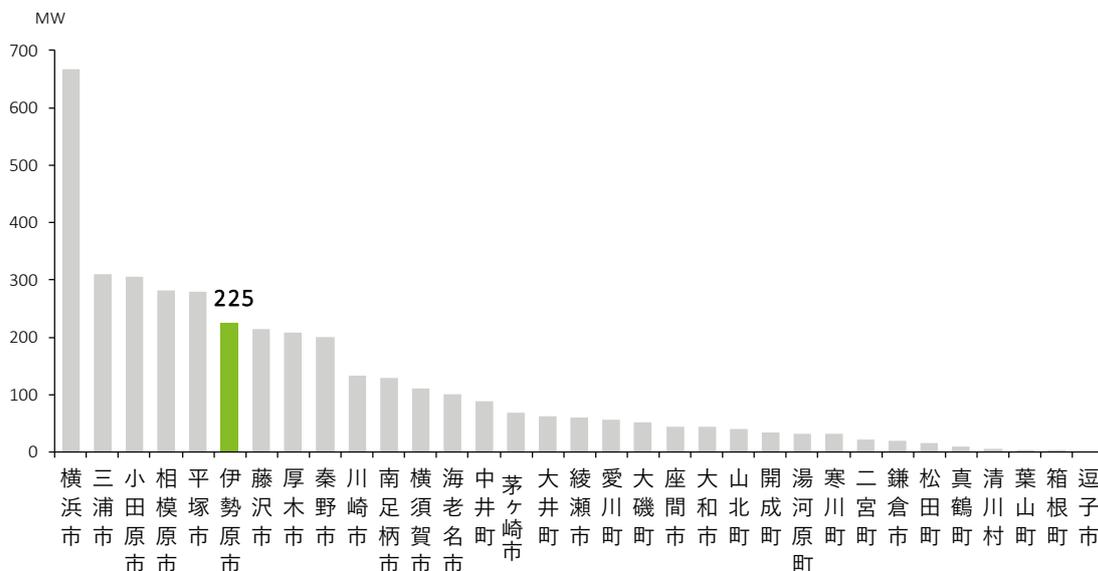


図4-10：県内の太陽光発電設備(土地系)の導入ポテンシャル（出典：REPOS 太陽光＞概要とデータ活用方法から参照。）



### (3) 太陽光発電設備(建物系)の導入ポテンシャル

建物系では、戸建住宅やその他建物に占める太陽光ポテンシャルの割合が高くなっています(図4-13)。

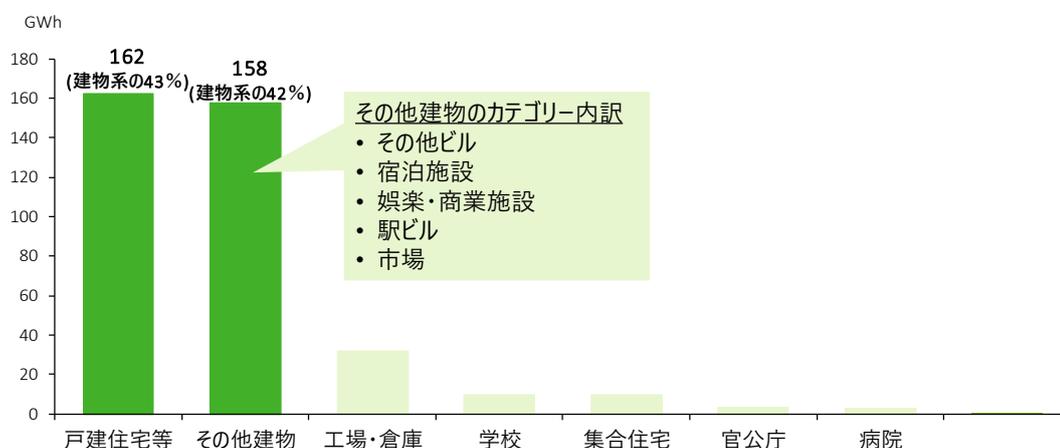


図4-13：市内の建物系の太陽光発電設備の導入ポテンシャルの内訳(出典：令和3(2021)年度REPOSを参照)。

### (4) 本市のFITと卒FITの推移

再生可能エネルギーの電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度を固定価格買取制度(FIT、Feed-in Tariffの略)といい、この買取期間が終了した後の再エネ電気を卒FITといいます。

卒FIT後の環境価値は、特段の定めがない限り、売電先の電力会社が自由に活用することができるため、ほとんどの環境価値が地域外に流出することになります。再エネ電力は全国的に不足気味であるため、地域内の環境価値を地域再エネメニューに組込むなど、地域内にとどめる工夫を行っている地域もあります(図4-14)。

一方で、導入済みの太陽光設備については、主に住宅向けの太陽光発電設備の卒FITが増えていく見込みであり、これらの環境価値の有効活用が課題となります(図4-15)。

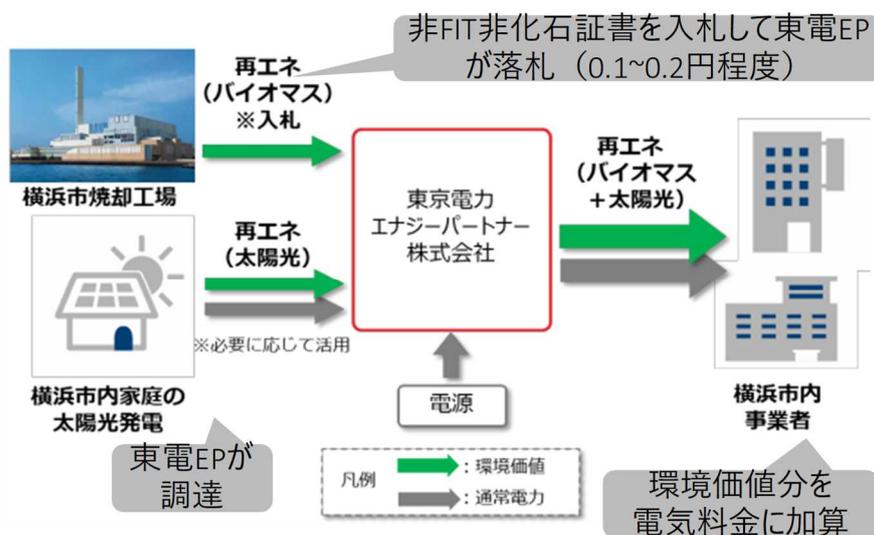


図4-14：はまご電気の概要（出典：横浜市プレスリリース）

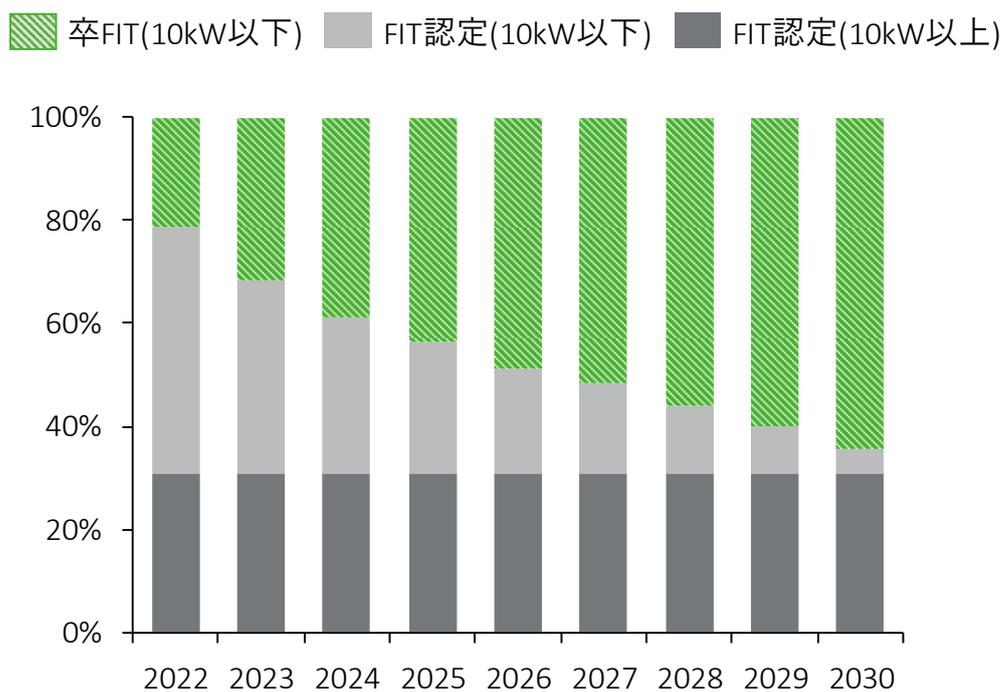


図4-15：令和3（2021）年度時点での太陽光設備導入実績のFIT/卒FITの内訳の推移（出典：FIT、卒FITの太陽光発電設備の発電電力量は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公開用ウェブサイト B表から算出。）

### (5) 本市の再エネポテンシャルとエネルギー使用量の比較

本市の平成25（2013）年のエネルギー消費量は、推計で12,937TJとなっており（図4-16）。

この使用エネルギーに対し、市内の再エネポテンシャルは2,507TJと、エネルギー消費量の約2割と限定的です。

本市には風力発電や中小水力発電に適した土地や河川等が少ないため、再エネポテンシャルの大部分を太陽光発電が占めています。また、域内で確保しきれない再エネについては、他地域と連携した再エネ調達等が必要となります。

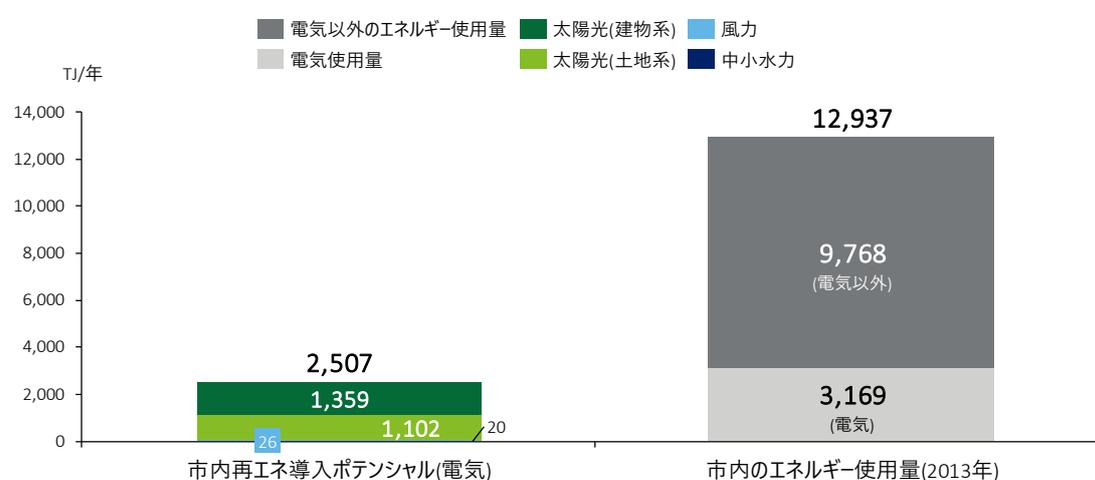


図4-16：伊勢原市のエネルギーポテンシャル

出典：導入ポテンシャルはR3（2021）年度 REPOSを参照。市内のエネルギー使用量は神奈川県エネルギー使用量、電力使用量、CO2排出量及びエネルギー消費統計調査を基に算出しており、電気・熱配分後のエネルギー使用量を表す。

建物系は建築物全般、土地系は一般廃棄物、田、畑、ため池、荒廃農地の導入ポテンシャル。

## 目標達成に向けた各主体の取組

- 再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーを推進します。

### 市の取組

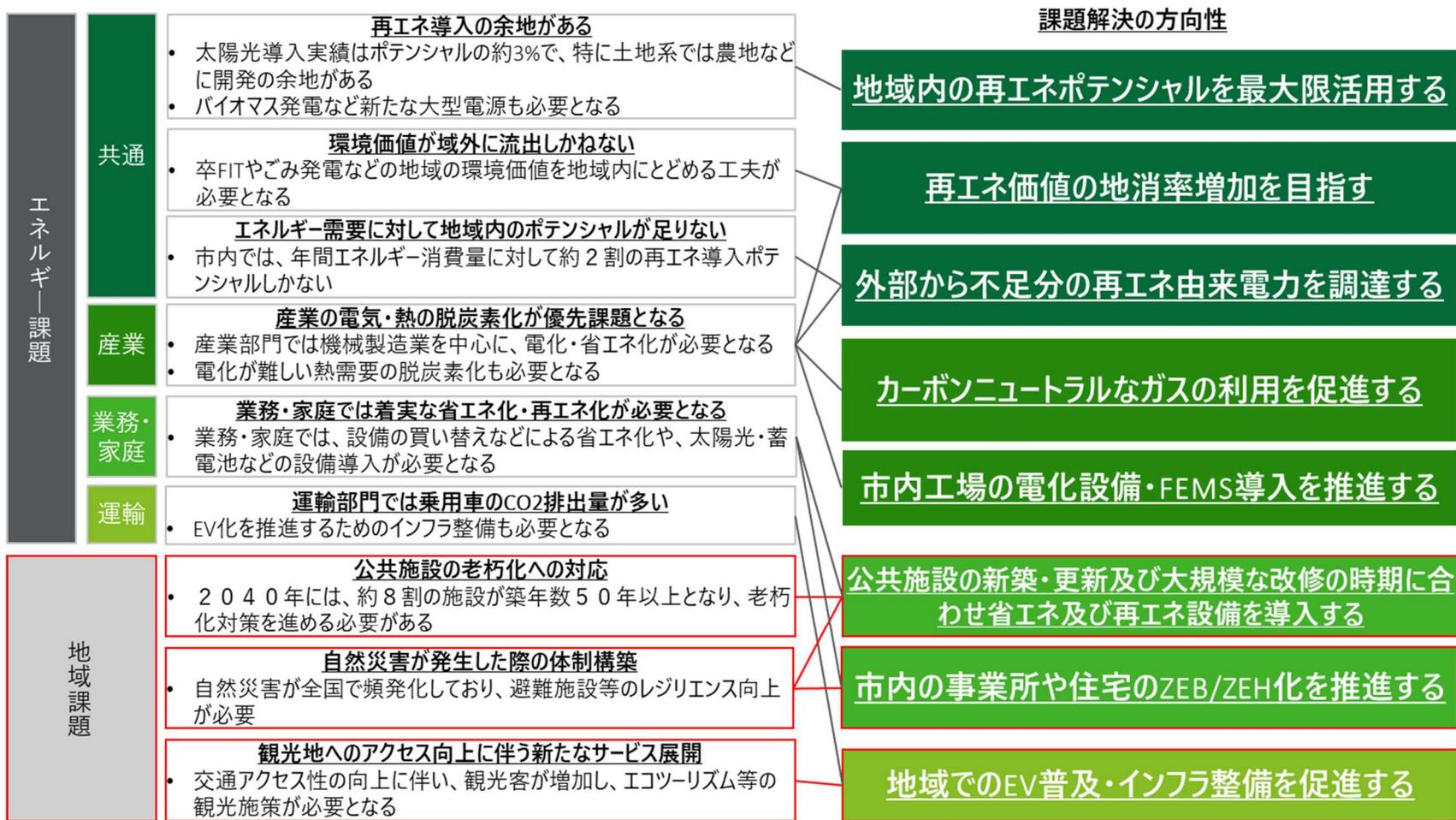
事業内容	取組	所管課
市内の再エネポテンシャルの最大活用	● 事業所及び住宅への太陽光発電の設置を促進します。	環境対策課
	● ソーラーシェアリング等の新たな再エネ電源の開発を検討します。	環境対策課
再エネ環境価値の地消率の増加	● 卒 FIT 太陽光等の再エネ環境価値を市内で活用する事業スキームの構築を検討します。	環境対策課
再エネの外部調達を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所等に対し、実質再エネ 100%の電力メニューへの切替えを促進します。</li> <li>● 外部から再エネを調達するため、調達先や手法の調査・検討を行います。</li> </ul>	環境対策課

### 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光による自家発電等の再生可能エネルギーの利用に努めます。</li> <li>● 家庭向けの実質再エネ 100%電力メニューへの切替えに努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所や事務所で、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用に努めます。</li> <li>● 実質再エネ 100%メニュー等の排出係数の低い電力を使用するよう努めます。</li> </ul>

### 4-1-4. 関連する地域課題の同時解決について

国が策定した地域脱炭素ロードマップでは、地域脱炭素は、地域課題の解決、そして地域の魅力と質の向上につながる地方創生に貢献できるものとされています。本計画においても、本市の地域課題の同時解決を見据えながら施策を実施していきます。





### 4-1-6. 令和12(2030)年に向けた施策ロードマップ

令和32(2050)年カーボンニュートラルを見据えながら、市民や事業者等と取組の具体化を進めていきます。

		短期(2025年頃)	中期(2030年頃)	取り組みにあたっての課題	市が主導する施策内容	2050年に目指す姿
共通	地域内の再エネポテンシャルを最大限活用する	工場・事業所・住宅への太陽光発電設備の設置	ソーラーシェアリングなど新たな再エネ電源開発	未利用農地における太陽光発電、バイオマス発電等の大規模電源開発を投資・主導する主体が不足している	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソーラーシェアリングの検討</li> <li>事業者と連携した新たな再エネ電源の開発</li> </ul>	CEMS*1・VPPなど市内全体、市外で部門を横断した再エネの有効活用
	再エネ価値の地消費増加を目指す	卒FIT太陽光、森林吸収分、再エネ環境価値の域内消費	公共施設・工場・事業所の再エネメニューへの切り替え	電力会社やガス会社が提供できる再エネ電源やCN都市ガスに限られているため、様々な調達方法を組み合わせることで供給量を確保する必要がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の環境価値の創出</li> <li>卒FIT太陽光の環境価値収集</li> <li>環境価値の供給</li> </ul>	
	外部から不足分の再エネ由来電力を調達する	調達先の調査	再エネ電力の調達		<ul style="list-style-type: none"> <li>調達先市町村との連携(選定、交渉等)</li> </ul>	
産業	カーボンニュートラルなガスの利用を促進する	工場・事業所へのカーボンニュートラルガス(オフセット)の供給			<ul style="list-style-type: none"> <li>CN都市ガス利用を希望する事業者とガス会社マッチング</li> </ul>	CNガスの活用など電化が困難な熱需要の脱炭素化
	市内工場の電化設備・FEMS導入を推進する	工場へのFEMS導入によるエネルギー消費最適化	中小企業は省エネ機器に関する最新情報や導入によるメリットを把握できていないことが多い	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ機器・FEMSの導入に関するセミナー</li> </ul>		
業務・家庭	市内の事業所や住宅のZEB/ZEH化を推進する	事業所等のZEB化(LED、電化機器の導入含む)	ZEB化の費用見積に関する情報が不足しているため、ノウハウの共有が必要	家庭部門における脱炭素化は産業部門と比較してインセンティブが少ないため、住民の環境意識向上に取り組む必要がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>ZEB化を実施するための他地域との情報交換</li> <li>省エネ機器・ZEB/ZEHに係る補助金の提供</li> </ul>	V2X*2などの分野横断でのエネルギーの最適運用
		住宅のZEH化(LED、電化機器の導入含む)			<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発イベント等の開催</li> </ul>	
運輸	地域でのEV普及・インフラ整備を促進する	EVカーシェアリング事業の立ち上げ			<ul style="list-style-type: none"> <li>住民向けのEVカーシェアリング事業等のEVに触れる機会の創出</li> </ul>	EVや水素モビリティを活用した運輸のゼロカーボン化

\*1 : CEMS とは、Community Energy Management System の略で、地域全体のエネルギーを管理するシステムを指す

\*2 : V2X とは、「Vehicle to X」を意味し、V2H(自動車と家)、V2B(自動車とビル)、V2Grid(自動車と系統)との接続を指す

### 4-1-7. 事務事業、公共施設に対する取組の考え方

#### (1) 基本方針について

目指すべき環境像、そして、令和3 2（2050）年カーボンニュートラルの実現に向けて、市の事務事業においても脱炭素化等の環境配慮に取り組む必要があります。

国においても、カーボンニュートラルの実現に向け「地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、模範となることを目指すべき」とされていることから、本市の方針を次のとおり設定します。

基本方針	主な取組
基本方針 1 市の全ての公共施設において省エネルギー・省資源に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設の新築・更新及び大規模な改修の時期に合わせて、施設や設備を省エネルギー型のものへ転換及び再生可能エネルギーの導入を検討します。</li> <li>● 市有設備には可能な限り県産木材を利用した方法を採用します。</li> </ul>
基本方針 2 市が率先して、環境に配慮した調達を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 物品の運搬や購入契約等において、契約相手方に低公害車の使用やエコドライブの実施を行うグリーン配送を実施します。</li> <li>● 排出係数の低い電力の調達を実施します。</li> <li>● 公用車の電動車等への転換及び使用抑制に努めます。</li> </ul>
基本方針 3 事業者の技術等を活用した省エネ対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者の技術、ノウハウ等を活用し、省エネ対策等を推進する仕組みの導入について、技術的動向を踏まえて検討します。</li> </ul>

#### (2) 事務事業編の温室効果ガスの削減目標について

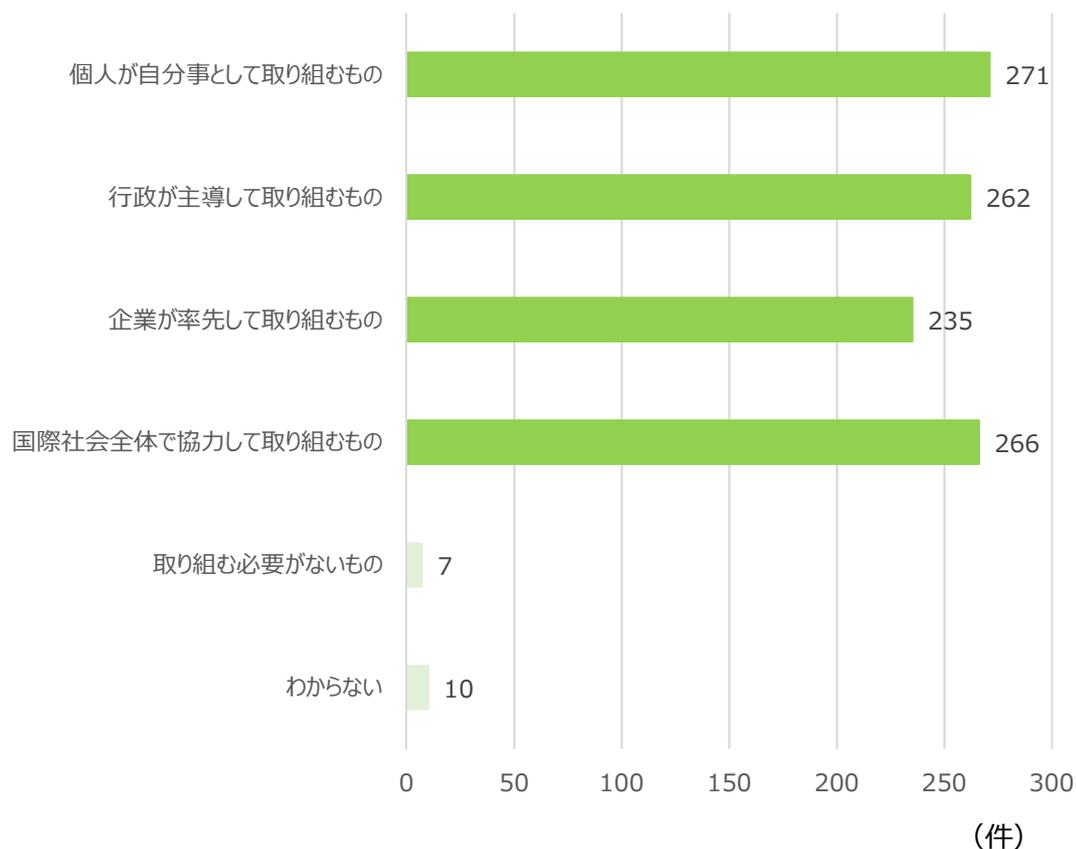
現在の市の事務事業における温室効果ガス（エネルギー起源 CO<sub>2</sub>）排出量の削減目標は、令和1 2（2030）年度において、平成2 5（2013）年度比で40%削減としています。

本計画では、市域全体における令和1 2（2030）年度における目標を、平成2 5（2013）年度比で46%削減としていることから、事務事業編の削減目標も46%以上に修正し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）である「伊勢原市役所エコオフィスプラン」の中で、取組の見直し等を行っていきます。

**環境意識アンケートより****「地球温暖化対策」に取り組む主体について、どのように考えますか。(複数回答可)**

地球温暖化対策は、それぞれの主体で対策を推進していく必要があります。

「取り組む必要がないもの」という回答はほとんどなく、様々な主体が取組を推進していく意識が伺えます。



### 「気候変動への適応」に関する指標の考え方

- 取組の柱③「気候変動への適応」は、気候変動適応法12条に基づく、本市の地域気候変動適応計画として位置付けます。
- 地球温暖化対策は、温室効果ガスの削減による「緩和」と、将来予測される気候変動に備える「適応」の両輪で進めていく必要があります。
- 本市においても、既に気候変動による影響が顕在化しており、今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。そこで、本市の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、「気候変動に強いまち」を実現することを目的に策定します。
- 気候変動影響の状況に合わせて取組を見直していきます。



出典：環境省

## 4-1-8. 気候変動適応策について

### (1) これまでの気候の変化

本市の年間平均気温は15～16度と比較的温暖であり、四季の変化に恵まれた気象条件となっています。伊勢原消防署本署で計測した本市の平均気温はいずれも上昇傾向にあり、平均気温は直近の40年で約1度上昇しています。

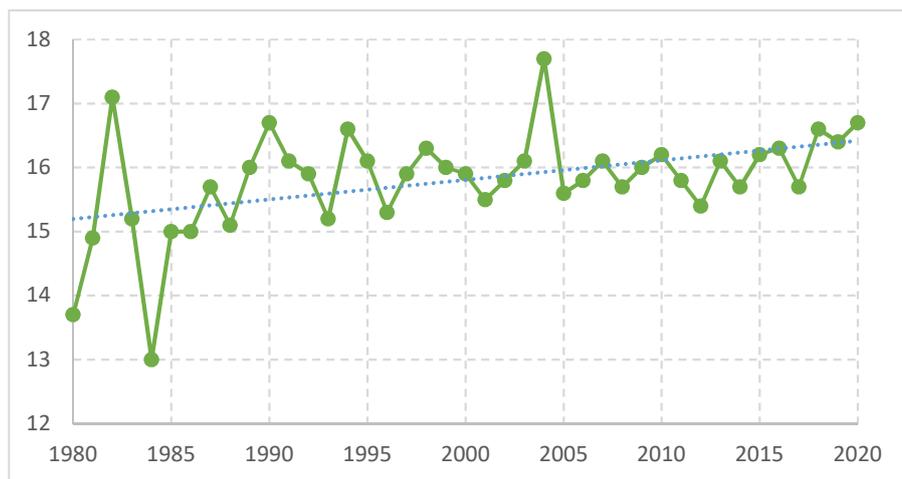


図4-17：伊勢原市内の平均気温の推移（出典：消防の提供データを元に作成）

現在の年間降水量は1,400mm程度で、日本の年間平均降水量と比較すると少ない水準です。過去40年の降水量の推移は増加傾向にあり、近年は本市においても、風水害や猛暑等の自然災害が年に複数回発生しています。

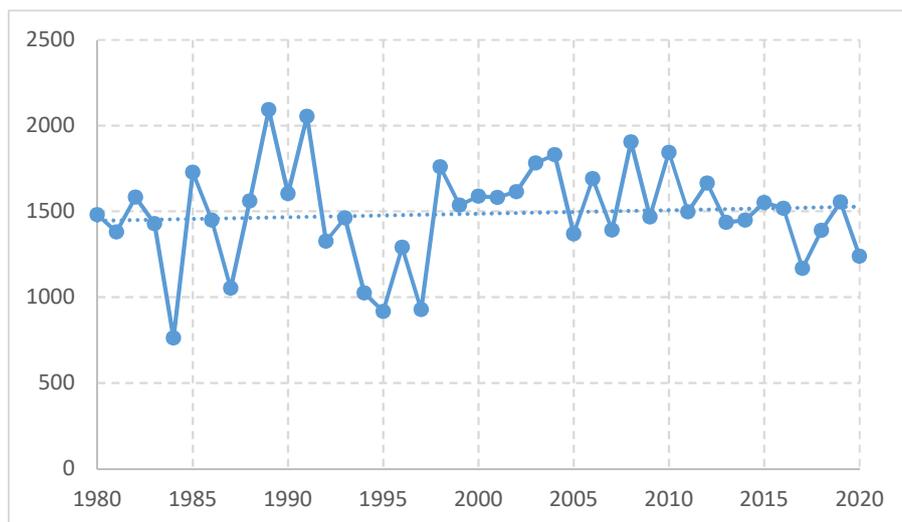


図4-18：伊勢原市内の降水量の推移（出典：消防の提供データを元に作成）

## (2) 将来の年平均気温の変化

本市を含む神奈川県では、最も気候変動が進んだ場合（RCP8.5シナリオ）、21世紀の中頃（2031～2050年）には、現在（1981～2000年）よりも年平均気温が約3度、21世紀末には約6度高くなると予想されています。

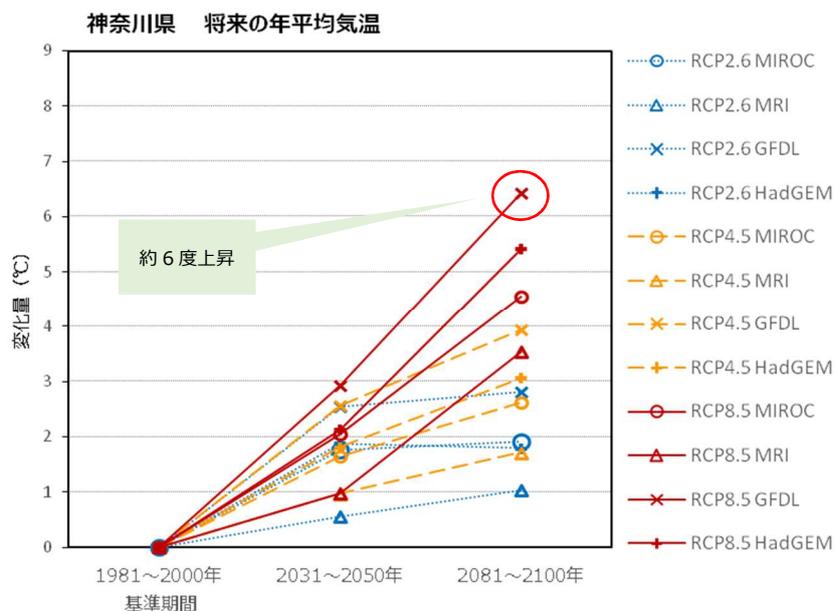


図4-19：神奈川県の将来の平均気温（出典：気候変動適応情報プラットフォームウェブサイト A-PLAT）

## (3) 将来の年降水量の変化

本市を含む神奈川県では、今後100年で、滝のように降る雨（1時間降水量50mm以上）の発生が約2倍になると予想されており、大雨による災害の発生等が懸念されます。

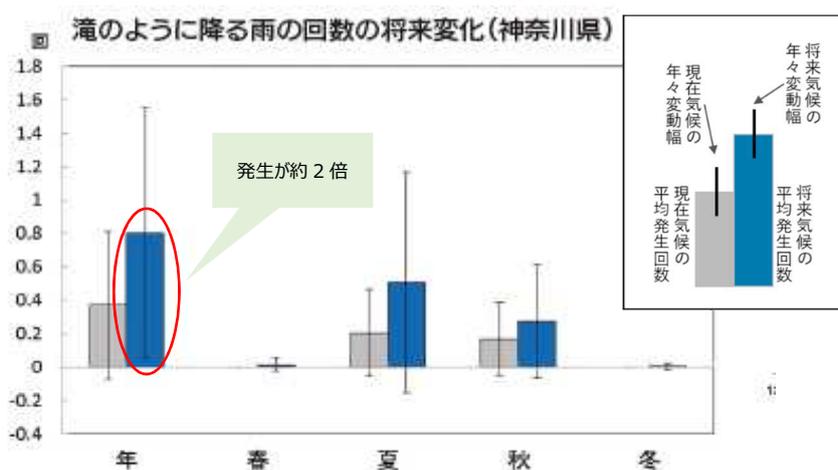
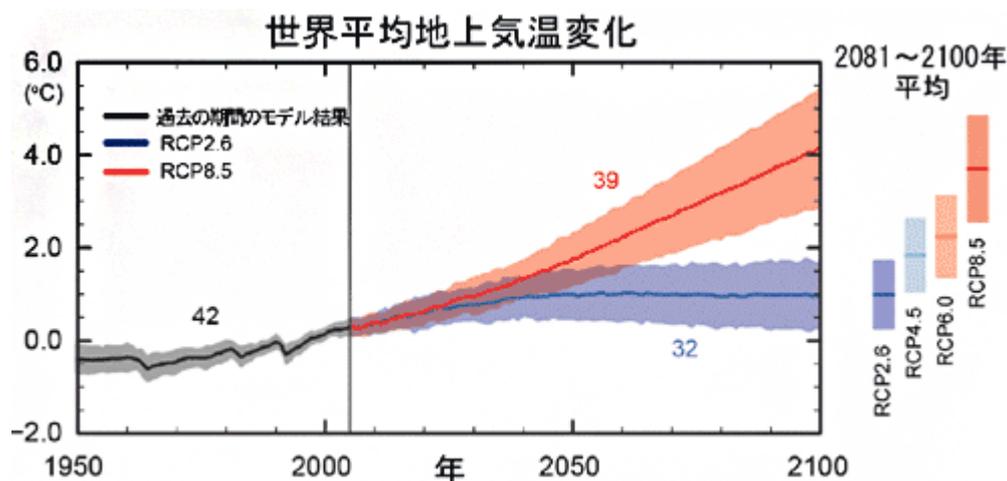


図4-20：滝のように降る雨の回数の将来変化（神奈川県）（出典：神奈川県の21世紀末の気候（横浜気象台））

### RCP シナリオ とは

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）により、政策的な温室効果ガスの緩和策を前提として、将来の温室効果ガス安定化レベルとそこに至るまでの経路のうち代表的なものを選んだシナリオが作られました。このシナリオをRCP（Representative Concentration Pathways）シナリオといいます。

RCP シナリオは大気中の温室効果ガスの濃度が放射強制力に与える影響の大きさをもとに特徴づけられ、それぞれ RCP8.5（高位参照シナリオ）、RCP6.0（高位安定化シナリオ）、RCP4.5（中位安定化シナリオ）、RCP2.6（低位安定化シナリオ）と呼ばれ、産業革命以前と比較した今世紀末の放射強制力の目安がそれぞれ  $8.5\text{W/m}^2$ 、 $6.0\text{W/m}^2$ 、 $4.5\text{W/m}^2$ 、 $2.6\text{W/m}^2$  となるシナリオに対応しています。



基準年（1986年から2005年の平均気温）に比べての気温変化（単位：度）

シナリオ	2046～2065年		2081～2100年	
	平均	可能性の高い範囲	平均	可能性の高い範囲
RCP8.5	2.0	1.4～2.6	3.7	2.6～4.8
RCP6.0	1.3	0.8～1.8	2.2	1.4～3.1
RCP4.5	1.4	0.9～2.0	1.8	1.1～2.6
RCP2.6	1.0	0.4～1.6	1.0	0.3～1.7

出典：気候変動影響評価報告書

#### (4) 適応に対する基本的な考え方

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたって、以下の観点から、今後本市が重点的に取り組む項目を選定しました。

- ① 本市において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる項目。
- ② 国の「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されている項目。

分野	大項目	項目	国の評価			選定理由
			重大性	緊急性	確信度	
農業・林業・水産業	農業	病害虫	特に大きい	高い	高い	①、②
自然災害・沿岸域	河川	洪水氾濫の発生	特に大きい	高い	高い	②※
健康	暑熱	気温上昇による超過死亡	特に大きい	高い	高い	②※
	熱中症	熱中症	特に大きい	高い	高い	①、②
山地	土石流・地すべり等	土砂災害の発生	特に大きい	高い	高い	①、②
都市インフラ・ライフライン	水道・交通等	ライフラインの寸断	特に大きい	高い	高い	①、②

※今後発生の可能性が高いと考えられるため選定。

## (5) 将来の気候変動影響について

### ア 病害虫

本市では、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）による農作物への被害が確認されています。今後、気温の上昇により、その分布域の拡大が懸念されます。（出典：気候変動影響評価報告書）

### イ 洪水氾濫の発生

世界や日本において、気温上昇に伴う洪水による被害の増大が予測されています。（出典：気候変動影響評価報告書）

### ウ 気温上昇による超過死亡者数

本市を含む神奈川県では、熱ストレス超過死亡者数が10倍になると予測する報告もあります。

一方で、気温上昇を2℃未満に抑えることで、気温に関連した死亡の大幅な増加を抑制することが可能との報告もあります。

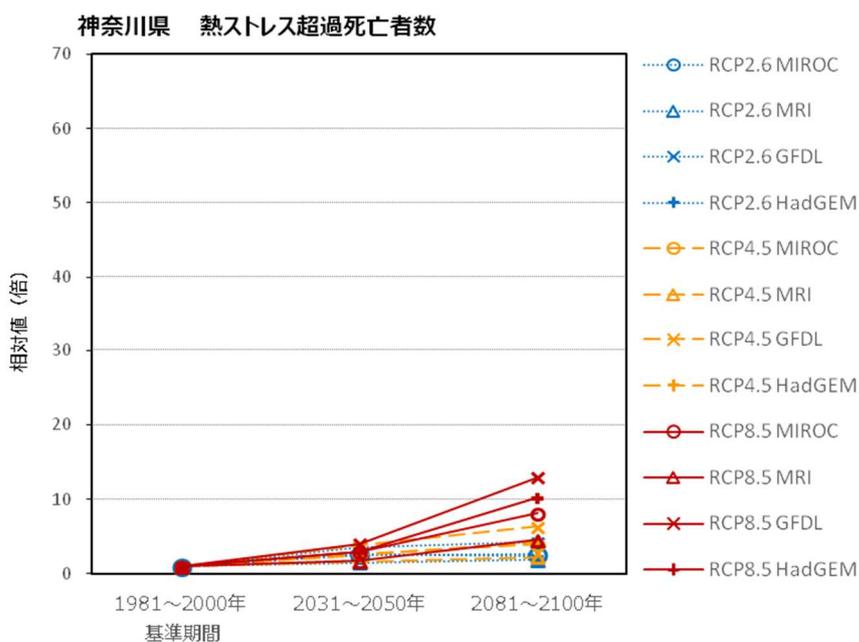


図4-21：県の熱ストレス超過死亡者数

（出典：気候変動影響評価報告書、気候変動適応情報プラットフォームウェブサイト A-PLAT）

## Ⅰ 熱中症

本市を含む神奈川県では、熱中症搬送者数が約 8 倍になると予測する報告もあります。

年齢別にみると、熱中症発生率の増加率は 65 歳以上の高齢者で最も大きく、将来の人口高齢化を加味すれば、その影響はより深刻と考えられます。

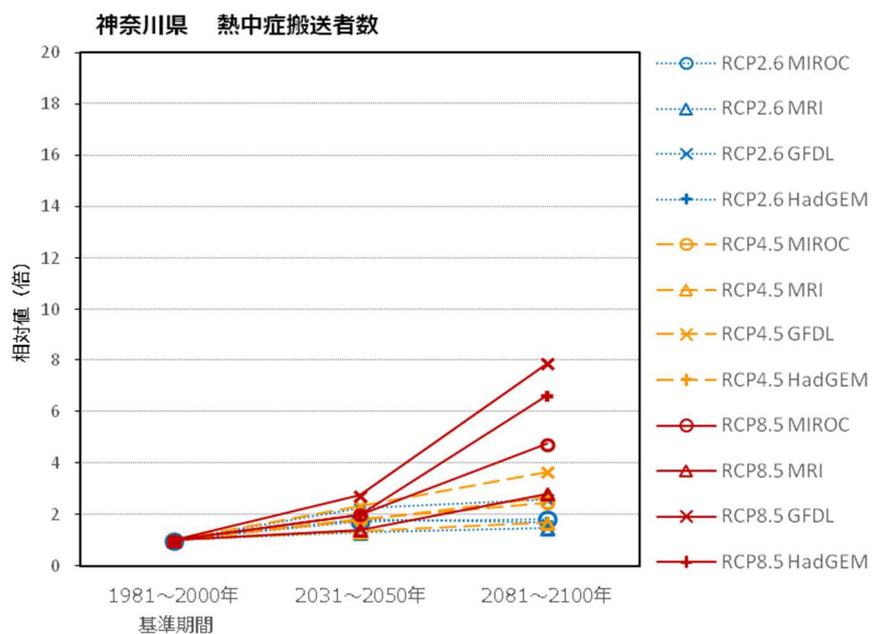


図 4 - 2 2 : 県の熱熱中症搬送者数

(出典：気候変動影響評価報告書、気候変動適応情報プラットフォームウェブサイト A-PLAT)

### オ 土砂災害の発生

大雨により、集中的な崩壊・がけ崩れ・土石流等が頻発する可能性があります。本市が含まれる神奈川県では、斜面崩壊発生確率が若干増加すると予測されています。

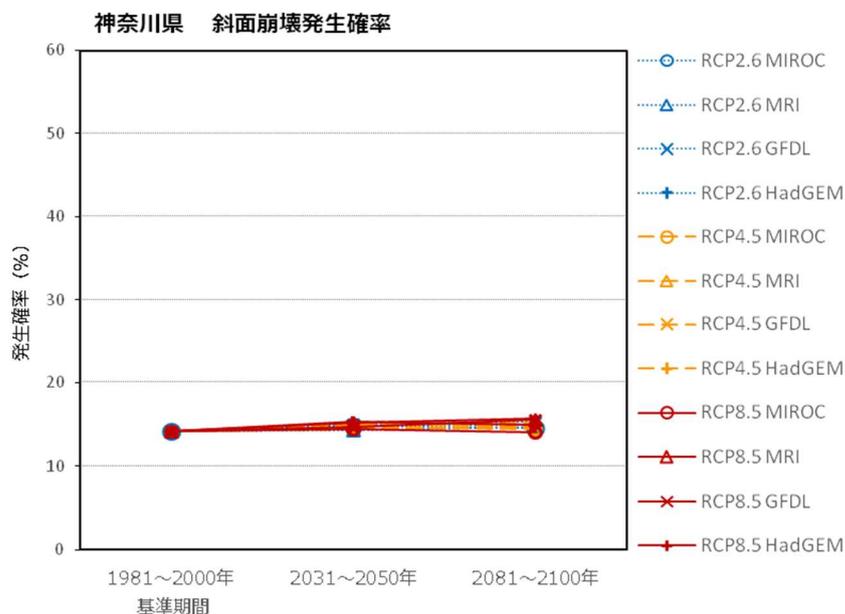


図4-23：県の斜面崩壊発生確率（出典：気候変動影響評価報告書、気候変動適応情報プラットフォームウェブサイト A-PLAT）

### カ ライフラインの寸断

気候変動による短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等が進めば、影響が増大することが懸念されています。（出典：気候変動影響評価報告書）

## (6) 市の取組

項目	対策	所管課
病害虫	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スクミリングガイ対策として、田植後の浅水管理や、取水口・排水口への金網設置等を啓発。</li> <li>● スクミリングガイ対策として、農業者に対し農薬の駆除剤購入を支援。</li> </ul>	農業振興課
洪水氾濫の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予防対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 防災訓練及び防災研修会を通じて、対象地区住民に説明。</li> <li>➢ ハザードマップを活用し、洪水発生への危険周知と適切な避難行動について、啓発を実施。</li> <li>➢ 自治会に避難経路、マイタイムラインの作成支援。</li> <li>➢ 外水ハザードマップを GIS データ化し、庁内及び市ホームページで情報共有を図る。</li> <li>➢ 市民からの土のう設置要望の対応。</li> </ul> </li> <li>● 応急対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 冠水被害の発生状況について、県との情報共有。</li> <li>➢ 避難所の開設（地域対策部）。</li> </ul> </li> <li>● 住宅の浸水被害が発生した場合は、建物調査及び消毒の実施。</li> </ul>	危機管理課
気温上昇による熱ストレス超過死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市ホームページ・メール・LINE・防災無線で「暑さを避ける」「こまめに水分を補給する」「暑い時期の屋外での運動を避ける」等、熱中症予防の普及啓発及び注意喚起を継続実施（環境省の熱中症アラートを基準に実施）。</li> </ul>	健康づくり課
熱中症		
土砂災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予防対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県に急傾斜地崩壊対策工事の実施の事前相談。</li> <li>➢ 防災訓練及び防災研修会を通じて、対象地区住民に説明。</li> <li>➢ ハザードマップを活用し、土砂災害の発生への危険周知と適切な避難行動について、啓発を実施。</li> <li>➢ 浸水想定区域内の住民による避難経路、マイタイムラインの作成。</li> <li>➢ GIS データを活用した庁内の情報共有。</li> <li>➢ 砂防指定区域における対策工事の連絡調整。</li> </ul> </li> <li>● 応急対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 冠水被害の発生状況について、県との情報共有。</li> </ul> </li> </ul>	危機管理課

項目	対策	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 避難所の開設（地域対策部）。</li> <li>● 住宅被害があった場合は、被災建物調査と消毒の実施。</li> </ul>	
ライフラインの寸断	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予防対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 住民に対して家庭備蓄の普及啓発の実施。</li> <li>➤ 関係機関等との平素からの対応状況の点検、確認及び訓練の実施。</li> </ul> </li> <li>● 応急対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 臨時給水の実施、発電機の貸出。</li> <li>➤ 県外自治体への応援派遣の要請。</li> </ul> </li> <li>● 県を通じて、災害派遣の要請。</li> </ul>	危機管理課

### 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気候変動の影響への理解を深め、気候変動に関する情報を収集します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業活動における気候変動影響や、その適応策に関する理解を深めます。</li> <li>● 将来の気候変動を見据え、適応の観点を組み込んだ事業展開を検討します。</li> </ul>

### (7) 推進体制

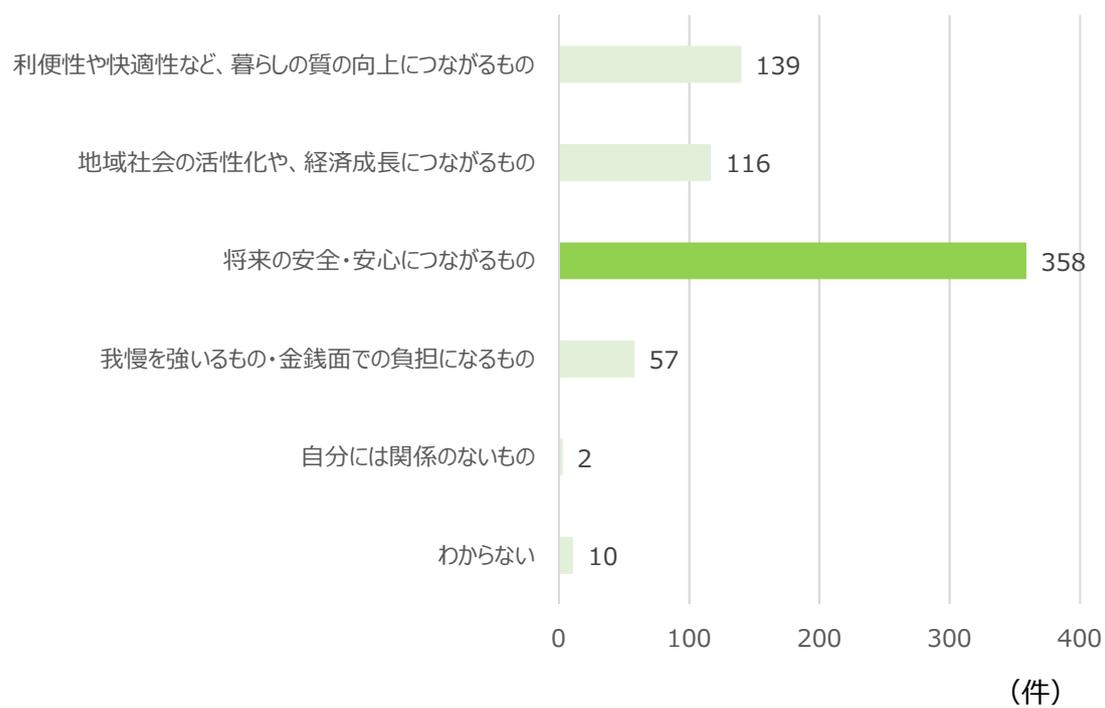
適応策の推進にあたっては、気候変動の影響やリスク等に関する最新の情報の収集や広域的な連携・対応が必要です。

神奈川県気候変動適応センター、周辺自治体等と密接に連携し、適応策を推進していきます。

## 環境意識アンケートより

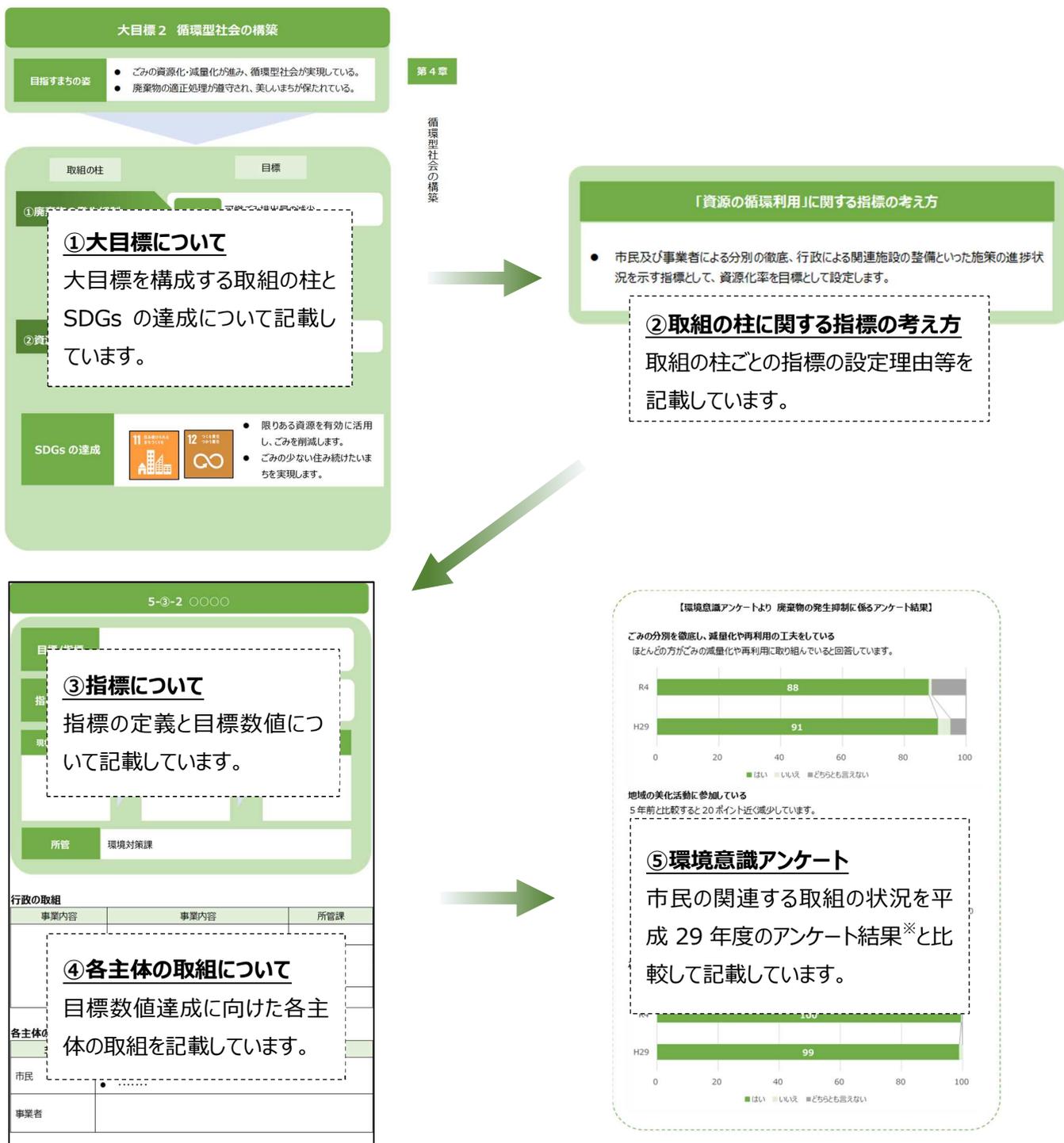
## ■「地球温暖化対策」の取組についてあなたの考えに近いものはどれですか。（複数回答可）

地球温暖化対策は、「将来の安全・安心につながるもの」という回答が多くを占めました。



## 4-2. 大目標 2～5 の構成について

- 各大目標の基本方針に基づき、主となる取組を「取組の柱」として設定します。
- 取組の柱には定量化できる指標を設け、その指標改善に向けて各主体で取組を実施します。



※H29 のアンケートで「該当しない」の回答は「どちらともいえない」に合算し集計。

## 大目標 2 循環型社会の構築

### 目指すまちの姿

- ごみの資源化・減量化が進み、循環型社会が実現している。
- ごみの適正処理が遵守され、美しいまちが保たれている。

### 取組の柱

### 目標

#### ① 廃棄物の発生抑制

2-①-1 可燃ごみ排出量の減少

#### ② 資源の循環利用

2-②-1 ごみの資源化率の向上

### SDGs の達成



- ごみの少ない住み続けたいまちを実現します。
- 限りある資源を有効に活用し、ごみを削減します。

### 「ごみの発生抑制」に関する指標の考え方

- 市民・事業者により分かり易く、明確にするため、「可燃ごみ排出量」を指標としています。前計画の「焼却対象量」は粗大ごみなどから出る焼却対象も含まれていたため、市民及び事業者から排出される可燃ごみの量を対象とする「可燃ごみ排出量」を用います。

### 2-①-1 可燃ごみ排出量の減少



※目標年度は伊勢原市ごみ処理基本計画と整合

### 市の取組

事業内容	取組	所管課
ごみの減量化・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみの減量化・資源化を推進する人材を育成し、地域での自主的な取組への支援を行います。特に自治会との連携、協力体制を整えるため、働きかけを行います。</li> </ul>	環境美化センター

事業内容	取組	所管課
ごみの減量化・資源化の推進	● 生ごみの水切りの効果を推奨する PR 活動を行います。	環境美化センター
	● 草木類の資源化や生ごみ処理機器などの購入費補助を推進します。	環境美化センター
	● 不要なものは買わないなど、3R のライフスタイルを促進し、家庭ごみの排出抑制について啓発を行います。	環境美化センター
	● 事業者に対してごみ減量化を促すとともに、特に多量排出事業者に対しては、減量化計画書の提出を求め、減量化・資源化への取組を要請していきます。	環境美化センター
はだのクリーンセンターの環境に配慮した適切な運営	● ごみ焼却で発生する熱エネルギーを利用した発電など、はだのクリーンセンターの機能をいかした効率的な運営を実施します（秦野市、秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携）。	環境美化センター
公共事業における環境に配慮した適正処理	● 公共事業における建設廃棄物の再利用や適正処理などを実施します。	公共事業執行所管
生活環境美化	● 不法投棄の防止に関する意識啓発を行うとともに、施設敷地内のパトロールを行い、悪質な不法投棄に対しては厳正に対応します。	各施設管理者

### 各主体の取組

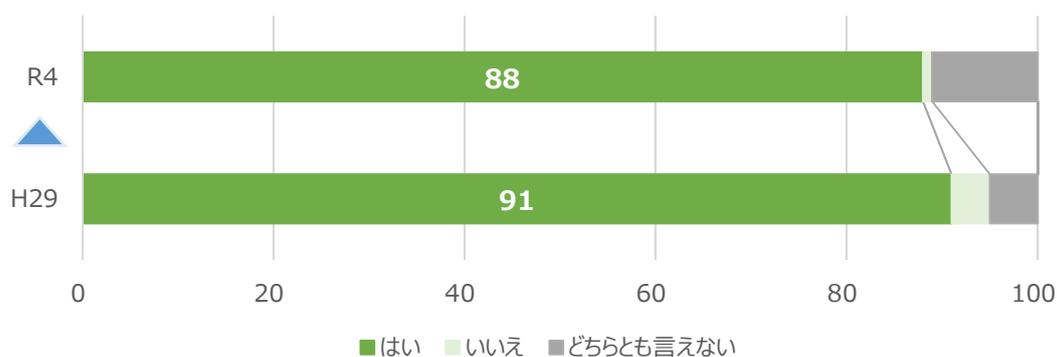
主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生ごみの水切り、不要なものは買わない等により、家庭ごみの減量を実践します。</li> <li>● ごみ減量化に係る出前講座やごみ処理施設の見学などに積極的に参加します。</li> <li>● 食品ロスとならないよう、計画的な買い物を実践します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業活動に伴うごみは、自らの責任において適正に処理するとともに、減量化を積極的に推進します。</li> <li>● 再生利用を積極的に行い、石油由来の製品を購入（使用）しないなど、ごみ減量化・資源化に努めます。</li> <li>● 物の製造・加工・販売などを行う場合、石油由来の製品の購入（使</li> </ul>

	<p>用) を控え、その製品がごみとなった場合の処理の困難性について評価を行い、適正処理ができるような製品開発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 事業所において製造・販売した製品については情報提供及び自主回収などの対策を講じ、適正な処理に努めます。</li></ul>
--	---

## 【環境意識アンケートより 廃棄物の発生抑制に係るアンケート結果】

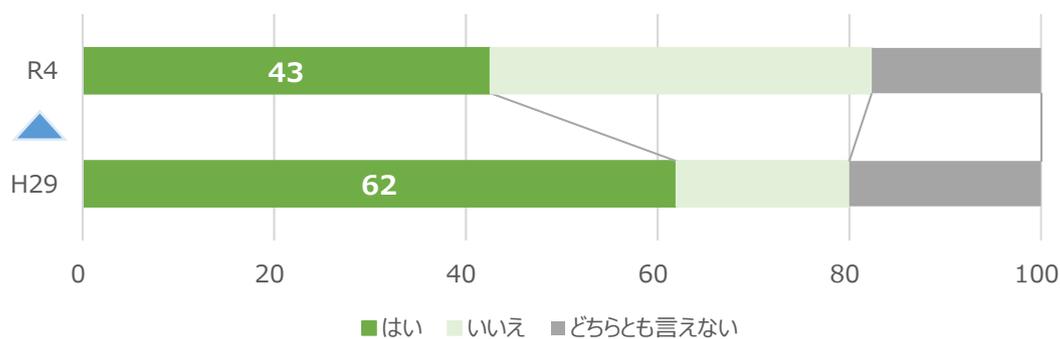
## ごみの分別を徹底し、減量化や再利用の工夫をしている

ほとんどの方がごみの減量化や再利用に取り組んでいると回答しています。



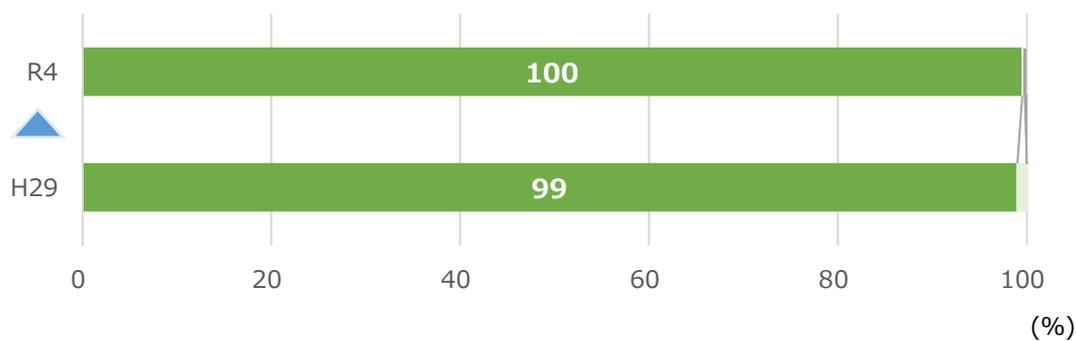
## 地域の美化活動に参加している

5年前と比較すると20ポイント近く減少しています。



## ポイ捨てをしないようにしている

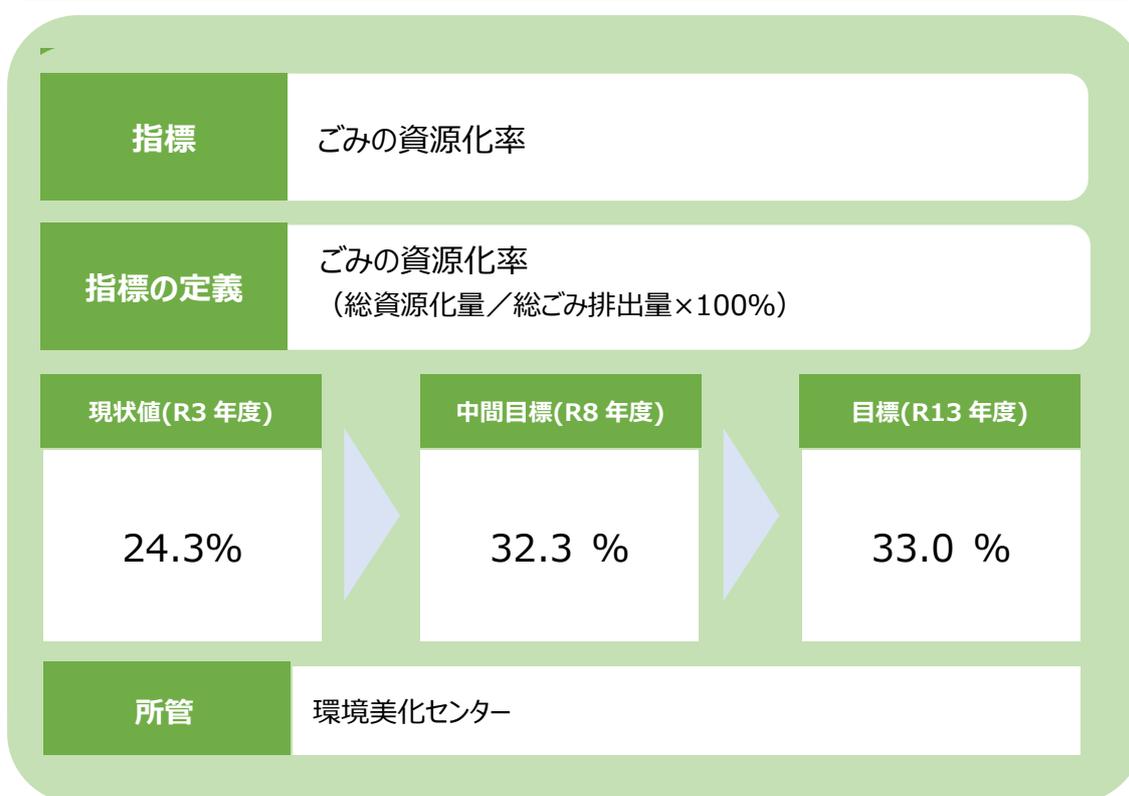
ほとんど全ての方がポイ捨てはしないと回答しています。



## 「資源の循環利用」に関する指標の考え方

- 市民及び事業者による分別の徹底、行政による関連施設の整備といった施策の進捗状況を示す指標として、資源化率を設定します。

## 2-②-1 ごみの資源化率の向上



※目標年度は伊勢原市ごみ処理基本計画と整合

## 市の取組

事業内容	取組	所管課
資源化率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間事業者との連携による布団のマテリアルリサイクル事業を継続して推進します。</li> <li>● 草木類の資源化の更なる促進を図るため、自治会単位での専用収集場所の設置を進めるとともに、木質系粗大ごみの資源化事業を継続し、更なる資源化を検討します。</li> </ul>	環境美化センター

事業内容	取組	所管課
資源化率の向上	● 生ごみ処理機器の購入費補助を通して、減量化を促進します。	環境美化センター
	● 使用済み小型家電などに使用されるレアメタルなどの回収を福祉事業所と連携を図りながら推進します。	環境美化センター
	● 容器包装プラスチック、ペットボトルやガラスびんの中間処理及び保管のための施設として、資源リサイクルセンターの管理運営を行うとともに、新たな管理運営手法を検討します。	環境美化センター
	● プラスチックの資源循環を含めた、更なるプラスチックの分別、資源化を視野にいた、包括的な資源循環体制の強化に努めます。	環境美化センター

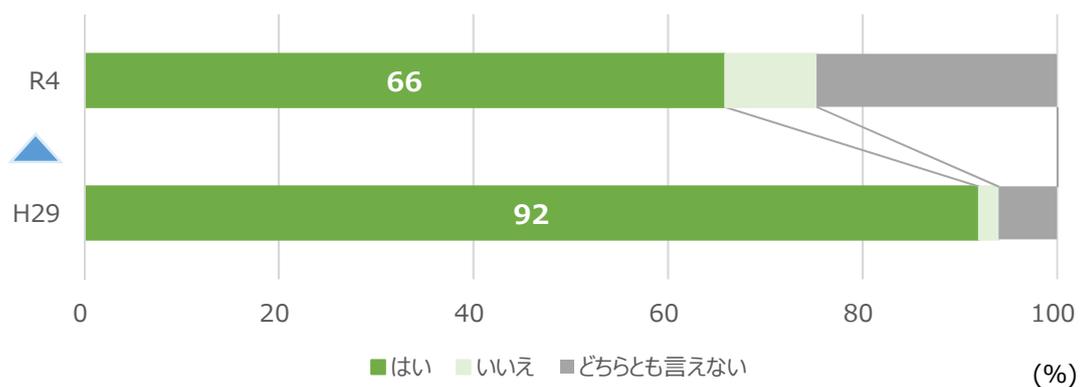
#### 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堆肥作り等により生ごみの資源化に努めます。</li> <li>● 草木類の資源化に努めます。</li> <li>● 分別に関する知識や技術の習得に向け、講習会や地域のイベントへの積極的な参加・協力を心懸けます。</li> <li>● リサイクル、リユース製品を購入します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源の再利用、再生利用への意識向上に向けて、従業員に対する研修を実施します。</li> <li>● 再利用できる製品の販売促進や、リサイクル資源を利用した製品開発を推進します。</li> <li>● 食品廃棄物を飼料や肥料などへの再生利用を推進することにより、食品循環資源の有効活用に努めます。</li> </ul>

## 【環境意識アンケートより 資源の循環利用に係るアンケート結果】

## 不要品はリサイクルするようにしている

6割以上の方が「リサイクルをしている」と回答していますが、5年前と比較すると減少しています。



## 大目標 3 快適な生活環境の保全

## 目指すまちの姿

- 身近な生活環境や自然環境を大切にし、きれいで快適なまちが保たれている。

## 取組の柱

## 目標

## ①公害対策

3-①-1

公害対策の推進

## ②まちの生活環境の維持向上

3-②-1

大気環境の保全・維持

3-②-2

河川の水質維持

3-②-3

公共下水道の普及

## ③まちのみどり創出

3-③-1

都市公園等の整備推進

3-③-2

都市公園等の利活用促進

## ④公共交通機関の利用促進等の環境にやさしい交通手段

3-④-1

公共交通の利用者数の維持

## SDGs の達成



- 排水や化学物質による汚染から水環境を守ります。
- 公害や大気汚染のない住み続けたいまちを実現します。

### 「公害対策」に関する指標の考え方

- 公害苦情件数は、市民の暮らしの快適度を示すものとなっているため、公害苦情件数の低減を指標として位置づけます。関係法令に基づき、事業所への規制遵守の指導や啓発等を実施することにより、前年度比減を目指します。

### 3-①-1 公害対策の推進



#### 市の取組

事業内容	取組	所管課
工場・事業場・建設作業の騒音振動対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所や建設作業による騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制遵守の指導を継続します。</li> </ul>	環境対策課

事業内容	取組	所管課
交通騒音、振動対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制法や振動規制法に基づき、必要に応じて道路騒音や振動測定を行い、要請限度を超過する場合は、道路管理者に舗装改良等の緩和措置を要請します。</li> </ul>	環境対策課
悪臭防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所からの悪臭について、悪臭防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制遵守の指導を継続します。</li> </ul>	環境対策課
近隣住民への配慮要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所等に関して、関係法令の規制対象外となる騒音や振動、悪臭等について、市に苦情等が寄せられた場合は、必要に応じて、近隣住民へ配慮要請を行います。</li> </ul>	環境対策課
化学物質の使用抑制と適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の環境リスクに関して、情報収集及び啓発に努めるとともに、公共施設においては、率先して化学物質の使用低減に努めます。</li> </ul>	環境対策課 施設管理者
農薬の適正使用に関する周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携し、農地や公園などにおける農薬の適正な使用について、周知啓発をします。</li> </ul>	農業振興課 環境対策課
地下水と土壌の監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道法等に基づき、飲用に供する地下水の衛生管理を指導します。そのほか、神奈川県が実施する地下水常時監視の結果や土壌汚染対策法に基づく土壌汚染区域の指定状況など、神奈川県の取り組みについて、注視します。</li> </ul>	環境対策課

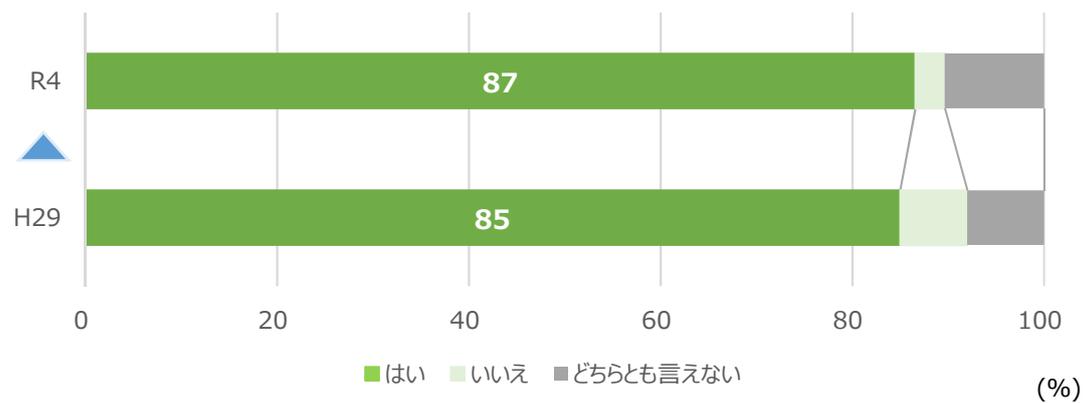
## 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の保全等のため、事業所等から発生する公害について、市に情報提供を行います。</li> <li>日頃より近隣とコミュニケーションをとり、生活騒音等の配慮に努めます。</li> <li>適正使用の上で、環境負荷の少ない化学物質の使用に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令の規制基準を遵守するとともに、公害に関する苦情が寄せられた場合は、関係機関と連携し、真摯に対応を図ります。</li> <li>適正使用の上で、環境負荷の少ない化学物質の使用に努めます。</li> </ul>

## 【環境意識アンケートより 公害対策の推進に係るアンケート結果】

## 近隣への音の配慮を日頃から心掛けている

ほとんどの方が「はい」と回答しており、近隣への配慮を心掛けていることが分かります。



## 第4章

## 快適な生活環境の保全

### 「まちの生活環境の維持向上」に関する指標の考え方

- 市内における大気測定に係る代表的な物質に関しての環境基準は達成している状況ですが、現状を維持するとともに、さらなる低減に努めるため、指標としました。
- 河川の汚れの指標となる BOD（生物化学的酸素要求量）を継続的に測定し、環境基準の適合状況を監視することにより、河川の水質維持を確認することができるため、指標としました。
- 河川 BOD の推移と公共下水道の普及率向上は、相関関係が見られることから、公共下水道の普及率の向上を指標としました。

### 3-②-1 大気環境の保全・維持

#### 指標

大気汚染に係る 3 物質の環境基準の達成状況

#### 指標の定義

大気汚染に係る 3 物質（二酸化窒素 NO<sub>2</sub>、浮遊粒子状物質 SPM、微小粒子状物質 PM<sub>2.5</sub>）について、環境基準を達成した項目数

#### 現状値(R3 年度)

全項目達成

#### 中間目標(R9 年度)

全項目達成

#### 目標(R14 年度)

全項目達成

#### 所管

環境対策課

## 市の取組

事業内容	取組	所管課
電動車等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>EV カーシェアリング等により電動車等の利用を促進します。市役所においても、率先して電動車等を導入します。</li> </ul>	管財契約検査課 環境対策課
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイドリングストップや急発進、急加速をしないなどエコドライブの普及啓発を行います。公用車の運転時には、率先してエコドライブを実践します。通勤には、徒歩、自転車、公共交通の利用促進を働き掛けると共に、マイカー通勤する職員に対しても、エコドライブの実践を働きかけます。</li> </ul>	管財契約検査課 (各公用車管理者) 環境対策課
大気汚染状況の監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県と連携し、環境基準が定められている物質などの大気中の濃度を監視します。また、広域幹線道路の供用開始に伴う大気への影響を注視します。</li> </ul>	環境対策課
屋外における焼却行為に対する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の処理及び清掃に関する法律や神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、屋外における焼却や違法な焼却施設の使用に対し指導を行います。</li> </ul>	環境美化センター 環境対策課
事業所への立入調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の大気汚染物質排出状況の指導、監視を行うため、関係機関と連携し、立入調査などを実施します。</li> </ul>	環境対策課
放射能に関する調査に関する情報収集及び市民周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や神奈川県が行う放射能に関する調査結果について注視するとともに、必要に応じてホームページへの掲載などを行います。</li> </ul>	環境対策課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な場所における放射性物質による汚染に対する不安解消のため、市民団体と協働して放射線量計の貸出を行います。</li> </ul>	環境対策課

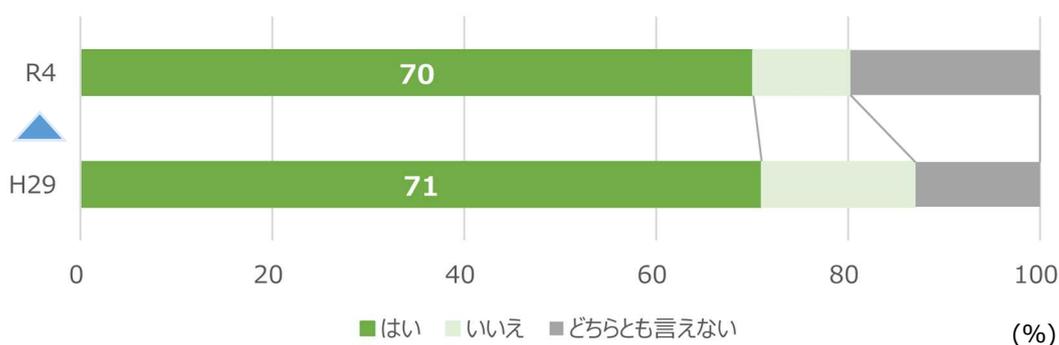
## 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エコドライブの実施に努めます。</li> <li>● 家庭ごみの焼却はせず、所定の収集場所に出します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係法令の規制基準を遵守するとともに、違法な焼却炉による焼却行為を行いません。</li> <li>● 農林業者が自己の農業又は林業の作業に伴い行う軽微な焼却など、例外として認められている焼却行為であっても、周辺的生活環境に影響を及ぼすことのないよう、努めます。</li> </ul>

## 【環境意識アンケートより まちの生活環境の維持向上に係るアンケート結果】

## エコドライブを心掛けている

7割以上の方が、エコドライブを心掛けていると回答しています。



## 3-②-2 河川の水質維持



## 市の取組

事業内容	取組	所管課
合併処理浄化槽設置補助金制度を通じた補助金交付	● 下水道事業計画区域外において、単独処理浄化槽又はくみ取便所から合併処理浄化槽への転換促進を図るため、補助金を交付します。	環境対策課
浄化槽の適正管理に関する啓発	● 浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検や清掃の義務、法定検査の受検について、関係機関と連携し、浄化槽の適正管理に関する啓発を図ります。	環境対策課
河川の水質維持に関する啓発	● 河川水質を維持するため、水質汚濁の原因となる使用済油の適正な処理や合成洗剤の使用抑制、石けん使用促進など、河川の水質維持に向けた啓発を行います。	環境対策課
事業所への立入検査	● 事業所から公共用水域への排水に対する規制、監視のため、関係機関と連携して、立入調査を実施します。	環境対策課

事業内容	取組	所管課
河川水質調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内 10 河川の水質について、環境基準の適合状況を確認するため、河川水質調査を実施し、河川水質の監視を行います。</li> </ul>	環境対策課

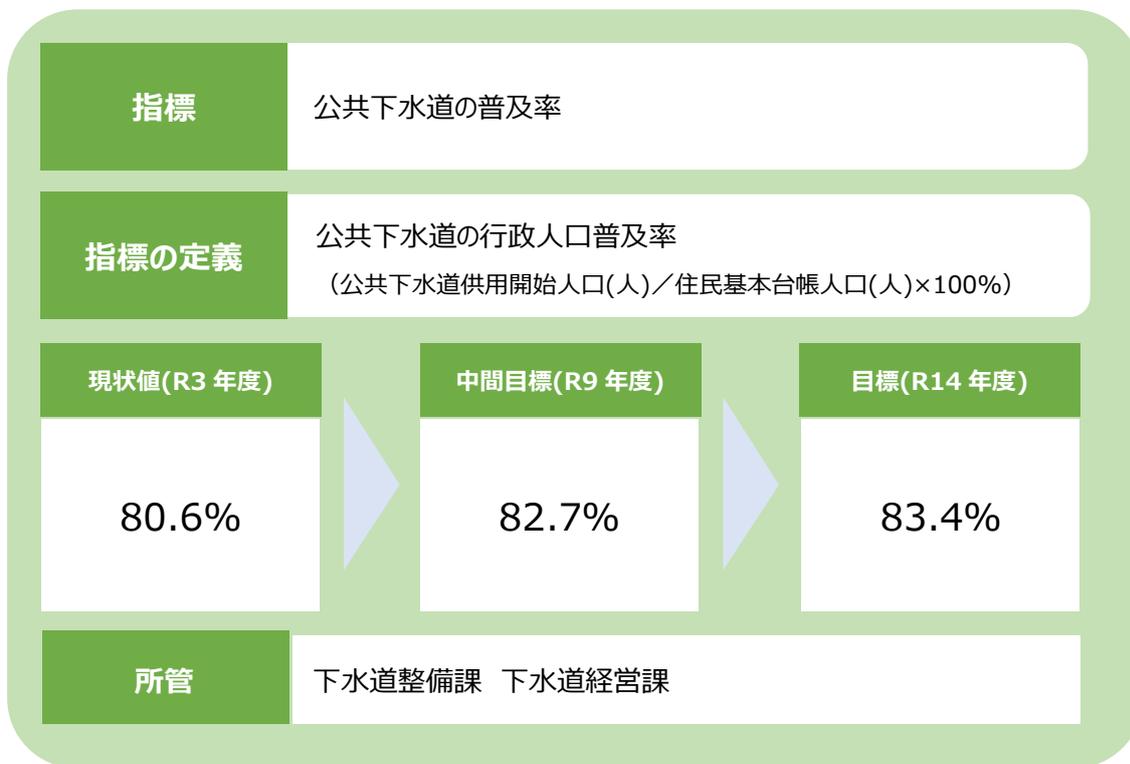
## 第4章

## 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活系雑排水対策のため、下水道に早期に接続するとともに、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。また、合成洗剤の使用抑制を図るとともに、石けんの使用に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令の規制基準を遵守するとともに、油や薬品等が河川へ流出しないよう、水質事故の未然防止対策を図ります。なお、水質事故が発生した場合は、関係機関へ連絡するとともに、被害が最小限となるよう、速やかに措置を講じます。</li> </ul>

快適な生活環境の保全

## 3-②-3 公共下水道の普及



## 市の取組

事業内容	取組	所管課
公共下水道の整備	● 下水道事業計画に基づく公共下水道の整備を実施し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を進めます。	下水道整備課
	● 下水道整備済区域内の工場、事業場及び家庭の下水道への接続を促します。	下水道経営課
水の循環利用の推進	● 下水処理水を再生水として終末処理場施設で利用を進めます。	下水道整備課 下水道施設担当
	● 宅地内などでの雨水浸透ます、浸透トレncyなどの雨水浸透施設の設置を推進します。	下水道経営課

## 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 公共下水道の供用開始告示後に、早期に下水道へ接続します。</li><li>● 市外化調整区域では、合併処理浄化槽へ転換し、生活雑排水の未処理放流を防ぎます。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 公共下水道の供用開始告示後に、早期に下水道へ接続します。</li><li>● 市街化調整区域では、合併処理浄化槽へ転換し、生活雑排水の未処理放流を防ぎます。</li></ul>

## 第4章

快適な生活環境の保全

### 「まちのみどり創出」に関する指標の考え方

- 都市の貴重な環境基盤である公園や緑地は、「多様な生物の生息・生育」、「緑によるヒートアイランド現象の緩和」、「雨水貯留浸透」、「火災の延焼防止」、「心豊かにする景観形成」など、様々な機能を持ったオープンスペースです。
- 公園・緑地に対する多様化するニーズ（コミュニティ形成、健康増進、こども・子育て支援、地域経済の活性化、社会貢献活動、歴史・文化の継承等）に応じて、多様な主体で「共に育て共に創る」ことを目指します。

### 3-③-1 都市公園等の整備推進

#### 指標

都市公園等の面積

#### 指標の定義

市民1人当たりの公園面積

現状値(R3年度)

5.3m<sup>2</sup>/人

中間目標(R9年度)

5.5m<sup>2</sup>/人

目標(R14年度)

5.7m<sup>2</sup>/人

#### 所管

みどり公園課

### 市の取組

事業内容	取組	所管課
まちのみどり創出と公園整備の推進	● 産業用地の創出をはじめとする大規模開発に伴い新たな公園整備を推進します。	みどり公園課
	● 神奈川県で整備を進めている県立いせはら塔の山緑地公園について、事業の推進を図ります。	国県事業対策課
	● 緑化推進基準の運用により、開発に伴う緑地の減少を緩和します。	みどり公園課

## 3-③-2 都市公園等の利活用促進



## 第4章

快適な生活環境の保全

## 市の取組

事業内容	取組	所管課
まちのみどり創出と公園の利活用	● 市民の森ふじやま公園などの既存公園の利活用を促進します。	みどり公園課
	● 花いっぱい運動を推進し、学校や協力団体などへ花苗の配布を行います。	みどり公園課
	● 保存樹木、保存樹林を指定して奨励金を交付し、保全に努めます。	みどり公園課
水辺の空間整備の推進	● 市街地とその周辺に連なる緑の連続性を確保するため、河川護岸遊歩道の管理を地域住民とともに進めます。	みどり公園課

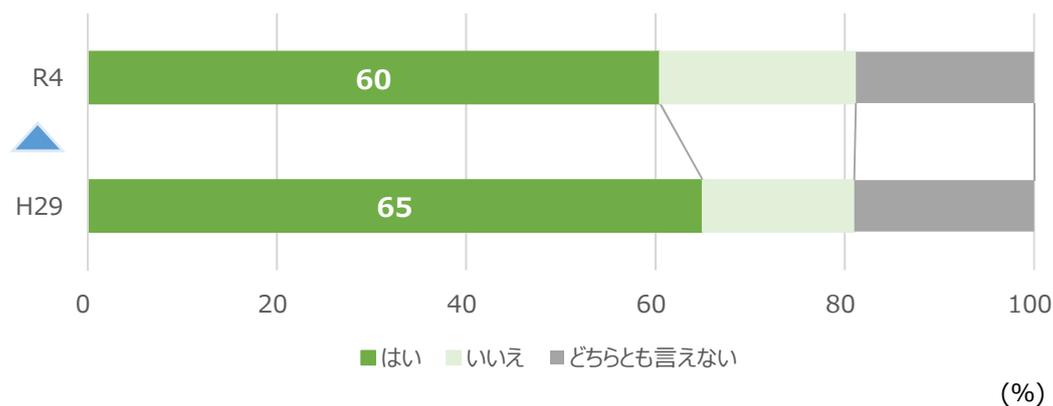
## 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 宅地内を積極的に緑化し、適切に管理を行います。</li> <li>● 公園や公共空間などの清掃や花植活動に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所敷地内を積極的に緑化し、適切に管理を行います。</li> <li>● 公園や緑地の整備、管理に協力します。</li> <li>● 公園や公共空間などの清掃や花植活動に参加します。</li> </ul>

## 【環境意識アンケートより まちのみどり創出に係るアンケート結果】

## 庭や生け垣の緑化に努めている

6割以上の方が、緑化に努めていると回答しています。



## 「公共交通機関の利用促進等の環境にやさしい交通手段」に関する指標の考え方

- 現状の公共交通の利用者の維持に努め、人流にかかる環境負荷の軽減を目指します。  
(※コロナ収束後の利用者数を推計し計上)

## 3-④-1 公共交通の利用者数の維持

## 指標

公共交通の利用者数

## 指標の定義

路線バス、タクシーの年間の輸送人員

## 現状値(R3年度)

7,284,722人

## 中間目標(R9年度)

8,450,000人

## 目標(R14年度)

8,450,000人

## 所管

都市政策課

## 市の取組

事業内容	取組	所管課
公共交通の維持・充実	● 現状の地域公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。	都市政策課
	● 公共交通のバリアフリー化を推進します。	都市政策課
	● 公共交通の利用促進の取組を推進します。	都市政策課
	● スマートモビリティ社会に対応した交通モードの展開について調査・研究を行います。	都市政策課

## 各主体の取組

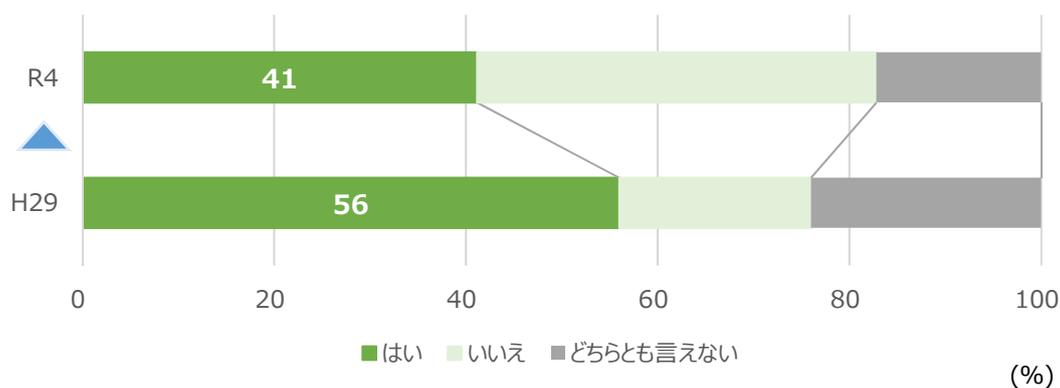
主体	取組
市民	● 公共交通への理解を深めます。
事業者	● 現状の公共交通の維持と充実に取組みます。 ● 公共交通のバリアフリー化を推進します。

## 第4章

## 【環境意識アンケートより 環境にやさしい交通手段への転換に係るアンケート結果】

## 通勤・通学は自動車以外の手段を利用している

5年前と比較して10ポイント以上「はい」と答えた方が減少しています。



## 大目標4 豊かな自然環境との共生

## 目指すまちの姿

- 森林資源の整備により、CO2 吸収が進むとともに、生態系が保全されている。
- 農地の集積が進み、環境に優しい農業を営んでいる。

## 取組の柱

## 目標

## ①森林の管理・保全

4-①-1 森林施業面積の増加

## ②農地の活用・保全

4-②-1 農地利用集積の促進

4-②-2 環境保全型農業の推進

## ③生物多様性

4-③-1 生物多様性の意識向上

## SDGs の達成



- 森林の持続可能な管理をすすめ、山と森を守ります。
- 持続可能な食料生産の仕組みをつくります。

## 「森林の管理・保全」に関する指標の考え方

- 森林の管理、保全は、自然環境や生態系の保全にとって不可欠です。このため、森林の育成に欠かせない間伐などの森林整備状況である、森林施業面積を指標とします。

## 4-①-1 森林施業面積の増加



## 市の取組

事業内容	取組	所管課
林業基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水源の森林エリア内における森林施業において、作業を効率化し、林業経営の安定化や森林保全を図るうえで、作業路の整備が急務となっていることから、水源の森林エリア内における水源作業路の整備を進めます。</li> </ul>	農業振興課農林整備担当

事業内容	取組	所管課
林業基盤整備事業	● 森林整備計画に基づき、森林整備（作業路、間伐枝打など）を行います。	農業振興課農林整備担当
	● 森林組合の取組を技術面、財政面において支援を行います。	農業振興課農林整備担当
	● 市有施設の整備には、可能な限り神奈川県産木材を利用した方法を採用します。	各施設管理者

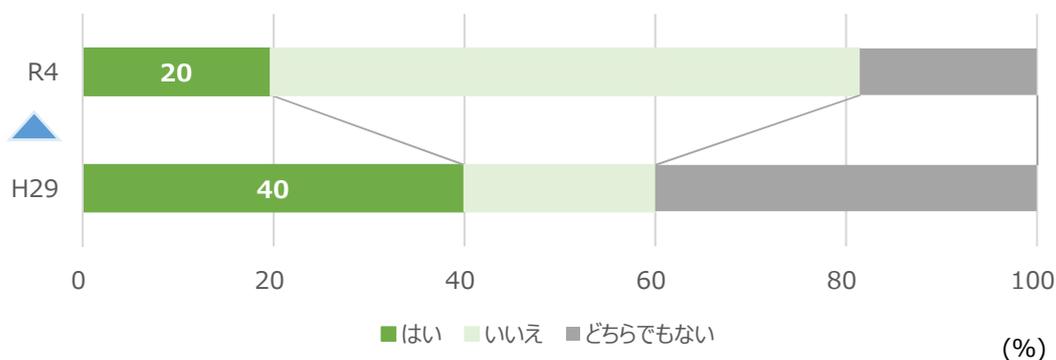
## 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 林業体験等の森林、里山と触れ合えるイベントに積極的に参加します。</li> <li>● 森林里山でのハイキング等を利用した自然体験により、自然への理解を深めます。</li> <li>● 神奈川県産の木材を利用した商品を購入します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な林業体験や自然観察などのイベントに積極的に参加します。</li> <li>● 事業所の周辺における植林を推進するとともに、森林里山の維持、管理に努めます。</li> <li>● 神奈川県産の木材の使用を心がけるとともに、地元木材を利用した商品の開発に努めます。</li> </ul>

## 【環境意識アンケートより 森林の管理・保全に係るアンケート結果】

## 環境保全活動や自然観察、農業体験などに参加している

2割の人が参加していると回答していますが、5年前からは参加者の割合は減少しています。



### 「農地の保全・活用」に関する指標の考え方

- 農地を適切に保全し継続的に活用するため、効率性や生産性を高めて農業の担い手を確保するための「農地利用集積の促進」と、安全・安心で環境に優しい有機農業等を促進するための「環境保全型農業の推進」を指標とします。

#### 4-②-1 農地利用集積の促進



#### 市の取組

事業内容	取組	所管課
地域計画の推進	● 地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定し、担い手へ農地の集積・集約化を推進します。	農業振興課
農地中間管理事業	● 農地の規模を縮小したい人と、規模の拡大や農業参入したい人をマッチングする農地中間管理事業を推進します。	農業振興課

事業内容	取組	所管課
新規就農者育成総合対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営発展のための機械・施設等の導入や、経営開始に向けた財政的な援助などを通じて、新たに就農を目指す人の育成を図ります。</li> </ul>	農業振興課

## 第4章

## 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元で生産される新鮮で安全・安心な農畜産物を地域で消費する「地産地消」に対する理解を深め、地場産の農畜産物を積極的に購入します。</li> <li>● 農業や農地が地域にもたらす良好な自然環境や景観、水源のかん養や地球温暖化の防止など、多面的な機能を享受していることに対する意識向上を図ります。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の農地を守り、生産性の向上や合理化を図るため、農地の出し手及び担い手に関する情報を提供・共有するとともに、農地の集積・集約化に協力します。</li> </ul>

## 4-②-2 環境保全型農業の推進



## 市の取組

事業内容	取組	所管課
環境保全型農業推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>みどりの食料システム戦略に基づき、化学肥料・化学合成農薬の使用低減や有機農業に取り組む環境保全型農業を推進するため、交付金の活用等を通じた農業者への支援に取り組めます。</li> </ul>	農業振興課

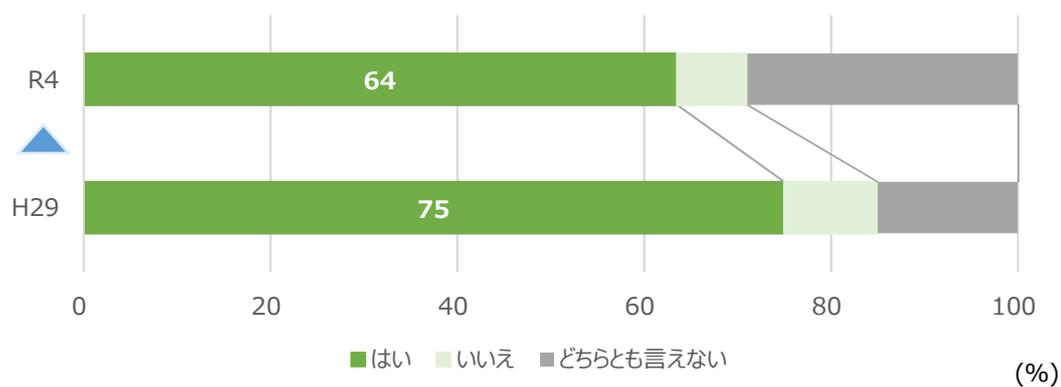
## 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業等で生産された安全・安心で環境に優しい農産物への理解を深め、積極的な購入等に対する意識向上を醸成します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業等の生産技術向上や、取組に賛同する農業者を増やすことによる規模の拡大や、販路の確保・円滑な流通などの好循環を生み出し、経営の安定化を図ります。</li> </ul>

## 【環境意識アンケートより 農地の保全・活用に係るアンケート結果】

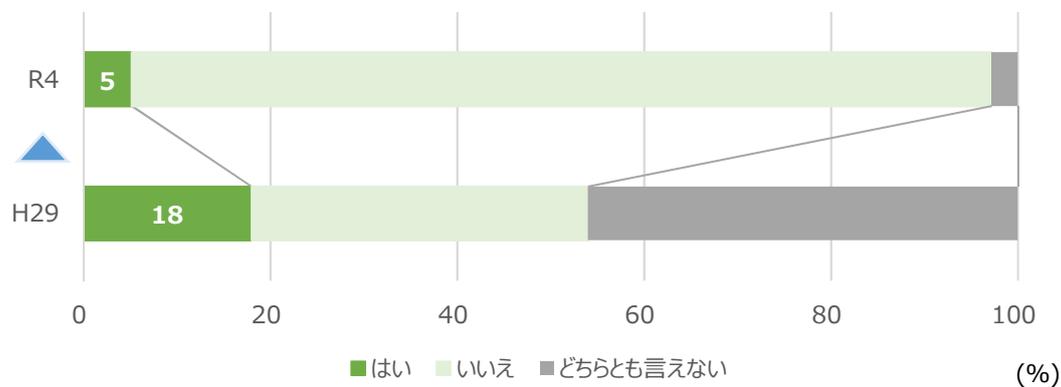
## 地場産の農畜産物を購入している

6割以上の方が購入意識を持っていますが、5年前からは1割程度減少しています。



## 市民農園、みかんの木オーナー制度に参加している

参加者は5年前と比べて10%以上減少しています。



### 「生物多様性」に関する指標の考え方

- 地球上に生息している 3000 万種もの生きものが、異なる環境の中でつながり調和している「生物多様性」の重要性を理解し、守り受け継いでいくための取組を進めます。指標として、市民アンケートによる意識調査の結果を用います。

### 4-②-3 生物多様性の意識向上

#### 指標

「生物多様性」という言葉を知っている市民の割合

#### 指標の定義

市民アンケートで「生物多様性」という言葉を知っていると回答した人の割合

現状値(R3 年度)

—

中間目標(R9 年度)

50%

目標(R14 年度)

60%

#### 所管

環境対策課

### 市の取組

事業内容	取組	所管課
自然生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生物多様性の持つ恵みや必要性について、環境学習等を通じ、市民への啓発を図ります。</li> <li>● 各種の公害対策を通じて、様々な生物が生息できる自然環境の保持に取り組めます。</li> </ul>	環境対策課
森林・農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林や農地を適切に保全することにより、農林業としての役割だけでなく、水源のかん養や地球温暖化の防止のほか、生物多様性の保全などの多面的機能を発揮させます。</li> </ul>	農業振興課・ 農林整備担当

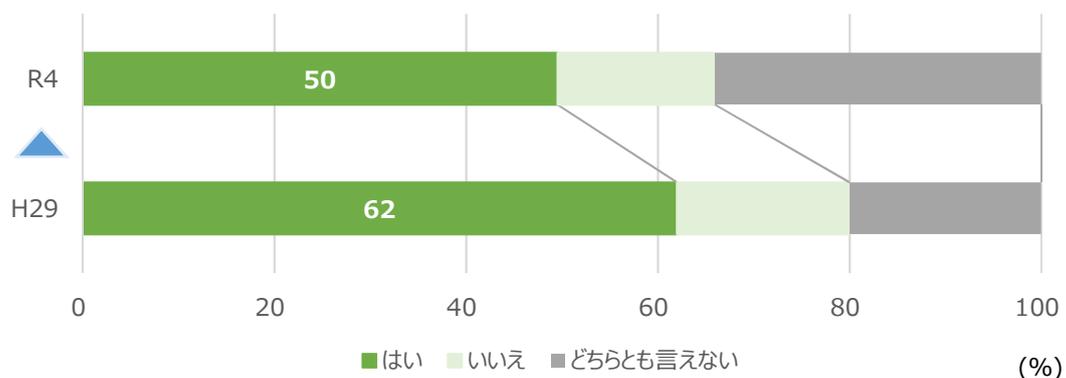
## 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な生き物に目を向けるように意識します。</li> <li>● 地域の外来種対策や自然再生の活動に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業活動により生態系や自然環境に悪影響を及ぼさないよう、各種環境法令を遵守します。</li> </ul>

## 【環境意識アンケートより 生物多様性の意識向上に係るアンケート結果】

## 自然とふれあい自然への理解や保護に努めている

約5割の人の努力が見て取れるものの、5年前からは1割程度減少しています。



## 大目標 5 次世代を担う人づくり

## 目指すまちの姿

- 脱炭素型のライフスタイルが市民に定着している。
- 幅広い世代が日常の環境問題を意識している。

## 取組の柱

## 目標

## ①環境学習の充実

5-①-1 環境学習の機会増加

## ②市民・事業者との連携連動

5-②-1 環境イベント参加人数の増加

## ③ライフスタイル転換の推進

5-③-1 脱炭素型のライフスタイルの定着

## SDGs の達成



- 環境問題を自分事として取り組めるよう意識を高めます。
- 2050年脱炭素社会を担う人材を育成します。

### 「環境学習の充実」に関する指標の考え方

- 良好な環境保全を実現するためには、環境問題に対する意識の向上が必要です。そのために、環境問題に関する講演会、研修会を数多く行うことを目指します。なお、実施回数は、市が主催したものをカウントします。

#### 5-①-1 環境学習の機会増加



#### 市の取組

事業内容	取組	所管課
学校での環境教育の充実	● 環境学習指導員派遣制度を活用し、講師を派遣します。また、本市の職員を講師とする環境学習を積極的に実施します。	環境対策課
	● 各学校の環境学習の取組や成果を発表する機会を設けます。	環境対策課

事業内容	取組	所管課
学校での環境教育の充実	● 教職員に向けて、各学校が実施する環境教育に関連する研修や講師に関する情報提供などの支援を行います。	教育指導課 教育センター
	● 各学校に環境学習に関する資料を提供します。	教育センター 環境対策課
	● 各学校の環境教育の実施計画策定を支援します。	教育指導課
	● 公民館講座において、環境に関する講座を実施し生涯学習の機会の充実を図ります。	社会教育課

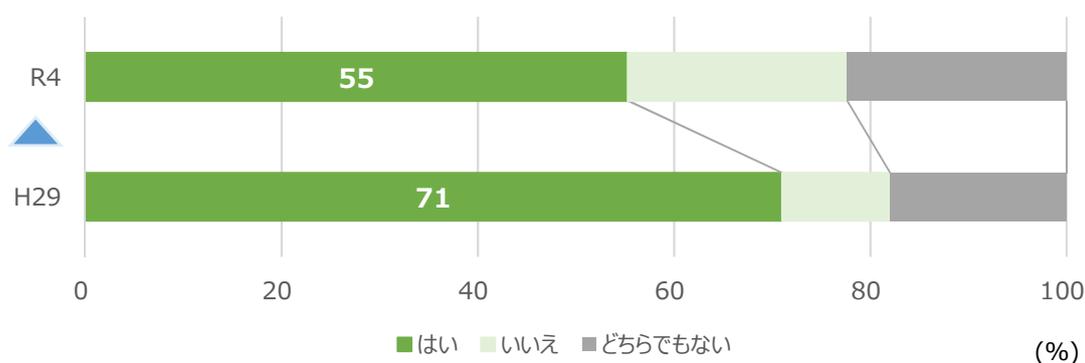
### 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の環境保全活動や自然観察会等に積極的に参加します。</li> <li>● 家庭での環境教育に取り組みます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業活動における環境保全の必要性について、従業員への研修を行います。</li> <li>● 市民向けの環境学習会の機会を設けます。</li> </ul>

### 【環境意識アンケートより 環境教育の充実に係るアンケート結果】

#### 家庭で環境問題について話をしている

半数近くの方が「はい」と回答していますが、5年前と比較すると割合が減少しています。



### 「市民・事業者との連携・連動」に関する指標の考え方

- 市民や事業者と連携し、環境情報が効果的に発信・活用されているかどうかを表す指標として、環境に関するイベント来場者数を設定します。動画やオンラインを積極的に活用し、幅広い層が参加しやすいイベントを開催します。

#### 5-②-1 環境イベント参加人数の増加



#### 市の取組

事業内容	取組	所管課
環境啓発イベントの開催	● 環境展、ストップ温暖化展等の環境啓発イベントを開催します	環境対策課
活動の支援	● 市民活動の拠点施設として、いせはら市民活動サポートセンターなどを活用し、環境保全に関する市民活動の促進と支援を行います。	市民協働課

事業内容	取組	所管課
活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民提案型、行政提案型協働事業を活用し、環境保全に関する市民活動を促進します。</li> </ul>	市民協働課
市民団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伊勢原地区環境保全連絡協議会など、市内の事業者との連携事業を進めます。</li> </ul>	環境対策課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いせはら環境ネットワークなど、市内の市民団体との連携事業を進めます。</li> </ul>	環境対策課

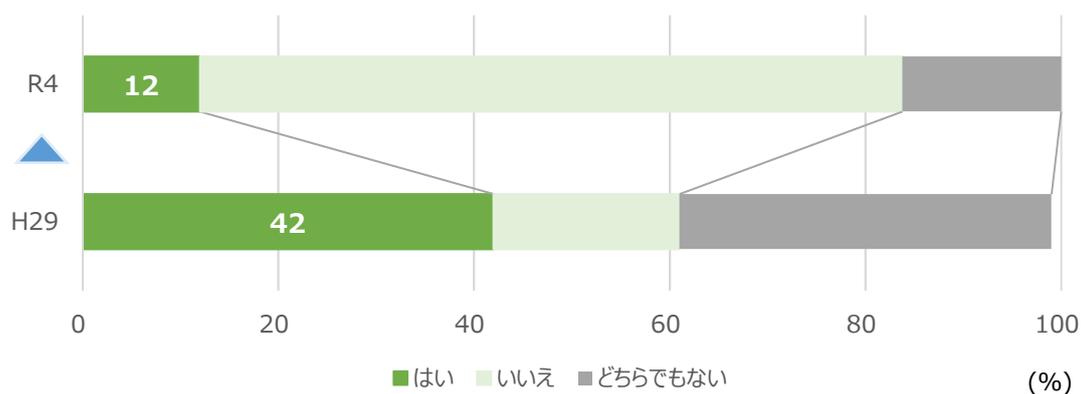
### 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境関連のイベントに積極的に参加し、得られた情報の発信に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自社の環境保全の取組を地域に情報発信します。</li> </ul>

### 【環境意識アンケートより 市民・事業者との連携・連動に係るアンケート結果】

#### 環境に関する催し物に参加をしている

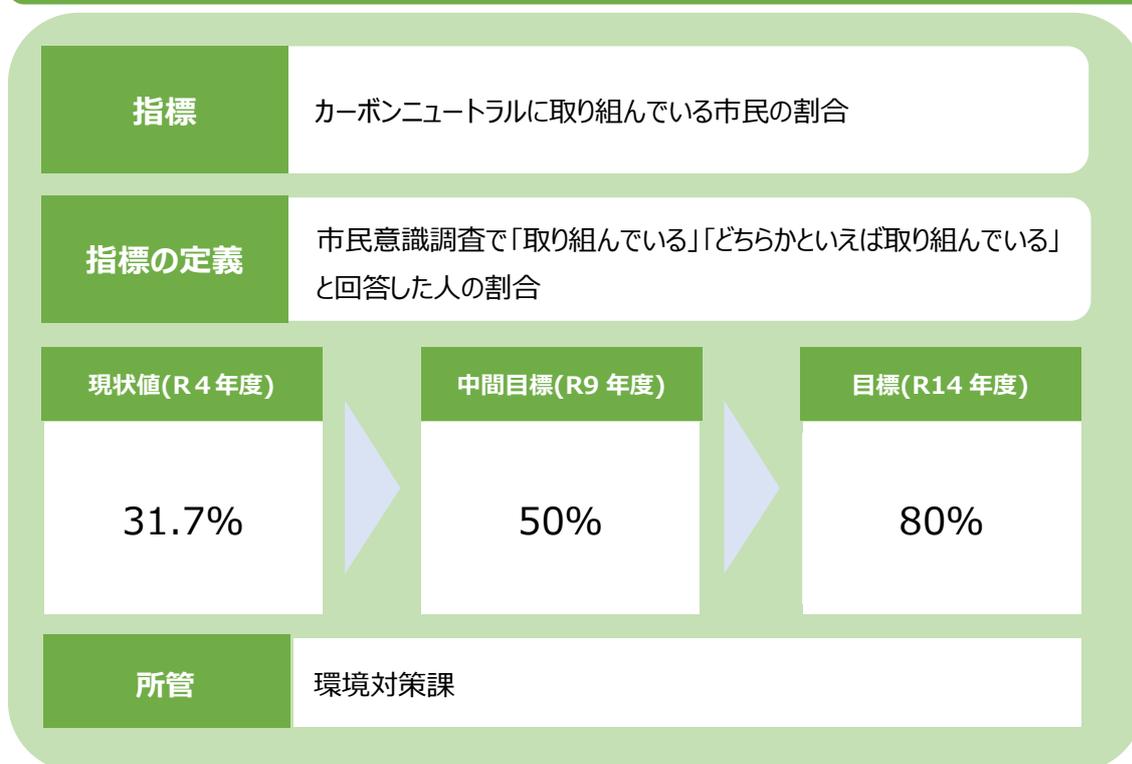
近年はイベントの中止が続いていることで、参加している割合が減少しています。



### 「ライフスタイル転換の推進」に関する指標の考え方

- 温室効果ガスを削減するには、それぞれの主体が自分事としてとらえ、日ごろの心がけや行動を変えていく必要があります。カーボンニュートラルに取り組んでいる市民の割合を指標とし、COOL CHOICE を始めとした啓発を継続的に行っていきます。

### 5-③-1 脱炭素型のライフスタイルの定着



#### 市の取組

事業内容	取組	所管課
COOL CHOICE 普及啓発事業	● 動画や市ホームページ、SNS を活用し、COOL CHOICE についての情報発信を行います。	環境対策課
	● 環境負荷の少ない運転方法「エコドライブ」について、動画や実地講座により普及を行います。	環境対策課
	● エコカーへの乗り換えメリットについて、動画を用いて周知を行います。	環境対策課

事業内容	取組	所管課
COOL CHOICE 普及啓発事業	● 環境負荷の少ない調理方法「エコ・クッキング」について、動画や講座により普及を行います。	環境対策課
	● 省エネ家電の買い替えについて、国や県の施策と連携し、啓発を行います。	環境対策課
	● 広報やホームページなどにより、節電の啓発を行います。	環境対策課

## 第4章

次世代を担う人づくり

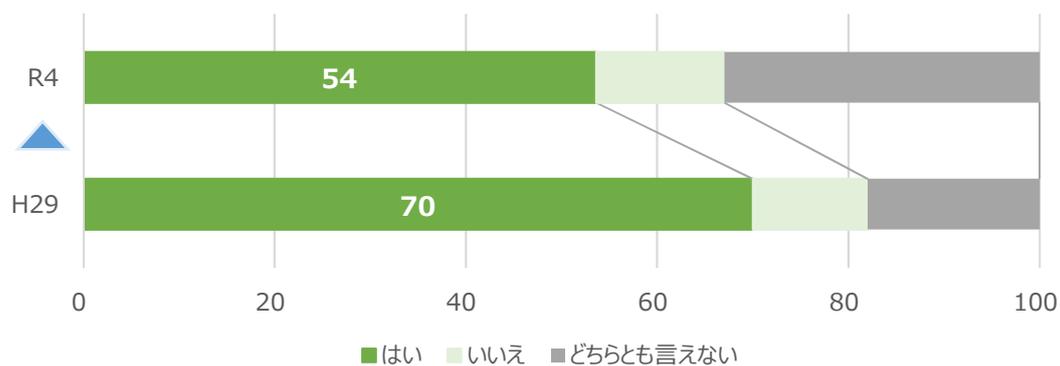
## 各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● COOL CHOICE を積極的にを行います。</li> <li>● 自身の省エネ等の取組を SNS で発信します。</li> <li>● 省エネ型家電を積極的に利用します。</li> <li>● 必要な範囲での節電に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所や事務所で省エネ診断を行うなど、現状のエネルギー使用量の見直しを行います。</li> <li>● 環境に配慮した設備の使用に努めます。</li> </ul>

## 【環境意識アンケートより ライフスタイル転換の推進に係るアンケート結果】

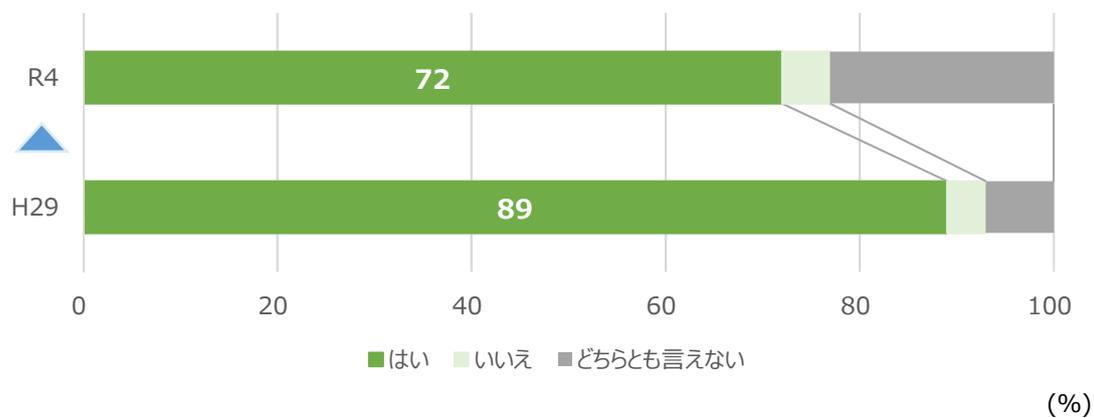
どちらも5年前と比較して割合が減少しているため、継続した啓発が必要です。

## 省エネ型の家電製品への買換えを進めている



## 電気やガスなどのエネルギーの節約をしている

(%)



## 第5章 計画の推進

### 5-1. 進行管理

### 第5章

### 計画の推進

#### (1) 年次報告書

条例第12条第1項において、市は計画の年次報告書を作成するものとされており、計画の進行管理はこの年次報告書において行います。年次報告書には、目標の達成状況、課題及び今後の取組などを明記し、計画における各主体に公表します。

なお、同条第2項において、年次報告書は伊勢原市環境対策審議会の意見を聴かなければならないとされていることから、同審議会の審議を経て公表します。

重点取組事項の「カーボンニュートラルの推進」については、各排出部門における評価指標を次のとおり設定し、目標達成に向けた進捗管理をしていきます。

表5-1：2030年のCO2排出削減目標に向けた評価指標

部門	評価指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2030年度)
産業	FEMS導入件数	12件 <sup>※1</sup>	30件
	工場の再エネ電力切替え	—	218.3GWh
業務	ZEB導入件数	—	2,631件
	事業所の再エネ電力切替え	—	98.3GWh
産業 業務	工場・事業所への太陽光発電設備の設置	6.2GWh	168.4GWh
家庭	ZEH導入件数 <sup>※2</sup>	526件 <sup>※3</sup>	19,849件
	住宅への太陽光発電設備の設置	12.0GWh	73.3GWh
運輸	電動車等（HV、PHV、EV、FCV）の保有台数	7,505台 <sup>※4</sup>	7,812台

※1 FEMSの全国の導入目標値を基に推計値

※2 ZEH、Nearly ZEHの新築、リフォーム含む

※3 環境共生イニシアチブの都道府県ごとのZEHビルダー/プランナー実績データを基に推計値

※4 AIRIA「低公害車の燃料別・車種別保有台数」及び「市区町村別自動車保有台数」より推計値

## (2) 計画の見直しについて

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間としていますが、外部環境の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、概ね5年で計画の見直しを行います。

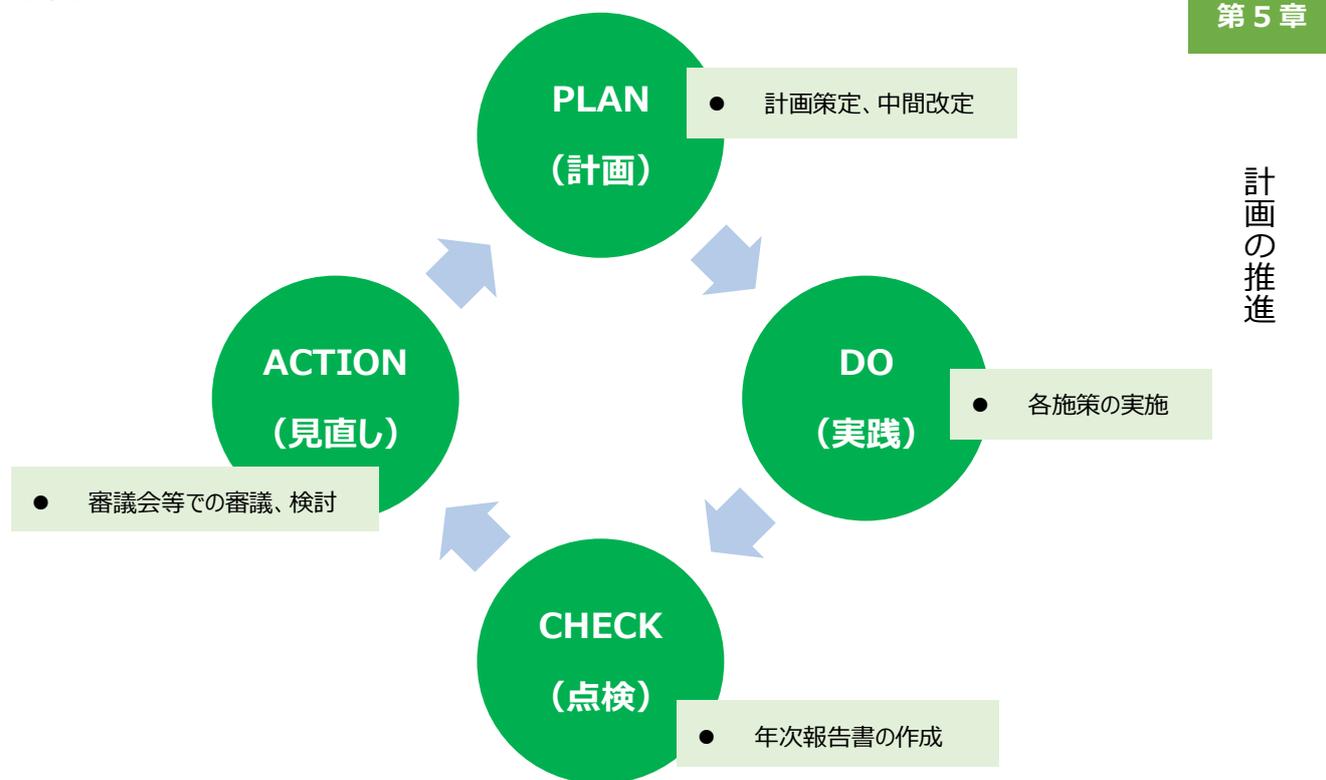


図5-1：計画のPDCAのイメージ

## 5-2. 推進体制

図5-2で示した体制で計画を推進していきます。なお、広域的な課題は、県、近隣自治体、関係機関と連携、協働して対応します。

### (1) 伊勢原市環境対策審議会

市民公募、市内事業者、市内公共的団体、学識経験者で構成され、計画の改定や年次報告等について審議を行います。また、委員の任期は2年間です。

### (2) 庁内体制

#### ア 部長会議等

市長、副市長及び部長職をもって組織し、計画策定における重要事項等を審議します。

#### イ 環境政策推進会議

課長職をもって組織し、部長会議の付議前に、計画策定における調査や庁内の合意形成を行います。

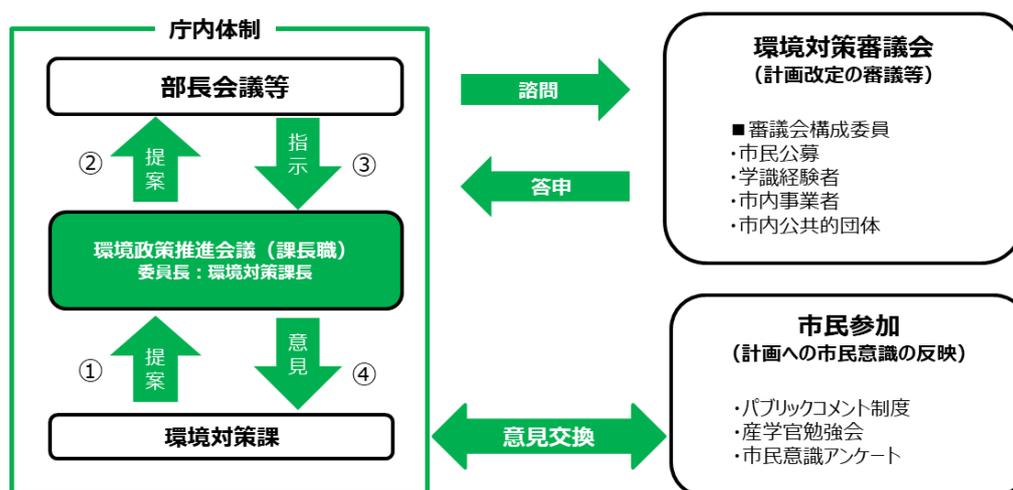


図5-2：推進体制

## (参考) 用語集

### カーボンニュートラルの推進

#### エコドライブ

環境や燃費に配慮した運転方法や心がけのこと。

#### エネルギー起源 CO2

燃料の燃焼や、供給された電気や熱の使用に伴って排出される二酸化炭素のこと。日本では温室効果ガス排出量のうち、約 9 割をエネルギー起源 CO2 が占める。

#### エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。省エネ法とも呼ばれる。

#### 温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが温室効果ガスに該当する。

#### カーシェアリング

一般に登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスないしはシステムのこと。自動車を借りるという面ではレンタカーと近い存在であるが、一般にレンタカーよりもごく短時間の利用を想定している。

#### 環境価値

自然エネルギー等により、CO2 を排出せずに作られた電力に付随する CO2 排出抑制の付加価値のこと。非化石証書、J-クレジット、グリーン電力証書等の形式で小売電力事業者や需要家に取引される。

#### カーボンニュートラル (CN) ガス

カーボンニュートラルガスとは、天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、別の場所の取り組みで吸収・削減した CO2 で相殺すること（カーボン・オフセット）により、地球規模では、この天然ガスを

使用しても CO2 が発生しないとみなされる。

#### グリーン購入

我々の日常や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷を低減するため、原料や製造過程等において環境に配慮した物品（環境物品等）への転換を進める取組。

#### グリーン購入法

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）のこと。国等の公共機関が率先して環境に配慮した物品を調達し、環境負荷の低減や持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的とした法律。

#### ソーラーシェアリング

農地に支柱等を立てて、その上部に設置した太陽光パネルを使って太陽光を農業と発電で共有する取組。

#### 電動車等

電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車の総称。

#### ナッジ

「そっと肘でつつく」という意味を持つ。行動経済学に基づき、より良い行動を自発的に取れるように、強制することなく促す手法のこと。

#### 熱中症アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を取るように促すための情報。

#### バイオマス

バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源のこと。太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源。

#### 排出係数（基礎排出係数）

特定の小売電力事業者が供給する電力 1kWh あた

りのCO<sub>2</sub>排出量を示す。電力に係る年間のCO<sub>2</sub>排出量は「1年間の電気使用量(kWh) × 二酸化炭素排出係数(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)」で算出する。

### レジリエンス

「回復力」や「しなやかさ」を意味する。逆境やトラブルに直面したとき適応するプロセス等を指す。

### AIRIA

一般財団法人自動車検査登録情報協会の略。国が実施する自動車検査登録行政の円滑な遂行への協力等を目的としている。

### COOL CHOICE

温室効果ガス排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買い換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」等、日々の生活の中であらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。

### FEMS

Factory Energy Management System の略。工場のエネルギーを管理するシステム。工場内の配電設備、空調設備、照明設備、製造ラインといった設備の電力使用量のモニターや制御を行う。

### FIT

再生可能エネルギーの電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。Feed-in Tariff の略。なお、FIT 制度の期間が満了した電気のことを卒 FIT という。令和 4 年からは、買取価格に市場価格と連動したプレミアムが付与される FIP (Feed-in Premium) 制度が開始している。

### HEMS

Home Energy Management Service の略。家庭内で電気を使用している機器について、一定期間の使用量や稼働状況を把握し、電力使用の最適化を図るための仕組みのこと。

### LED

「Light Emitting Diode」の略。日本語では発光ダイオードとも呼ばれ、消費電力は蛍光灯シーリングライトに比べて約 50%少ない。

### REPOS

環境省が令和 2 年 6 月より、全国・地域別の再エネ導入ポテンシャル情報等を、データと地図で可視化したウ

ェブサイト「再生可能エネルギー情報提供システム (Renewable Energy Potential System)」の略。

### ZEB

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のこと。なお、75%以上削減させた建物を「Nearly ZEB」、50%以上削減させた建物を「ZEB Ready」と呼んで段階的に区別する。

### ZEH

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略。「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。「ZEH」のほか、基準となる一次エネルギー消費量によって、「ZEH Oriented」、「Nearly ZEH」、「ZEH +」に区別する。

なお、建築時、運用時、廃棄時に創エネ等による省CO<sub>2</sub>に取組み、住宅建設時のCO<sub>2</sub>排出量も含め、ライフサイクルを通じてのCO<sub>2</sub>収支をマイナスにする住宅をLCCM (ライフサイクルカーボンマイナス) 住宅という。

## 循環型社会の構築

### 食品ロス

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。食べ物を捨てることはもったいないことであるとともに、ごみの増加の面からも環境に悪い影響を与えてしまう。

### 草木類

家庭から排出される燃やすごみの中で、せん定枝、刈草、落ち葉等のこと。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四 46 年法律第 137 号)

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としたにより定められた法律。

### はだのクリーンセンター

秦野市及び伊勢原市の一部事務組合である「秦野市伊勢原市環境衛生組合」が運営する平成 25 年 1 月 31 日に稼働した 200 トン/日 (100 トン/日 × 2 炉) のごみ焼却施設。

## レアメタル

希少金属は、様々な理由から産業界での流通量・使用量が少なく希少な非鉄金属のこと。レアメタルは非鉄金属全体を呼ぶ場合もあるが、狭義では、鉄、銅、亜鉛、アルミニウムなどのベースメタルや金、銀などの貴金属以外で、産業に利用されている非鉄金属を指す。

## 快適な生活環境の保全

### 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制することにより、生活環境を保全することを目的とした法律。

### 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

工場及び事業場の設置についての規制や、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置等を定めることにより、県民の健康と生活環境を保全することを目的に平成 10 年に施行された条例。

## 公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（1）大気汚染、（2）水質汚濁、（3）土壌汚染、（4）騒音、（5）振動、（6）地盤の沈下及び（7）悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

## 市街化区域

都市計画法で指定される、都市計画区域の 1 つ。すでに市街地を形成している区域と、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされている。市街化区域は、用途地域が定められており、道路、公園、下水道などの都市施設の整備も重点的に実施される。

## 終末処理場

下水処理場ともいう。下水を最終的に処理して公共用水域または海域に放流するために設けられる施設。多くは活性汚泥法を中心とする生物処理方式で汚濁成分を分解している。終末処理場は、水質汚濁防止法の特定施設であり、放流水の水質について下水道法施行令による技術上の基準および水質汚濁防止法の排水基準の適用を受ける。

## 浄化槽

日常生活で生じた污水やし尿を微生物の働きにより分解し、放流するための施設。大きく分けて、し尿だけを処理する単独処理浄化槽と、生活雑排水も合わせて処理する合併処理浄化槽の 2 種類がある。

## 浸透トレンチ

浸透管とその周囲の充填材(碎石等)から構成される構造物及びこれと同等のもので、雨水を導き、その側面や底面から雨水を地中に浸透させる施設をいう。

## 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

工場及び事業場における事業活動と、建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全することを目的とした法律。

## スマートモビリティ

交通・移動を変える新たな技術の総称。自動運転技術、IoT センサー等の取組が該当する。

## 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

工場及び事業場における事業活動と、建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全することを目的とした法律。

## BOD

生物化学的酸素要求量の略。生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量（mg/l）を表し、河川の汚染度が進むほど、この値は高くなる。

## GIS データ

地理情報システム（Geographic Information System）の略。地理情報及び付加情報をコンピュータ上で作成・保存・利用・管理・表示・検索するシステムを言う。

## 豊かな自然環境との共生

### 森林整備計画

都道府県が定める地域森林計画で対象としている民有林について、所在している市町村が森林法第 10 条の 5 第 1 項に基づき 5 年ごとに作成する 10 年間の計画。地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法を定める長期的な視点に立った森林づくりの計画。

### 水源の森林づくり協力協約推進事業

水源地域の森林の公益的機能を発揮させるため、森林の所有者が、市町村と協力協約を締結して、自ら（又は委託して）行う森林整備に対して、既存の造林

補助への上乗せや、造林補助対象とならない高齢級の森林の整備への補助を受けて行う事業。

### スクミリンゴガイ

淡水棲の大型巻貝である。俗にジャンボタニシと呼ばれるが、タニシとは異なる。南アメリカ原産。日本では食用を目的とした養殖用に台湾から持ち込まれたのが野生化した外来種であり、イネを食害することから、特定外来生物に指定され、防除対象になっている。

### ナラ枯れ

ナラ・シイ・カシなどの樹木が枯れる森林被害。枯れる原因は病原菌のまん延によるものであり、その病原菌を媒介する昆虫によって次々と伝染していく。

### みどりの食料システム戦略

令和 3 年に国が策定した、食料の生産・加工・流通・消費までをひとつの仕組みとしてとらえて、持続可能な食料生産を可能にするための戦略。2050 年までの目標として、農林水産業のゼロエミッション化や、有機農業の農地を全体の約 25%（100 万㌦）にする等を掲げている。

### 次世代を担う人づくり

#### エコ・クッキング

調理の工夫や食材を無駄なく使う方法など、エネルギーを上手に使い、食品ロスを減らせるよう環境にも人にも優しい調理方法のこと。

### 脱炭素型ライフスタイル

生活を支えるあらゆる製品・サービスは、その製造、輸送、使用から廃棄に至るまで温室効果ガスを発生していることから、これらの消費の在り方を見直し、脱炭素型の商品やサービスを積極的に利用する取組のこと。

## (参考) 環境に関する意識調査の質問項目

1. 年代を教えてください。
  - 10代以下、20代、30代、40代、50代、60代、70代以上
2. 伊勢原市内に在住又は在勤されていますか。
  - はい
  - いいえ
3. あなたが普段の生活で感じている環境問題は何ですか。(複数回答可)
  - 大気汚染
  - 騒音・振動
  - 水質汚濁
  - 土壌汚染
  - 悪臭
  - 廃棄物・ポイ捨て
  - 海洋汚染
  - 化学物質
  - 地球温暖化・気候変動
  - 生物多様性の保全
  - 市内の緑化
  - 景観の保全
  - その他
4. あなたが実践している環境に配慮した行動を教えてください。(はい、いいえ、どちらとも言えないのいずれかで回答)
  - 環境保全活動や自然観察、農業体験などに参加している。
  - 家庭で環境問題について話している。
  - 環境に関する催し物に参加している。
  - 通勤・通学は自動車以外の手段を利用している。
  - 自動車の運転はエコドライブを実践している。
  - 近隣への音の配慮を日頃から心掛けている。
  - ごみの分別を徹底し、減量化や再利用の工夫をしている。
  - 不要品はリサイクルするようにしている。
  - 電気やガスなどのエネルギーの節約をしている。
  - 省エネ型の家電製品への買換えを進めている。
  - 地場産の農畜産物を購入するようにしている。
  - 市民農園、みかんの木オーナー制度に参加している。
  - 自然とふれあい自然への理解や保護に努めている。
  - 庭や生け垣の緑化に努めている。
  - 節水を心掛けている。
  - 地域の美化活動に参加している。
  - ポイ捨てをしないようにしている。
5. 伊勢原市の環境をより良くするためにどのような取組が必要だと思いますか。(複数回答可)
  - 環境学習・環境教育の推進
  - 環境に関するイベントの実施
  - 環境保全に取り組む人材の育成
  - 環境に関する情報の発信
  - 太陽光等の再生可能エネルギーの利用促進
  - 気候変動への対策
  - 電気自動車等の利用促進
  - ごみの減量化の促進

- 地域美化活動の推進
- 省エネ、節電、節水の促進
- 大気汚染対策
- 騒音・振動対策
- 化学物質対策
- 悪臭対策
- 河川等の水質保全対策
- 緑化の推進
- 生物多様性の保全対策
- 景観の保全対策
- その他

**6. 「地球温暖化対策」に取り組む主体について、どのように考えますか。（複数回答可）**

- 個人が自分事として取り組むもの
- 行政が主導して取り組むもの
- 企業が率先して取り組むもの
- 国際社会全体で協力して取り組むもの
- 取り組む必要がないもの
- わからない

**7. 「地球温暖化対策」の取組について、あなたの考えに近いものはどれですか。（複数回答可）**

- 利便性や快適性など
- 暮らしの質の向上につながるもの
- 地域社会の活性化や、経済成長につながるもの
- 将来の安全・安心につながるもの
- 我慢を強いるもの・金銭面での負担になるもの
- 自分には関係のないもの、わからない

## 計画策定の経過

年月日	経過及び概要
令和3年11月22日	令和3年度第2回伊勢原市環境対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3次伊勢原市環境基本計画策定方針について</li> </ul>
令和4年3月4日	令和3年度第3回伊勢原市環境対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3次伊勢原市環境基本計画骨子について</li> </ul>
令和4年8月18日	伊勢原市長から伊勢原市環境対策審議会へ諮問 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3次伊勢原市環境基本計画の策定について（諮問）</li> </ul>
	令和4年度第1回伊勢原市環境対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度年次報告（案）について</li> <li>第3次伊勢原市環境基本計画（素案）について</li> </ul>
令和4年11月30日	令和4年度第2回伊勢原市環境対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3次伊勢原市環境基本計画（案）について</li> </ul>
令和4年12月21日～ 令和5年1月20日	市民意見募集（パブリックコメント）の実施について <ul style="list-style-type: none"> <li>提出者数5名 意見数20件</li> </ul>
令和5年2月15日	令和4年度第3回伊勢原市環境対策審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3次伊勢原市環境基本計画（案）のパブリックコメントの実施結果について</li> <li>第3次伊勢原市環境基本計画への答申について</li> </ul>
令和5年3月9日	伊勢原市環境対策審議会から伊勢原市長へ答申 <ul style="list-style-type: none"> <li>第3次伊勢原市環境基本計画について（答申）</li> </ul>
令和5年3月23日	伊勢原市議会へ報告
令和5年3月	答申に基づき、第3次伊勢原市環境基本計画を策定

### 第3次伊勢原市環境基本計画について（諮問）

伊 環 境 第 2 7 号  
令和4年8月18日

伊勢原市環境対策審議会  
会長 杉山 立志 様

伊勢原市長 高 山 松太郎



#### 第三次伊勢原市環境基本計画について（諮問）

このことについて、次のとおり第三次伊勢原市環境基本計画を策定したいので、伊勢原市附属機関に関する条例(昭和41年8月1日伊勢原市条例第5号)の規定により、意見を求めます。

##### 1 第三次伊勢原市環境基本計画について

平成25年6月策定した第二次伊勢原市環境基本計画について、伊勢原市環境基本条例（平成22年3月24日伊勢原市条例第5号）第10条の規定により、環境の保全などのための個別の施策を総合的、計画的に推進するための次期計画の策定を検討しているところです。

（事務担当は、経済環境部環境対策課）

## 第3次伊勢原市環境基本計画について（答申）

令和5年3月9日

伊勢原市長 高山 松太郎 殿

伊勢原市環境対策審議会  
会長 杉山 立志

### 第3次伊勢原市環境基本計画について（答申）

令和4年8月18日付け伊環境第27号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

#### 1 審議の結果

第3次伊勢原市環境基本計画について、本審議会では専門的知見や多様な視点から慎重に審議を重ねた結果、本計画では、地球温暖化対策を始めとした各目標における指標等が明確に示されており、また、環境保全において必要と考えられる施策等が包括的に設けられていること等から、計画の内容について概ね妥当なものと認めます。

前計画である第二次伊勢原市環境基本計画の策定から9年が経過しており、この間、国の2050年カーボンニュートラル宣言に伴う再生可能エネルギーへの大幅なシフトチェンジ、SDGsを踏まえた持続可能な社会の実現に向けた意識の変化、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の浸透等、環境政策を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、こうした変化に適切に対応しながら、環境の保全等のための個別の施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

本計画で新たに掲げた目指すべき環境像「自然の恵みをみんなでつなぐ 持続可能なまちいせはら」の実現、そして取組の柱におけるそれぞれの目標達成に向けては、市民、事業者、行政が協働しつつも、各主体の自主的な行動が極めて重要であるとの認識のもとに、総合的な環境政策を推進するための個別の意見や留意すべき事項について付します。その趣旨が十分に尊重されることを要望します。

#### 2 意見

##### (1) 大目標1 カーボンニュートラルの推進

- 本計画では、2050年「ゼロカーボンシティいせはら」の実現に向け、2030年における二酸化炭素排出削減目標を2013年度比で46%削減としています。削減目標の達成にあたっては、市内の再生可能エネルギーポテンシャル

の最大限活用とエネルギーの地産地消の推進が必要であると考えます。市民、事業者と密に連携し、達成状況を明確にしなが、普及に係る取組を進めていくことを要望します。

また、施策ごとの二酸化炭素排出の削減効果を十分に分析した上で、優先順位を付けた上で取組を進めることを要望します。

- 各主体が積極的に二酸化炭素の排出削減に向けた省エネや再生可能エネルギー導入等に取り組めるよう、行政としても脱炭素に係る新しい技術や他地域における取組の情報収集に努めるとともに、各主体に対する適切な支援や情報提供を継続的に行うよう要望します。
- 気候変動への適応については、国の影響評価に加え、本市の地域特性を十分に考慮した上で、気候変動の影響や被害の状況を定期的に調査し、将来における影響を回避・軽減できるような適切な施策を講じていくことを要望します。

#### (2) 大目標 2 循環型社会の構築

- 製品プラスチックや食品ロスの削減等の新たな課題への対応についても積極的に検討を進め、更なるごみの減量化及び資源化の推進に取り組まれることを要望します。

#### (3) 大目標 3 快適な生活環境の保全

- 「住み続けたいまち」の実現に向け、環境リスクの生じるような、農薬や化学物質の使用低減の推進に取り組まれるよう要望します。
- 緑地による大気の浄化作用等に期待すべく、現状の把握に努めるとともに、適切な緑地の保全に取り組まれるよう要望します。

#### (4) 大目標 4 豊かな自然環境との共生

- 本市において、農業は主要な産業である一方、農業従事者の人手不足等の課題も年々顕在化しています。環境保全の視点からも、本市の農業従事者の一助となるような施策の推進を要望します。
- 農畜産物の地産地消が進むよう、地域と連携しながら、販売場所等に関する情報提供を積極的に行うとともに、イベントや動画等による幅広い周知啓発等を行うことを要望します。
- 二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全等において、本市の豊富な森林資源が有効活用されることを要望します。

#### (5) 大目標 5 次世代を担う人づくり

- 2050年の中長期を見据えたとき、継続的に環境学習を行うことは、次の世

代へ環境に対する課題や問題意識等を継承し、意識を醸成していくことにつながります。幅広い世代、特に若年層が環境学習に主体的に取り組めるよう、体験型とオンラインを組み合わせる等の新しい学習環境の提供と、興味を持ってもらえるような時代に合わせたメニュー開発の検討を要望します。

(6) 全体を通じて

- 各主体の自主的な環境保全に係る取組が進むよう、行政として適切な情報発信等に努めることを要望します。
- 本計画は、概ね5年ごとに見直しを図るとされていますが、計画の見直しにあたっては、取組の成果と課題を明確にするとともに、環境行政に対する市民意識を定期的かつ的確に把握するように努め、随時施策等に反映していくよう要望します。
- 計画内容の構成や進捗状況に関しては、必要に応じて図や写真等を用い、市民や事業者に対して分かりやすいものとなるように工夫することを要望します。
- 本計画は、他の計画との関連が多く見られることから、市全体として本計画の推進に取り組む体制を明確にし、目指す環境像の実現に向けた着実な進行管理を図るよう要望します。

伊勢原市環境対策審議会委員

役職	氏名	選任種別	備考
会長	杉山 立志	学識経験者	東京農業大学農学部准教授
副会長	武蔵 郁夫	市内公共的団体	伊勢原市自治会連合会 理事
委員	藤本 隆文	公募市民	市民公募
委員	南澤 倫子	公募市民	市民公募
委員	宮垣 弘子	市内公共的団体	伊勢原市商工会 女性部 監事
委員	濱田 順子	市内公共的団体	いせはら環境ネットワーク 会員
委員	小宮 章裕	市内公共的団体	湘南農業協同組合 企画管理部長
委員	河内 基之	市内事業者	伊勢原地区環境保全連絡協議会 顧問 (株式会社アマダ)
委員	木村 秀昭	市内事業者	神奈川中央交通西株式会社 伊勢原営業所長
委員	大木 俊雄	市内事業者	日産自動車株式会社テクニカルセンター R&D 総務・ファシリティマネジメントグループ 主担
委員	立道 昌幸	学識経験者	東海大学医学部教授 (基盤診療学系衛生学公衆衛生学)
委員	新谷 聡之	学識経験者	神奈川県自然環境保全センター 自然再生企画 課長



**第3次伊勢原市環境基本計画  
令和5年3月発行**

**伊勢原市 経済環境部 環境対策課**

伊勢原市公式イメージキャラクター  
**クルリン**